

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金の改定等に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(消費税免税の運賃・料金)</p> <p>第3条の3 消費税が免除される場合の運賃・料金は、前条に規定する額に 108分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)</p> <p>第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかっこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあっては営業キロ）によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。</p> <p>(1) 大沼以遠（仁山方面）の各駅と、森以遠（石谷方面）の各駅との相互間 (東森駅經由函館本線) (○ 大沼公園駅經由函館本線)</p> <p>(2) 日暮里以遠（鶯谷又は三河島方面）の各駅と、赤羽以遠（川口、北赤羽又は十条方面）の各駅との相互間 (尾久經由東北本線) (○ 王子經由東北本線)</p> <p>(3) 赤羽以遠（尾久、東十条又は十条方面）の各駅と、大宮以遠（土呂、宮原又は日進方面）の各駅との相互間 (戸田公園・与野本町經由東北本線) (○ 川口・浦和經由東北本線)</p> <p>(4) 品川以遠（田町又は大崎方面）の各駅と、鶴見以遠（新子安又は国道方面）の各駅との相互間 (西大井經由東海道本線) (○ 大井町經由東海道本線)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 普通旅客運賃 (幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条 幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(消費税免税の運賃・料金)</p> <p>第3条の3 消費税が免除される場合の運賃・料金は、前条に規定する額に 110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)</p> <p>第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかっこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあっては営業キロ）によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。</p> <p>(1) 大沼以遠（仁山方面）の各駅と、森以遠（石谷方面）の各駅との相互間 (東森駅經由函館本線) (○ 大沼公園駅經由函館本線)</p> <p>(2) 日暮里以遠（鶯谷又は三河島方面）の各駅と、赤羽以遠（川口、北赤羽又は十条方面）の各駅との相互間 (尾久經由東北本線) (○ 王子經由東北本線)</p> <p>(3) 赤羽以遠（尾久、東十条又は十条方面）の各駅と、大宮以遠（土呂、宮原又は日進方面）の各駅との相互間 (戸田公園・与野本町經由東北本線) (○ 川口・浦和經由東北本線)</p> <p>(4) 品川以遠（田町又は大崎方面）の各駅と、鶴見以遠（新子安、国道又は羽沢横浜国大方面）の各駅との相互間 (西大井經由東海道本線) (○ 大井町經由東海道本線)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 普通旅客運賃 (幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条 幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に</p>

現行	改正																						
<p>より計算した額を合計した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号の規定により計算した額に100分の<u>8</u>を乗じ10円未満のは数を円位において四捨五入して10円単位とした額(以下この方法を「四捨五入」という。)</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、<u>発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、前条の規定を適用して計算した額とする。</u></p>	<p>より計算した額を合計した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号の規定により計算した額に100分の<u>10</u>を乗じ10円未満のは数を円位において四捨五入して10円単位とした額(以下この方法を「四捨五入」という。)</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合</u></p> <table border="1" data-bbox="1254 638 2083 1356"> <thead> <tr> <th>営業キロの区間</th> <th>大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>15キロメートルまで</u></td> <td><u>340円</u></td> </tr> <tr> <td><u>15キロメートルを超え、30キロメートルまで</u></td> <td><u>5キロメートルまでを増すごとに100円加算</u></td> </tr> <tr> <td><u>30キロメートルを超え、35キロメートルまで</u></td> <td><u>750円</u></td> </tr> <tr> <td><u>35キロメートルを超え、45キロメートルまで</u></td> <td><u>5キロメートルまでを増すごとに110円加算</u></td> </tr> <tr> <td><u>45キロメートルを超え、50キロメートルまで</u></td> <td><u>1,130円</u></td> </tr> <tr> <td><u>50キロメートルを超え、60キロメートルまで</u></td> <td><u>1,290円</u></td> </tr> <tr> <td><u>60キロメートルを超え、70キロメートルまで</u></td> <td><u>1,490円</u></td> </tr> <tr> <td><u>70キロメートルを超え、80キロメートルまで</u></td> <td><u>1,680円</u></td> </tr> <tr> <td><u>80キロメートルを超え、90キロメートルまで</u></td> <td><u>1,890円</u></td> </tr> <tr> <td><u>90キロメートルを超え、100キロメートルまで</u></td> <td><u>2,100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合</u></p>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	<u>15キロメートルまで</u>	<u>340円</u>	<u>15キロメートルを超え、30キロメートルまで</u>	<u>5キロメートルまでを増すごとに100円加算</u>	<u>30キロメートルを超え、35キロメートルまで</u>	<u>750円</u>	<u>35キロメートルを超え、45キロメートルまで</u>	<u>5キロメートルまでを増すごとに110円加算</u>	<u>45キロメートルを超え、50キロメートルまで</u>	<u>1,130円</u>	<u>50キロメートルを超え、60キロメートルまで</u>	<u>1,290円</u>	<u>60キロメートルを超え、70キロメートルまで</u>	<u>1,490円</u>	<u>70キロメートルを超え、80キロメートルまで</u>	<u>1,680円</u>	<u>80キロメートルを超え、90キロメートルまで</u>	<u>1,890円</u>	<u>90キロメートルを超え、100キロメートルまで</u>	<u>2,100円</u>
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																						
<u>15キロメートルまで</u>	<u>340円</u>																						
<u>15キロメートルを超え、30キロメートルまで</u>	<u>5キロメートルまでを増すごとに100円加算</u>																						
<u>30キロメートルを超え、35キロメートルまで</u>	<u>750円</u>																						
<u>35キロメートルを超え、45キロメートルまで</u>	<u>5キロメートルまでを増すごとに110円加算</u>																						
<u>45キロメートルを超え、50キロメートルまで</u>	<u>1,130円</u>																						
<u>50キロメートルを超え、60キロメートルまで</u>	<u>1,290円</u>																						
<u>60キロメートルを超え、70キロメートルまで</u>	<u>1,490円</u>																						
<u>70キロメートルを超え、80キロメートルまで</u>	<u>1,680円</u>																						
<u>80キロメートルを超え、90キロメートルまで</u>	<u>1,890円</u>																						
<u>90キロメートルを超え、100キロメートルまで</u>	<u>2,100円</u>																						

現行		改正	
		<u>発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに同条第2項第3号及び第4号の規定を適用して計算した額とする。</u>	
200 キロメートル以下の営業キロ (第一地帯)	1キロメートルにつき <u>17円85銭</u>	200 キロメートル以下の営業キロ (第一地帯)	1キロメートルにつき <u>19円70銭</u>
200 キロメートルを超え、300 キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)	1キロメートルにつき 16円20銭	200 キロメートルを超え、300 キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)	1キロメートルにつき 16円20銭
300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第3地帯)	1キロメートルにつき 12円85銭	300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第3地帯)	1キロメートルにつき 12円85銭
600 キロメートル以下の営業キロ (第4地帯)	1キロメートルにつき 7円05銭	600 キロメートルを超える営業キロ (第4地帯)	1キロメートルにつき 7円05銭
(中略)		(中略)	
(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)		(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)	
第77条の4 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。		第77条の4 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。	
(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合		(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合	
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
15キロメートルまで	280円	15キロメートルまで	280円
15キロメートルを超え、25キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに <u>90円</u> 加算	15キロメートルを超え、25キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに <u>100円</u> 加算
25キロメートルを超え、 <u>30</u> キロメートルまで	<u>560円</u>	25キロメートルを超え、 <u>35</u> キロメートルまで	<u>5キロメートルまでを増すごとに90円</u> 加算
30キロメートルを超え、 <u>40</u> キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに <u>90円</u> 加算	<u>35</u> キロメートルを超え、 <u>45</u> キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに <u>100円</u> 加算
<u>40キロメートルを超え、45</u> キロメートルまで	<u>840円</u>	45キロメートルを超え、50キロメートルまで	<u>950円</u>
45キロメートルを超え、50キロメートルまで	<u>940円</u>	50キロメートルを超え、 <u>70</u> キロメートルまで	<u>10キロメートルまでを増すごとに180円</u> 加算
50キロメートルを超え、 <u>60</u> キロメートルまで	<u>1,110円</u>	60キロメートルを超え、 <u>70</u> キロメートルまで	<u>1,290円</u>
<u>60キロメートルを超え、70</u> キロメートルまで	<u>1,290円</u>		

現行	改正																																																								
<p><u>ロメートルまで</u> 70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで <u>1,470</u> 円 80 キロメートルを超え、90 キロメートルまで <u>1,650</u> 円 90 キロメートルを超え、100 キロメートルまで <u>1,820</u> 円</p>	<p>70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで <u>1,500</u> 円 80 キロメートルを超え、90 キロメートルまで <u>1,680</u> 円 90 キロメートルを超え、100 キロメートルまで <u>1,850</u> 円</p>																																																								
(中略)	(中略)																																																								
(地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)	(地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)																																																								
<p>第 77 条の 5 地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項の規定を適用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p>	<p>第 77 条の 5 地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項の規定を適用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p>																																																								
(中略)	(中略)																																																								
<p>3 第 1 項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>	<p>3 第 1 項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>																																																								
<table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">営業キロの区間</th> <th style="text-align: right;">大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11km から 15km まで</td><td style="text-align: right;">240 円</td></tr> <tr><td>16km から 20km まで</td><td style="text-align: right;"><u>320</u> 円</td></tr> <tr><td>21km から 23km まで</td><td style="text-align: right;"><u>410</u> 円</td></tr> <tr><td>24km から 28km まで</td><td style="text-align: right;"><u>500</u> 円</td></tr> <tr><td>33km から 37km まで</td><td style="text-align: right;"><u>670</u> 円</td></tr> <tr><td>42km から 46km まで</td><td style="text-align: right;"><u>840</u> 円</td></tr> <tr><td>47km から 55km まで</td><td style="text-align: right;"><u>970</u> 円</td></tr> <tr><td>56km から 64km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,140</u> 円</td></tr> <tr><td>65km から 73km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,320</u> 円</td></tr> <tr><td>74km から 82km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,490</u> 円</td></tr> <tr><td>83km から 91km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,660</u> 円</td></tr> <tr><td>101km から 110km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,940</u> 円</td></tr> <tr><td>292km から 310km まで</td><td style="text-align: right;"><u>5,620</u> 円</td></tr> </tbody> </table>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	11km から 15km まで	240 円	16km から 20km まで	<u>320</u> 円	21km から 23km まで	<u>410</u> 円	24km から 28km まで	<u>500</u> 円	33km から 37km まで	<u>670</u> 円	42km から 46km まで	<u>840</u> 円	47km から 55km まで	<u>970</u> 円	56km から 64km まで	<u>1,140</u> 円	65km から 73km まで	<u>1,320</u> 円	74km から 82km まで	<u>1,490</u> 円	83km から 91km まで	<u>1,660</u> 円	101km から 110km まで	<u>1,940</u> 円	292km から 310km まで	<u>5,620</u> 円	<table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">営業キロの区間</th> <th style="text-align: right;">大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11km から 15km まで</td><td style="text-align: right;">240 円</td></tr> <tr><td>16km から 20km まで</td><td style="text-align: right;"><u>330</u> 円</td></tr> <tr><td>21km から 23km まで</td><td style="text-align: right;"><u>420</u> 円</td></tr> <tr><td>24km から 28km まで</td><td style="text-align: right;"><u>510</u> 円</td></tr> <tr><td>33km から 37km まで</td><td style="text-align: right;"><u>680</u> 円</td></tr> <tr><td>42km から 46km まで</td><td style="text-align: right;"><u>860</u> 円</td></tr> <tr><td>47km から 55km まで</td><td style="text-align: right;"><u>990</u> 円</td></tr> <tr><td>56km から 64km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,170</u> 円</td></tr> <tr><td>65km から 73km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,340</u> 円</td></tr> <tr><td>74km から 82km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,520</u> 円</td></tr> <tr><td>83km から 91km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,690</u> 円</td></tr> <tr><td>101km から 110km まで</td><td style="text-align: right;"><u>1,980</u> 円</td></tr> <tr><td>292km から 310km まで</td><td style="text-align: right;"><u>5,720</u> 円</td></tr> </tbody> </table>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	11km から 15km まで	240 円	16km から 20km まで	<u>330</u> 円	21km から 23km まで	<u>420</u> 円	24km から 28km まで	<u>510</u> 円	33km から 37km まで	<u>680</u> 円	42km から 46km まで	<u>860</u> 円	47km から 55km まで	<u>990</u> 円	56km から 64km まで	<u>1,170</u> 円	65km から 73km まで	<u>1,340</u> 円	74km から 82km まで	<u>1,520</u> 円	83km から 91km まで	<u>1,690</u> 円	101km から 110km まで	<u>1,980</u> 円	292km から 310km まで	<u>5,720</u> 円
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																																																								
11km から 15km まで	240 円																																																								
16km から 20km まで	<u>320</u> 円																																																								
21km から 23km まで	<u>410</u> 円																																																								
24km から 28km まで	<u>500</u> 円																																																								
33km から 37km まで	<u>670</u> 円																																																								
42km から 46km まで	<u>840</u> 円																																																								
47km から 55km まで	<u>970</u> 円																																																								
56km から 64km まで	<u>1,140</u> 円																																																								
65km から 73km まで	<u>1,320</u> 円																																																								
74km から 82km まで	<u>1,490</u> 円																																																								
83km から 91km まで	<u>1,660</u> 円																																																								
101km から 110km まで	<u>1,940</u> 円																																																								
292km から 310km まで	<u>5,620</u> 円																																																								
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																																																								
11km から 15km まで	240 円																																																								
16km から 20km まで	<u>330</u> 円																																																								
21km から 23km まで	<u>420</u> 円																																																								
24km から 28km まで	<u>510</u> 円																																																								
33km から 37km まで	<u>680</u> 円																																																								
42km から 46km まで	<u>860</u> 円																																																								
47km から 55km まで	<u>990</u> 円																																																								
56km から 64km まで	<u>1,170</u> 円																																																								
65km から 73km まで	<u>1,340</u> 円																																																								
74km から 82km まで	<u>1,520</u> 円																																																								
83km から 91km まで	<u>1,690</u> 円																																																								
101km から 110km まで	<u>1,980</u> 円																																																								
292km から 310km まで	<u>5,720</u> 円																																																								
(中略)	(中略)																																																								

現行	改正																														
<p>(北海道旅客鉄道会社線内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 77 条の 6 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、<u>発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により第 77 条第 1 項及び前条第 2 項の規定を適用して計算した額とする。</u></p>	<p>(北海道旅客鉄道会社線内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 77 条の 6 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合</u></p> <table border="1" data-bbox="1256 347 2029 1369"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 347 1682 384">営業キロの区間</th> <th data-bbox="1682 347 2029 384">大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 384 1682 421">15 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 384 2029 421">340 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 421 1682 491">15 キロメートルを超え、20 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 421 2029 491">440 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 491 1682 561">20 キロメートルを超え、23 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 491 2029 561">540 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 561 1682 632">23 キロメートルを超え、28 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 561 2029 632">640 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 632 1682 702">28 キロメートルを超え、32 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 632 2029 702">750 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 702 1682 772">32 キロメートルを超え、37 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 702 2029 772">860 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 772 1682 842">37 キロメートルを超え、41 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 772 2029 842">970 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 842 1682 912">41 キロメートルを超え、46 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 842 2029 912">1,130 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 912 1682 983">46 キロメートルを超え、55 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 912 2029 983">1,290 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 983 1682 1053">55 キロメートルを超え、64 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 983 2029 1053">1,490 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1053 1682 1123">64 キロメートルを超え、73 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 1053 2029 1123">1,680 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1123 1682 1193">73 キロメートルを超え、82 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 1123 2029 1193">1,890 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1193 1682 1264">82 キロメートルを超え、91 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 1193 2029 1264">2,100 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1264 1682 1369">91 キロメートルを超え、100 キロメートルまで</td> <td data-bbox="1682 1264 2029 1369">2,320 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>営業キロが 100 キロメートルを超える場合</u></p>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15 キロメートルまで	340 円	15 キロメートルを超え、20 キロメートルまで	440 円	20 キロメートルを超え、23 キロメートルまで	540 円	23 キロメートルを超え、28 キロメートルまで	640 円	28 キロメートルを超え、32 キロメートルまで	750 円	32 キロメートルを超え、37 キロメートルまで	860 円	37 キロメートルを超え、41 キロメートルまで	970 円	41 キロメートルを超え、46 キロメートルまで	1,130 円	46 キロメートルを超え、55 キロメートルまで	1,290 円	55 キロメートルを超え、64 キロメートルまで	1,490 円	64 キロメートルを超え、73 キロメートルまで	1,680 円	73 キロメートルを超え、82 キロメートルまで	1,890 円	82 キロメートルを超え、91 キロメートルまで	2,100 円	91 キロメートルを超え、100 キロメートルまで	2,320 円
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																														
15 キロメートルまで	340 円																														
15 キロメートルを超え、20 キロメートルまで	440 円																														
20 キロメートルを超え、23 キロメートルまで	540 円																														
23 キロメートルを超え、28 キロメートルまで	640 円																														
28 キロメートルを超え、32 キロメートルまで	750 円																														
32 キロメートルを超え、37 キロメートルまで	860 円																														
37 キロメートルを超え、41 キロメートルまで	970 円																														
41 キロメートルを超え、46 キロメートルまで	1,130 円																														
46 キロメートルを超え、55 キロメートルまで	1,290 円																														
55 キロメートルを超え、64 キロメートルまで	1,490 円																														
64 キロメートルを超え、73 キロメートルまで	1,680 円																														
73 キロメートルを超え、82 キロメートルまで	1,890 円																														
82 キロメートルを超え、91 キロメートルまで	2,100 円																														
91 キロメートルを超え、100 キロメートルまで	2,320 円																														

現行		改正	
182 キロメートル以下の営業キロ (第1地帯)	1キロメートルにつき <u>19</u> 円 60 銭	182 キロメートル以下の営業キロ (第1地帯)	1キロメートルにつき <u>21</u> 円 60 銭
182 キロメートルを超え、273 キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)	1キロメートルにつき 17 円 80 銭	182 キロメートルを超え、273 キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)	1キロメートルにつき 17 円 80 銭
273 キロメートルを超え、546 キロメートル以下の営業キロ (第3地帯)	1キロメートルにつき 14 円 10 銭	273 キロメートルを超え、546 キロメートル以下の営業キロ (第3地帯)	1キロメートルにつき 14 円 10 銭
546 キロメートル以下の営業キロ (第4地帯)	1キロメートルにつき 7 円 70 銭	546 キロメートルを超える営業キロ (第4地帯)	1キロメートルにつき 7 円 70 銭
(中略)		(中略)	
<p>(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 77 条の 7 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 3 に規定した額を適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>		<p style="color: red; text-decoration: underline;">発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに同条第 2 項の規定を適用して計算した額とする。</p> <p>(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 77 条の 7 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 3 に規定した額を適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>	
擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
擬制キロ 11km	<u>230</u> 円	擬制キロ 11km	<u>240</u> 円
擬制キロ 16km	290 円	擬制キロ 16km	290 円
擬制キロが 17km で営業キロが 15km	290 円	擬制キロが 17km で営業キロが 15km	290 円
擬制キロ 21km	<u>390</u> 円	擬制キロ 21km	<u>400</u> 円
擬制キロ 22km	<u>390</u> 円	擬制キロ 22km	<u>400</u> 円
擬制キロが 26km で営業キロが 23km	<u>480</u> 円	擬制キロが 26km で営業キロが 23km	<u>490</u> 円
擬制キロが 31km で営業キロが 28km	<u>550</u> 円	擬制キロが 31km で営業キロが 28km	<u>570</u> 円
擬制キロが 36km で営業キロが 32km	<u>660</u> 円	擬制キロが 36km で営業キロが 32km	<u>670</u> 円
擬制キロが 41km で営業キロが 37km	<u>760</u> 円	擬制キロが 41km で営業キロが 37km	<u>780</u> 円
擬制キロが 46km で営業キロが 41km	<u>850</u> 円	擬制キロが 46km で営業キロが 41km	<u>870</u> 円

現行	改正
擬制キロが 51km で営業キロが 46km <u>950</u> 円 擬制キロが 61km で営業キロが 55km <u>1,090</u> 円 擬制キロが 71km で営業キロが 64km <u>1,280</u> 円 擬制キロが 81km で営業キロが 73km <u>1,460</u> 円	擬制キロが 51km で営業キロが 46km <u>970</u> 円 擬制キロが 61km で営業キロが 55km <u>1,110</u> 円 擬制キロが 71km で営業キロが 64km <u>1,300</u> 円 擬制キロが 81km で営業キロが 73km <u>1,480</u> 円
(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)	(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)
第 77 条の 8 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 4 に規定した額を適用する。	第 77 条の 8 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 4 に規定した額を適用する。
2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。	2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。
擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間 大人片道普通旅客運賃	擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間 大人片道普通旅客運賃
擬制キロ 11km <u>250</u> 円 擬制キロ 16km <u>290</u> 円 擬制キロが 17km で営業キロが 15km <u>290</u> 円 擬制キロ 21km 400 円 擬制キロ 22km 400 円 擬制キロが 26km で営業キロが 23km <u>490</u> 円 擬制キロが 31km で営業キロが 28km <u>600</u> 円 擬制キロが 36km で営業キロが 32km <u>720</u> 円 擬制キロが 41km で営業キロが 37km <u>810</u> 円 擬制キロが 46km で営業キロが 41km <u>910</u> 円 擬制キロが 51km で営業キロが 46km <u>1,000</u> 円 擬制キロが 61km で営業キロが 55km <u>1,180</u> 円 擬制キロが 71km で営業キロが 64km <u>1,370</u> 円 擬制キロが 81km で営業キロが 73km <u>1,480</u> 円 擬制キロが 91km で営業キロが 82km <u>1,660</u> 円 擬制キロが 101km で営業キロが 91km <u>1,840</u> 円 擬制キロ 121km <u>2,320</u> 円 擬制キロが 141km で営業キロが 128km <u>2,680</u> 円 擬制キロが 161km で営業キロが 146km <u>3,100</u> 円 擬制キロが 181km で営業キロが 164km <u>3,630</u> 円	擬制キロ 11km <u>260</u> 円 擬制キロ 16km <u>300</u> 円 擬制キロが 17km で営業キロが 15km <u>300</u> 円 擬制キロ 21km 400 円 擬制キロ 22km 400 円 擬制キロが 26km で営業キロが 23km <u>500</u> 円 擬制キロが 31km で営業キロが 28km <u>610</u> 円 擬制キロが 36km で営業キロが 32km <u>730</u> 円 擬制キロが 41km で営業キロが 37km <u>820</u> 円 擬制キロが 46km で営業キロが 41km <u>930</u> 円 擬制キロが 51km で営業キロが 46km <u>1,020</u> 円 擬制キロが 61km で営業キロが 55km <u>1,200</u> 円 擬制キロが 71km で営業キロが 64km <u>1,400</u> 円 擬制キロが 81km で営業キロが 73km <u>1,500</u> 円 擬制キロが 91km で営業キロが 82km <u>1,690</u> 円 擬制キロが 101km で営業キロが 91km <u>1,870</u> 円 擬制キロ 121km <u>2,360</u> 円 擬制キロが 141km で営業キロが 128km <u>2,730</u> 円 擬制キロが 161km で営業キロが 146km <u>3,160</u> 円 擬制キロが 181km で営業キロが 164km <u>3,690</u> 円

現行	改正
<p>(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 78 条 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。</p> <p>(1) 第 86 条第 1 号に掲げる図中の太線区間 (以下「東京山手線内」という。) 及び同条第 5 号に掲げる図中の太線区間 (以下「大阪環状線内」という。) の駅相互発着の場合。</p> <p>イ 東京山手線内相互発着の場合 次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の <u>8</u> を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p> <p>300 キロメートル以下の営業キロ 1 キロメートルにつき 13 円 25 銭 (第 1 地帯)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着 (前号に規定する東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となるものを除く。) の場合。</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の <u>8</u> を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p> <p>300 キロメートル以下の営業キロ 1 キロメートルにつき 15 円 30 銭 (第 1 地帯)</p> <p>300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯)</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項第 2 号の東京附近及び大阪附近における電車特定区間の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 東京附近にあつては、東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見間、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、中央本線中東京・高尾間、青梅線、五日市線、東北本線中東京・大宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、山手線、赤羽線、常磐線中日暮里・取手間、総武本線中東京・千葉間及び錦糸町・御茶ノ水間並びに京</p>	<p>(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 78 条 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。</p> <p>(1) 第 86 条第 1 号に掲げる図中の太線区間 (以下「東京山手線内」という。) 及び同条第 5 号に掲げる図中の太線区間 (以下「大阪環状線内」という。) の駅相互発着の場合。</p> <p>イ 東京山手線内相互発着の場合 次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の <u>10</u> を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p> <p>300 キロメートル以下の営業キロ 1 キロメートルにつき 13 円 25 銭 (第 1 地帯)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着 (前号に規定する東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となるものを除く。) の場合。</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の <u>10</u> を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p> <p>300 キロメートル以下の営業キロ 1 キロメートルにつき 15 円 30 銭 (第 1 地帯)</p> <p>300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯)</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項第 2 号の東京附近及び大阪附近における電車特定区間の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 東京附近にあつては、東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見・<u>羽沢横浜国大</u>間、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、中央本線中東京・高尾間、青梅線、五日市線、東北本線中東京・大宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、山手線、赤羽線、常磐線中日暮里・取手間、総武本線中東京・千葉間及び錦糸町・御茶</p>

現行	改正
<p>葉線中東京・千葉みなと間及び市川塩浜・西船橋・南船橋間</p> <p>(中略)</p> <p>(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>140</u>円</p> <p>小児 70円</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>120</u>円</p> <p>小児 60円</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>140</u>円</p> <p>小児 70円</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>170</u>円</p>	<p>ノ水間並びに京葉線中東京・千葉みなと間及び市川塩浜・西船橋・南船橋間</p> <p>(中略)</p> <p>(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>150</u>円</p> <p>小児 70円</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>130</u>円</p> <p>小児 60円</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>150</u>円</p> <p>小児 70円</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>200</u>円</p>

現行	改正
<p>小児 <u>80</u>円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u>円 小児 <u>100</u>円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>220</u>円 小児 <u>110</u>円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>170</u>円 小児 <u>80</u>円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u>円 小児 <u>100</u>円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>230</u>円 小児 <u>110</u>円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。</p> <p>(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>160</u>円 小児 80円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 210円 小児 100円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p>	<p>小児 <u>100</u>円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>250</u>円 小児 <u>120</u>円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>290</u>円 小児 <u>140</u>円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>200</u>円 小児 <u>100</u>円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>250</u>円 小児 <u>120</u>円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>300</u>円 小児 <u>150</u>円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。</p> <p>(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>170</u>円 小児 80円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 210円 小児 100円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p>

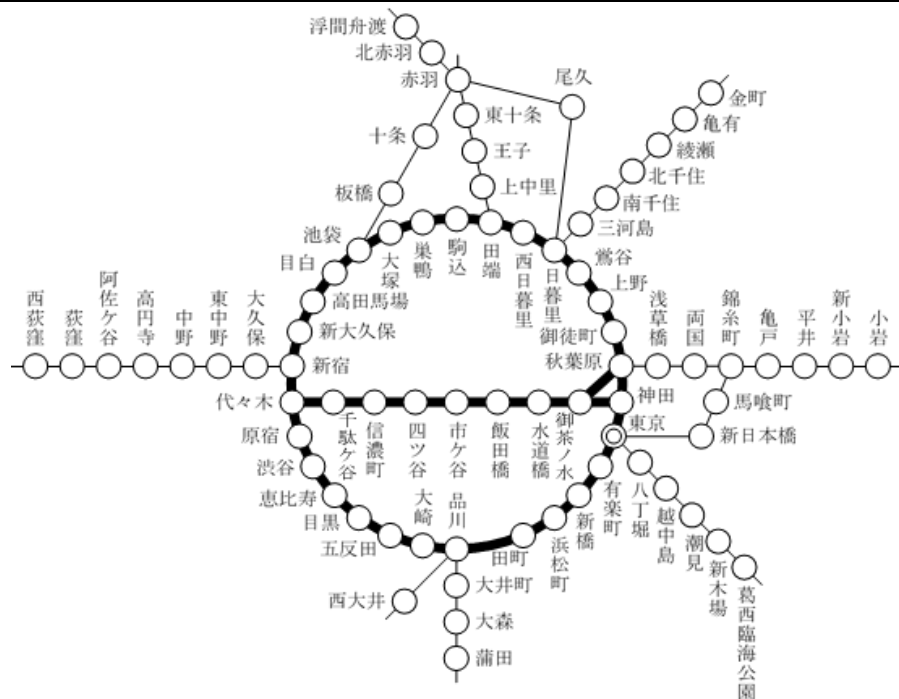
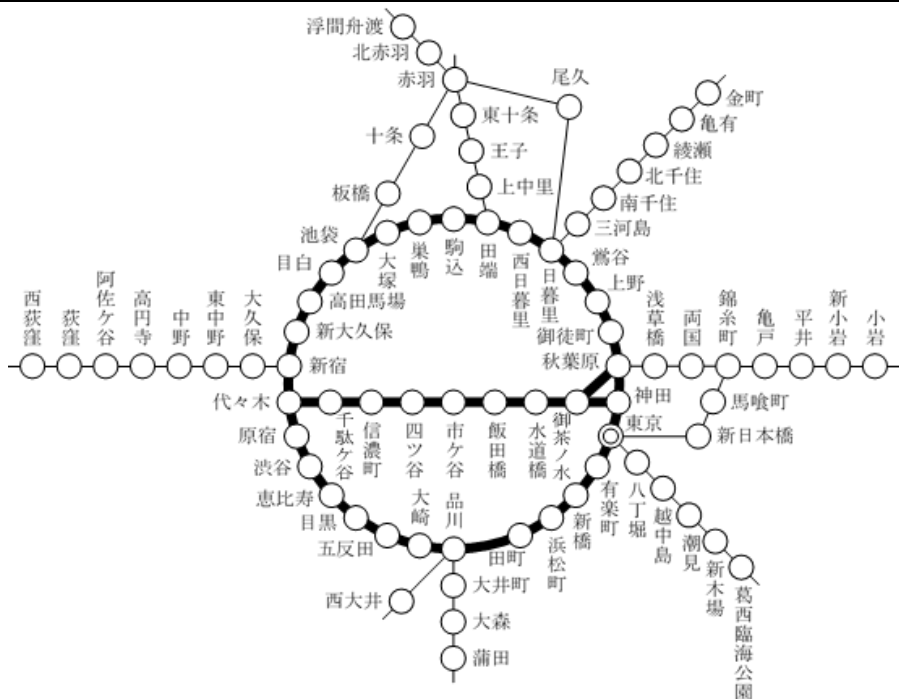
現行	改正
<p>大人 220 円 小児 110 円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが 4 キロメートルで営業キロが 3 キロメートルの場合 大人 <u>160</u> 円 小児 80 円</p> <p>ロ 擬制キロ又は運賃計算キロが 11 キロメートルで営業キロが 10 キロメートルの場合 大人 <u>230</u> 円 小児 <u>110</u> 円</p> <p>(中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第 84 条の 4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 <u>160</u> 円 小児 80 円</p> <p>ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 210 円 小児 100 円</p> <p>ハ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 230 円 小児 110 円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p>	<p>大人 220 円 小児 110 円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが 4 キロメートルで営業キロが 3 キロメートルの場合 大人 <u>170</u> 円 小児 80 円</p> <p>ロ 擬制キロ又は運賃計算キロが 11 キロメートルで営業キロが 10 キロメートルの場合 大人 <u>240</u> 円 小児 <u>120</u> 円</p> <p>(中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第 84 条の 4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 <u>170</u> 円 小児 80 円</p> <p>ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 210 円 小児 100 円</p> <p>ハ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 230 円 小児 110 円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p>

現行	改正
<p>地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合</p> <p>大人 180円 小児 90円</p> <p>ロ 擬制キロが11キロメートルの場合及び運賃計算キロが11キロメートルで営業キロが10キロメートルの場合</p> <p>大人 <u>250</u>円 小児 <u>120</u>円</p> <p>(中略)</p> <p>(加算普通旅客運賃の適用区間及び額)</p> <p>第85条の2 大人加算普通旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 南千歳・新千歳空港間 <u>140</u>円 (2) 日根野・りんくうタウン間 <u>150</u>円 (3) 日根野・関西空港間 220円 (4) りんくうタウン・関西空港間 170円 (5) 児島・宇多津間 <u>100</u>円 (6) 田吉・宮崎空港間 <u>120</u>円</p> <p>(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第85条の3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の2、第77条の3、第81条、第81条の2、第81条の3、第81条の4、第84条、第84条の2、第84条の4及び第85条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p> <p>区間 大人片道普通旅客運賃 児島・坂出間 <u>520</u>円</p>	<p>地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合</p> <p>大人 180円 小児 90円</p> <p>ロ 擬制キロが11キロメートルの場合及び運賃計算キロが11キロメートルで営業キロが10キロメートルの場合</p> <p>大人 <u>260</u>円 小児 <u>130</u>円</p> <p>(中略)</p> <p>(加算普通旅客運賃の適用区間及び額)</p> <p>第85条の2 大人加算普通旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 南千歳・新千歳空港間 <u>20</u>円 (2) 日根野・りんくうタウン間 <u>160</u>円 (3) 日根野・関西空港間 220円 (4) りんくうタウン・関西空港間 170円 (5) 児島・宇多津間 <u>110</u>円 (6) 田吉・宮崎空港間 <u>130</u>円</p> <p>(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第85条の3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の2、第77条の3、第81条、第81条の2、第81条の3、第81条の4、第84条、第84条の2、第84条の4及び第85条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p> <p>区間 大人片道普通旅客運賃 児島・坂出間 <u>530</u>円</p>

現行	改正
<p>児 島・宇多津間 <u>430</u> 円</p> <p>児 島・丸 亀間 <u>520</u> 円</p> <p>児 島・讃岐塩屋間 <u>520</u> 円</p> <p>児 島・多度津間 <u>520</u> 円</p>	<p>児 島・宇多津間 <u>440</u> 円</p> <p>児 島・丸 亀間 <u>530</u> 円</p> <p>児 島・讃岐塩屋間 <u>530</u> 円</p> <p>児 島・多度津間 <u>530</u> 円</p>
<p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、J R 河内永和駅、J R 俊徳道駅、J R 長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(1) 東京都区内</p>	<p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、J R 河内永和駅、J R 俊徳道駅、J R 長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(1) 東京都区内</p>

現行

改正



(2) 横浜市内

(2) 横浜市内

現行



(中略)

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(中略)

(4) 大人特殊均一定期旅客運賃

14,220円とする。

改正



(中略)

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(中略)

(4) 大人特殊均一定期旅客運賃

14,490円とする。

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ロの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ハの 2 に定める額</p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ホの 2 に定める額</p>	<p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ロの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ハの 2 に定める額。<u>ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。</u></p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ホの 2 に定める額。<u>ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。</u></p>
<p>(中略)</p> <p>(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 97 条 100 キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。</p>	<p>(中略)</p> <p>(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 97 条 100 キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。</p>
<p>(中略)</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、100 キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1) 有効期間が 1 箇月のものにあつては、<u>43,200</u> 円</p> <p>(2) 有効期間が 3 箇月のものにあつては、<u>123,120</u> 円</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、100 キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1) 有効期間が 1 箇月のものにあつては、<u>44,000</u> 円</p> <p>(2) 有効期間が 3 箇月のものにあつては、<u>125,400</u> 円</p> <p>(中略)</p>
<p><u>(小児通勤定期旅客運賃の特定)</u></p> <p>第 98 条 <u>第 74 条の規定にかかわらず、小児通勤定期旅客運賃は、次の各号に</u></p>	<p>第 98 条 <u>削除</u></p>

現行	改正																																
<p><u>定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</u></p> <p><u>(1) 幹線内相互発着の場合</u> 別表第2号ヌに定める額</p> <p><u>(2) 地方交通線内相互発着の場合</u> 別表第2号ルに定める額</p> <p><u>(3) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</u></p> <p>イ <u>発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合</u> <u>発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。</u> 前号（別表第2号ル）の定期旅客運賃を適用した額</p> <p>ロ <u>発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合</u> <u>発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。</u> 第1号（別表第2号ヌ）の定期旅客運賃を適用した額</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(四国旅客鉄道会社線内の小児通勤定期旅客運賃の特定)</u></p> <p>第98条の2 <u>第74条の規定にかかわらず、四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の小児通勤定期旅客運賃のうち、次の各号に定める小児通勤定期旅客運賃については、次のとおり特定の額とする。</u></p> <p><u>(1) 幹線内相互発着の場合</u></p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>営業キロ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6箇月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4 km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,920 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5 km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,920 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6 km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,920 円</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 地方交通線内相互発着の場合</u></p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>営業キロ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 箇月</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6 箇月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>11km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,490 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16,790 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>31km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>28km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二</u></td> <td style="text-align: center;"><u>42,890 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>36km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>32km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二</u></td> <td style="text-align: center;"><u>50,350 円</u></td> </tr> </table> <p><u>(3) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</u></p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>運賃計算キロ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>営業キロ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 箇月</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6 箇月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>11km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,490 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16,790 円</u></td> </tr> </table> <p><u>(九州旅客鉄道会社線内の小児通勤定期旅客運賃の特定)</u></p> <p>第98条の3 <u>第74条の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着と</u></p>	<u>営業キロ</u>	<u>6箇月</u>	<u>4 km</u>	<u>14,920 円</u>	<u>5 km</u>	<u>14,920 円</u>	<u>6 km</u>	<u>14,920 円</u>	<u>擬制キロ</u>	<u>営業キロ</u>	<u>1 箇月</u>	<u>6 箇月</u>	<u>11km</u>	<u>二</u>	<u>3,490 円</u>	<u>16,790 円</u>	<u>31km</u>	<u>28km</u>	<u>二</u>	<u>42,890 円</u>	<u>36km</u>	<u>32km</u>	<u>二</u>	<u>50,350 円</u>	<u>運賃計算キロ</u>	<u>営業キロ</u>	<u>1 箇月</u>	<u>6 箇月</u>	<u>11km</u>	<u>10km</u>	<u>3,490 円</u>	<u>16,790 円</u>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第98条の2 <u>削除</u></p> <p>第98条の3 <u>削除</u></p>
<u>営業キロ</u>	<u>6箇月</u>																																
<u>4 km</u>	<u>14,920 円</u>																																
<u>5 km</u>	<u>14,920 円</u>																																
<u>6 km</u>	<u>14,920 円</u>																																
<u>擬制キロ</u>	<u>営業キロ</u>	<u>1 箇月</u>	<u>6 箇月</u>																														
<u>11km</u>	<u>二</u>	<u>3,490 円</u>	<u>16,790 円</u>																														
<u>31km</u>	<u>28km</u>	<u>二</u>	<u>42,890 円</u>																														
<u>36km</u>	<u>32km</u>	<u>二</u>	<u>50,350 円</u>																														
<u>運賃計算キロ</u>	<u>営業キロ</u>	<u>1 箇月</u>	<u>6 箇月</u>																														
<u>11km</u>	<u>10km</u>	<u>3,490 円</u>	<u>16,790 円</u>																														

現行	改正																																		
<p>なる場合の小児通勤定期旅客運賃のうち、次の各号に定める小児通勤定期旅客運賃については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 km</td> <td>3,000 円</td> <td>—</td> <td>14,740 円</td> </tr> <tr> <td>5 km</td> <td>3,010 円</td> <td>—</td> <td>14,750 円</td> </tr> <tr> <td>6 km</td> <td>3,020 円</td> <td>9,000 円</td> <td>14,760 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>擬制キロ</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11km</td> <td>3,500 円</td> <td>10,500 円</td> <td>16,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運賃計算キロ</th> <th>営業キロ</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11km</td> <td>10km</td> <td>3,500 円</td> <td>10,500 円</td> <td>16,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p>第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃、大人通学定期旅客運賃及び小児通勤定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イ並びに第 98 条第 1 号の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>イ 東京山手線内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第 2 号ヲに定める額 (中略)</p> <p><u>(ハ) 小児通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号カに定める額</u></p> <p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第 2 号ヲの 2 に定める額 (中略)</p> <p><u>(ハ) 小児通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号カの 2 に定める額</u></p> <p>(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p>	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	4 km	3,000 円	—	14,740 円	5 km	3,010 円	—	14,750 円	6 km	3,020 円	9,000 円	14,760 円	擬制キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	11km	3,500 円	10,500 円	16,800 円	運賃計算キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	11km	10km	3,500 円	10,500 円	16,800 円	<p>改正</p> <p>(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p>第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>イ 東京山手線内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第 2 号ヲに定める額 (中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第 2 号ヲの 2 に定める額 (中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p>
営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																
4 km	3,000 円	—	14,740 円																																
5 km	3,010 円	—	14,750 円																																
6 km	3,020 円	9,000 円	14,760 円																																
擬制キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																
11km	3,500 円	10,500 円	16,800 円																																
運賃計算キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月																															
11km	10km	3,500 円	10,500 円	16,800 円																															

現行	改正
<p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨに定める額 (中略)</p> <p><u>(ハ) 小児通勤定期旅客運賃 別表第2号レに定める額</u></p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨの2に定める額 (中略)</p> <p><u>(ハ) 小児通勤定期旅客運賃 別表第2号レの2に定める額</u> (中略)</p> <p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)</p> <p>第99条の2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第96条、第97条若しくは第98条に規定した額又は第103条第1号若しくは第2号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線 北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額 (中略)</p> <p>ロ <u>小児通勤定期旅客運賃の加算額</u></p> <p><u>(イ) 幹線内相互発着となる場合</u> 第95条の2第1号イに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第1号に規定する額を差し引いた額</p> <p><u>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合</u> 第95条の2第1号ロに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第2号に規定する額を差し引いた額</p> <p><u>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</u> 第96条の2第2号イに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第3号ロに規定する額を差し引いた額</p>	<p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨに定める額 (中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨの2に定める額 (中略)</p> <p><u>(削る)</u> (中略)</p> <p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)</p> <p>第99条の2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第96条若しくは第97条に規定した額又は第103条第1号若しくは第2号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線 北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額 (中略)</p> <p>ロ <u>削除</u></p>

現行	改正
<p>(2) 四国旅客鉄道会社線 四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額 (中略)</p> <p>ロ <u>小児通勤定期旅客運賃の加算額</u> <u>(イ) 幹線内相互発着となる場合</u> <u>第 95 条の 3 第 1 号イに規定する額を折半し、は数整理した額から</u> <u>第 98 条第 1 号に規定する額を差し引いた額又は第 98 条の 2 第 1 号に</u> <u>規定する額から第 98 条第 1 号に規定する額を差し引いた額</u> <u>(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</u> <u>第 95 条の 3 第 1 号ハに規定する額を折半し、は数整理した額から</u> <u>第 98 条第 3 号に規定する額を差し引いた額又は第 98 条の 2 第 3 号に</u> <u>規定する額から第 98 条第 3 号に規定する額を差し引いた額</u> (中略)</p> <p>(3) 九州旅客鉄道会社線 九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額 (中略)</p> <p>ロ 小児通勤定期旅客運賃の加算額 <u>(イ) 幹線内相互発着となる場合</u> <u>第 95 条の 4 第 1 号イに規定する額を折半し、は数整理した額から</u> <u>第 98 条第 1 号に規定する額を差し引いた額又は第 98 条の 3 第 1 号に</u> <u>規定する額から第 98 条第 1 号に規定する額を差し引いた額</u> <u>(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</u> <u>第 95 条の 4 第 1 号ハに規定する額を折半し、は数整理した額から</u> <u>第 98 条第 3 号に規定する額を差し引いた額</u> <u>ただし、営業キロ及び運賃計算キロが 10 キロメートルまでの場合</u> <u>は、第 95 条の 4 第 1 号ハ前段に規定する額を折半し、は数整理した</u> <u>額から運賃計算キロにより第 98 条第 1 号に規定する額を差し引いた</u> <u>額又は運賃計算キロにより第 98 条の 3 第 1 号に規定する額から運賃</u> <u>計算キロにより第 98 条第 1 号に規定する額を差し引いた額とする。</u> (中略)</p>	<p>(2) 四国旅客鉄道会社線 四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額 (中略)</p> <p>ロ <u>削除</u></p> <p>(3) 九州旅客鉄道会社線 九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額 (中略)</p> <p>ロ <u>削除</u></p> <p>(中略)</p>

現行				改正			
(加算定期旅客運賃の適用区間及び額) 第 99 条の 3 加算定期旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。				(加算定期旅客運賃の適用区間及び額) 第 99 条の 3 加算定期旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。			
(1) 南千歳・新千歳空港間				(1) 南千歳・新千歳空港間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>4,540</u> 円	<u>12,930</u> 円	<u>21,760</u> 円	大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>660</u> 円	<u>1,880</u> 円	<u>3,180</u> 円
<u>小児加算通勤定期 旅 客 運 賃</u>	<u>2,260</u> 円	<u>6,460</u> 円	<u>10,880</u> 円	(削る)			
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>2,710</u> 円	<u>7,690</u> 円	<u>14,590</u> 円	大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>380</u> 円	<u>1,080</u> 円	<u>2,040</u> 円
高校生等加算通学 定期旅客運賃	<u>2,440</u> 円	<u>6,920</u> 円	<u>13,110</u> 円	高校生等加算通学 定期旅客運賃	<u>340</u> 円	<u>980</u> 円	<u>1,860</u> 円
中学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>1,880</u> 円	<u>5,380</u> 円	<u>10,200</u> 円	中学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>270</u> 円	<u>770</u> 円	<u>1,450</u> 円
小学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>950</u> 円	<u>2,680</u> 円	<u>5,090</u> 円	小学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>130</u> 円	<u>380</u> 円	<u>720</u> 円
(2) 日根野・りんくうタウン間				(2) 日根野・りんくうタウン間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>4,600</u> 円	<u>13,080</u> 円	<u>22,030</u> 円	大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>4,690</u> 円	<u>13,320</u> 円	<u>22,440</u> 円
<u>小児加算通勤定期 旅 客 運 賃</u>	<u>2,200</u> 円	<u>6,540</u> 円	<u>10,570</u> 円	(削る)			
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>2,830</u> 円	<u>8,070</u> 円	<u>15,280</u> 円	大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>2,880</u> 円	<u>8,220</u> 円	<u>15,560</u> 円
(3) 日根野・関西空港間				(3) 日根野・関西空港間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>6,520</u> 円	<u>18,560</u> 円	<u>31,240</u> 円	大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>6,640</u> 円	<u>18,900</u> 円	<u>31,820</u> 円
<u>小児加算通勤定期 旅 客 運 賃</u>	<u>3,150</u> 円	<u>9,280</u> 円	<u>15,100</u> 円	(削る)			
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>5,240</u> 円	<u>14,910</u> 円	<u>28,220</u> 円	大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>5,340</u> 円	<u>15,190</u> 円	<u>28,740</u> 円

現行				改正			
(4) りんくうタウン・関西空港間				(4) りんくうタウン・関西空港間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>4,920</u> 円	<u>13,990</u> 円	<u>23,560</u> 円	大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>5,010</u> 円	<u>14,250</u> 円	<u>24,000</u> 円
<u>小児加算通勤定期 旅 客 運 賃</u>	<u>2,460</u> 円	<u>6,990</u> 円	<u>11,780</u> 円	(削る)			
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>3,310</u> 円	<u>9,460</u> 円	<u>17,880</u> 円	大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>3,370</u> 円	<u>9,640</u> 円	<u>18,210</u> 円
(5) 児島・宇多津間				(5) 児島・宇多津間			
イ 通勤							
(イ) 大人加算通勤定期旅客運賃							
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>1,580</u> 円	<u>4,520</u> 円	<u>8,020</u> 円	大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>1,610</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>8,170</u> 円
(ロ) 小児加算通勤定期旅客運賃				大人加算通学定期 旅 客 運 賃			
小児加算通勤定期旅客運賃は、大人加算通勤定期旅客運賃を折半し、は数整理した額とする。				<u>1,270</u> 円			
ロ 通学				<u>3,650</u> 円			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	高校生等加算通学 定期旅客運賃	<u>970</u> 円	<u>2,740</u> 円	<u>5,190</u> 円
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	<u>1,250</u> 円	<u>3,580</u> 円	<u>6,770</u> 円	中学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>580</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>3,090</u> 円
高校生等加算通学 定期旅客運賃	<u>950</u> 円	<u>2,690</u> 円	<u>5,100</u> 円	小学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>300</u> 円	<u>800</u> 円	<u>1,540</u> 円
中学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>570</u> 円	<u>1,590</u> 円	<u>3,030</u> 円				
小学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>290</u> 円	<u>790</u> 円	<u>1,510</u> 円				
(6) 田吉・宮崎空港間				(6) 田吉・宮崎空港間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>3,770</u> 円	<u>10,760</u> 円	<u>18,340</u> 円	大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	<u>3,840</u> 円	<u>10,960</u> 円	<u>18,680</u> 円
<u>小児加算通勤定期 旅 客 運 賃</u>	<u>1,880</u> 円	<u>5,380</u> 円	<u>9,170</u> 円	(削る)			

現行				改正			
大人加算通学定期旅客運賃	<u>2,200</u> 円	<u>6,270</u> 円	<u>11,860</u> 円	大人加算通学定期旅客運賃	<u>2,240</u> 円	<u>6,390</u> 円	<u>12,080</u> 円
高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>2,000</u> 円	<u>5,690</u> 円	<u>10,780</u> 円	高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>2,040</u> 円	<u>5,800</u> 円	<u>10,980</u> 円
中学生等加算通学定期旅客運賃	<u>1,580</u> 円	<u>4,530</u> 円	<u>8,600</u> 円	中学生等加算通学定期旅客運賃	<u>1,610</u> 円	<u>4,620</u> 円	<u>8,760</u> 円
<p>(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)</p> <p>第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の3、第95条の4、第96条、第96条の2、第97条、<u>第98条、第98条の3</u>、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合で、次に定める駅相互間の定期旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p> <p>大人通勤定期旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">6 箇月</p> <p>児 島・宇多津間 <u>60,600</u>円</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(四国旅客鉄道会社線内の加算定期旅客運賃適用区間にかかわる小児通勤定期旅客運賃)</u></p> <p>第99条の5 <u>第99条の3第5号イの(ロ)の規定にかかわらず、四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で加算定期旅客運賃適用区間を乗車するときの小児通勤定期旅客運賃は、第95条の3第1号イ又はハに定める額に第99条の3第5号イの(イ)に定める額を加えた額を折半し、は数整理した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)</p> <p>第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p> <p>(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p>				<p>(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)</p> <p>第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の3、第95条の4、第96条、第96条の2、第97条、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合で、次に定める駅相互間の定期旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p> <p>大人通勤定期旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">6 箇月</p> <p>児 島・宇多津間 <u>61,720</u>円</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第99条の5 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)</p> <p>第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p> <p>(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p>			

現行	改正
<p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの4に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの4に定める額</p>	<p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの4に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの4に定める額。<u>ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。</u></p>
(中略)	(中略)
<p>(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの5に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの5に定める額</p>	<p>(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの5に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの5に定める額。<u>ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。</u></p>
(中略)	(中略)
<p>(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの3に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの3に定める額</p>	<p>(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの3に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの3に定める額。<u>ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。</u></p>
(中略)	(中略)
<p>第7節 急行料金 (大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにおいて</p>	<p>第7節 急行料金 (大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにおいて</p>

現行	改正
<p>は、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第 2 号ネに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第 2 号ナの 2 に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>d 第 57 条第 7 項の規定により東京・博多間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第 2 号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ネに定める額から同区間に対する別表第 2 号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間</p>	<p>は、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>530</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第 2 号ネに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>530</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第 2 号ナの 2 に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>530</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>d 第 57 条第 7 項の規定により東京・博多間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第 2 号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ネに定める額から同区間に対する別表第 2 号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間</p>

現行	改正
<p>から最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から <u>520</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>別に定める場合を除き、新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から <u>520</u>円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>g 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>(中略)</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指</p>	<p>から最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から <u>530</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>別に定める場合を除き、新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から <u>530</u>円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>g 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>(中略)</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指</p>

現行	改正
<p>定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にははやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にははやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から <u>520</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から <u>520</u>円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>a b、c、d、e、f及びg以外の立席特急料金</p> <p>別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、ウ及びノに定める料金から <u>520</u>円を低減した額とする。</p> <p>b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等乗り継いで乗車する場合</p>	<p>定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にははやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にははやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から <u>530</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から <u>530</u>円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>a b、c、d、e、f及びg以外の立席特急料金</p> <p>別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、ウ及びノに定める料金から <u>530</u>円を低減した額とする。</p> <p>b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等乗り継いで乗車する場合</p>

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から 520円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等に立席扱いで乗車する区間から最後のにぞみ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</p> <p>(中略)</p> <p>e 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又ははやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から 520円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から 530円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等に立席扱いで乗車する区間から最後のにぞみ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</p> <p>(中略)</p> <p>e 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又ははやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から 530円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(ハ) 自由席特急料金</p> <p>a b、c及びd以外の自由席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム及び<u>ウ</u>に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。</p> <p>b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の自由席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から <u>520</u> 円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等の自由席を使用する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等の自由席を使用する区間から最後にのぞみ号等の自由席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の自由席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の自由席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ニ) 特定特急料金</p> <p>a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合 <u>860</u> 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、<u>1,070</u> 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、<u>1,310</u> 円とし、九州旅客鉄道会社線内にあつては、<u>850</u> 円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが50キロメートルを超える場合 <u>980</u> 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、</p>	<p>(ハ) 自由席特急料金</p> <p>a b、c及びd以外の自由席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、<u>ウ</u>及び<u>ノ</u>に定める料金から <u>530</u> 円を低減した額とする。</p> <p>b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の自由席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から <u>530</u> 円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等の自由席を使用する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等の自由席を使用する区間から最後にのぞみ号等の自由席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の自由席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の自由席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ニ) 特定特急料金</p> <p>a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合 <u>880</u> 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、<u>1,090</u> 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、<u>1,330</u> 円とし、<u>東海旅客鉄道株式会社線、西日本旅客鉄道株式会社線及び九州旅客鉄道株式会社線</u>内にあつては、<u>870</u> 円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが50キロメートルを超える場合 <u>1,000</u> 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、</p>

現行	改正
<p><u>1,490</u>円とし、西日本旅客鉄道会社線内にあつては、<u>970</u>円とする。</p> <p>b 第57条第1項第1号ニの(イ)のbに定める区間に対する特定特急料金 東京・博多間の乗車区間に対する別表第2号ツに定める額から<u>520</u>円を低減した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>c 第57条第1項第1号ニの(イ)のcに定める区間に対する特定特急料金 小倉・博多間に対してaの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から<u>520</u>円を低減した額とを合計した額とする。 (中略)</p> <p>f 第57条第1項第1号ニの(イ)のfに定める区間に対する特定特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対する別表第2号ナ又はナの2に定める額から<u>520</u>円を低減した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>g 第57条第1項第1号ニの(イ)のgに定める区間に対する特定特急料金 七戸十和田・新青森間に対してaの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から<u>520</u>円を低減した額とを合計した額とする。 (中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (㍑)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a 指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から<u>520</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定</p>	<p><u>1,520</u>円とし、<u>東海旅客鉄道株式会社線及び</u>西日本旅客鉄道株式会社線内にあつては、<u>990</u>円とする。</p> <p>b 第57条第1項第1号ニの(イ)のbに定める区間に対する特定特急料金 東京・博多間の乗車区間に対する別表第2号ツに定める額から<u>530</u>円を低減した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>c 第57条第1項第1号ニの(イ)のcに定める区間に対する特定特急料金 小倉・博多間に対してaの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から<u>530</u>円を低減した額とを合計した額とする。 (中略)</p> <p>f 第57条第1項第1号ニの(イ)のfに定める区間に対する特定特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対する別表第2号ナ又はナの2に定める額から<u>530</u>円を低減した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>g 第57条第1項第1号ニの(イ)のgに定める区間に対する特定特急料金 七戸十和田・新青森間に対してaの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から<u>530</u>円を低減した額とを合計した額とする。 (中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (㍑)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a 指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から<u>530</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定</p>

現行

める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
料 金	円 <u>1,270</u>	円 <u>1,700</u>	円 <u>2,350</u>	円 <u>2,680</u>
営業キロ地帯	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
料 金	円 <u>2,900</u>	円 <u>3,110</u>	円 <u>3,430</u>	円 <u>3,760</u>

(中略)

b 立席特急料金及び自由席特急料金

a の(a)の表に定める料金から 520円を低減した額とする。

c 特定特急料金

(a) (b)以外の特定特急料金

1,300円とする。

(中略)

(ロ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
料 金	円 <u>1,170</u>	円 <u>1,500</u>	円 <u>1,930</u>	円 <u>2,250</u>

改正

める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
料 金	円 <u>1,290</u>	円 <u>1,730</u>	円 <u>2,390</u>	円 <u>2,730</u>
営業キロ地帯	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
料 金	円 <u>2,950</u>	円 <u>3,170</u>	円 <u>3,490</u>	円 <u>3,830</u>

(中略)

b 立席特急料金及び自由席特急料金

a の(a)の表に定める料金から 530円を低減した額とする。

c 特定特急料金

(a) (b)以外の特定特急料金

1,320円とする。

(中略)

(ロ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
料 金	円 <u>1,190</u>	円 <u>1,530</u>	円 <u>1,970</u>	円 <u>2,290</u>

現行					改正				
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上		営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上	
料 金	円 <u>2,460</u>	円 <u>2,680</u>	円 <u>3,010</u>		料 金	円 <u>2,510</u>	円 <u>2,730</u>	円 <u>3,070</u>	
(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金 1人当りの料金は、(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。					(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金 1人当りの料金は、(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。				
b 立席特急料金及び自由席特急料金 aの(a)の表に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。					b 立席特急料金及び自由席特急料金 aの(a)の表に定める料金から <u>530</u> 円を低減した額とする。				
c 特定特急料金 <u>1,300</u> 円とする。					c 特定特急料金 <u>1,320</u> 円とする。				
(ハ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）内相互発着となる場合の特別急行料金 a b以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。					(ハ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）内相互発着となる場合の特別急行料金 a b以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>530</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。				
営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,450</u>	円 <u>1,860</u>	円 <u>2,250</u>	料 金	円 <u>1,050</u>	円 <u>1,480</u>	円 <u>1,890</u>	円 <u>2,290</u>
営業キロ	300 キロ	400 キロ	401 キロ		営業キロ	300 キロ	400 キロ	401 キロ	

現行					改正						
	口地帯	メートル まで	メートル まで	メートル 以上		口地帯	メートル まで	メートル まで	メートル 以上		
	料 金	円	円	円		料 金	円	円	円		
		<u>2,460</u>	<u>2,680</u>	<u>3,010</u>			<u>2,510</u>	<u>2,730</u>	<u>3,070</u>		
(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。					(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から <u>530</u> 円を低減した額とする。						
b 別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車 に対して適用する特別急行料金					b 別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車 に対して適用する特別急行料金						
(a) 旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定 により発売するものにあつては同表に定める料金から <u>520</u> 円を 低減した額とする。					(a) 旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定 により発売するものにあつては同表に定める料金から <u>530</u> 円を 低減した額とする。						
	営業キ ロ地帯	50キロメ ートルま で	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで		営業キ ロ地帯	50キロメ ートルま で	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
	料 金	円	円	円	円		料 金	円	円	円	円
		<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,550</u>	<u>2,200</u>			<u>760</u>	<u>1,020</u>	<u>1,580</u>	<u>2,240</u>
	営業キ ロ地帯	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで				営業キ ロ地帯	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで		
	料 金	円	円				料 金	円	円		
		<u>2,500</u>	<u>2,850</u>					<u>2,550</u>	<u>2,900</u>		
(b) 旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適 用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定 により発売するものにあつては (a) の表に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。					(b) 旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適 用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定 により発売するものにあつては (a) の表に定める料金から <u>530</u> 円を低減した額とする。						
	営業キ ロ地帯	50キロメ ートルま で	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで		営業キ ロ地帯	50キロメ ートルま で	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
	料 金	円	円	円	円		料 金	円	円	円	円
		<u>1,010</u>	<u>1,260</u>	<u>1,810</u>	<u>2,460</u>			<u>1,020</u>	<u>1,280</u>	<u>1,840</u>	<u>2,500</u>

現行					改正				
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで			営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで		
料 金	円 <u>2,760</u>	円 <u>3,110</u>			料 金	円 <u>2,810</u>	円 <u>3,160</u>		
(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。					(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>530</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。				
営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 <u>1,170</u>	円 <u>1,490</u>	円 <u>1,920</u>	円 <u>2,250</u>	料 金	円 <u>1,190</u>	円 <u>1,520</u>	円 <u>1,950</u>	円 <u>2,290</u>
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上		営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上	
料 金	円 <u>2,460</u>	円 <u>2,680</u>	円 <u>3,000</u>		料 金	円 <u>2,510</u>	円 <u>2,730</u>	円 <u>3,060</u>	
b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の表に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。 c 特定特急料金 <u>1,300</u> 円とする。					b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の表に定める料金から <u>530</u> 円を低減した額とする。 c 特定特急料金 <u>1,320</u> 円とする。				
(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定					(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定				

現行

により発売するものにあつては、同表に定める料金から 520 円をそれぞれ低減した額とする。

営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで
料 金	円 <u>820</u>	円 <u>1,140</u>	円 <u>1,340</u>	円 <u>1,450</u>
営業キロ地帯	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	301 キロメートル以上
料 金	円 <u>1,750</u>	円 <u>1,900</u>	円 <u>2,010</u>	円 <u>2,170</u>

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から 520 円を低減した額とする。

- b 特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車「かわせみ やませみ号」のやませみベンチシートに対して適用する指定席特急料金

営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで
料 金	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,350</u>	円 <u>1,550</u>	円 <u>1,660</u>
営業キロ地帯	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	301 キロメートル以上
料 金	円 <u>1,960</u>	円 <u>2,110</u>	円 <u>2,220</u>	円 <u>2,380</u>

(2) 普通急行料金

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料 金	円 <u>550</u>	円 <u>750</u>	円 <u>980</u>	円 <u>1,080</u>	円 <u>1,300</u>

改正

により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とする。

営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで
料 金	円 <u>840</u>	円 <u>1,160</u>	円 <u>1,370</u>	円 <u>1,480</u>
営業キロ地帯	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	301 キロメートル以上
料 金	円 <u>1,780</u>	円 <u>1,940</u>	円 <u>2,050</u>	円 <u>2,210</u>

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

- b 特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車「かわせみ やませみ号」のやませみベンチシートに対して適用する指定席特急料金

営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで
料 金	円 <u>1,050</u>	円 <u>1,370</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,690</u>
営業キロ地帯	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	301 キロメートル以上
料 金	円 <u>1,990</u>	円 <u>2,150</u>	円 <u>2,260</u>	円 <u>2,420</u>

(2) 普通急行料金

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料 金	円 <u>560</u>	円 <u>760</u>	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,100</u>	円 <u>1,320</u>

現行 (中略)					改正 (中略)				
第8節 特別車両料金 (特別車両料金) 第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) イ ロ以外の特別車両料金(A) (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)以外の特別車両料金(A)					第8節 特別車両料金 (特別車両料金) 第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) イ ロ以外の特別車両料金(A) (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)以外の特別車両料金(A)				
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで
料金	円 <u>1,280</u>	円 <u>2,750</u>	円 <u>4,110</u>	円 <u>5,300</u>	料金	円 <u>1,300</u>	円 <u>2,800</u>	円 <u>4,190</u>	円 <u>5,400</u>
営業キロ地帯	800キロメートルまで	801キロメートル以上			営業キロ地帯	800キロメートルまで	801キロメートル以上		
料金	円 <u>6,480</u>	円 <u>7,650</u>			料金	円 <u>6,600</u>	円 <u>7,790</u>		
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A) a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)					(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A) a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)				
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで
料金	円 <u>1,030</u>	円 <u>2,060</u>	円 <u>3,090</u>	円 <u>4,110</u>	料金	円 <u>1,050</u>	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,150</u>	円 <u>4,190</u>
営業キロ地帯	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上	営業キロ地帯	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料金	円 <u>4,110</u>	円 <u>4,110</u>	円 <u>4,110</u>	円 <u>5,140</u>	料金	円 <u>4,190</u>	円 <u>4,190</u>	円 <u>4,190</u>	円 <u>5,240</u>
b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)					b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)				
営業キロ地帯	100キロメートル	200キロメートル	300キロメートル	400キロメートル	営業キロ地帯	100キロメートル	200キロメートル	300キロメートル	400キロメートル

現行					改正						
	まで	まで	まで	まで		まで	まで	まで	まで		
料 金	円 <u>6,170</u>	円 <u>7,200</u>	円 <u>8,230</u>	円 <u>9,250</u>	料 金	円 <u>6,290</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>8,390</u>	円 <u>9,430</u>		
営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上	営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上		
料 金	円 <u>9,250</u>	円 <u>9,250</u>	円 <u>9,250</u>	円 <u>10,280</u>	料 金	円 <u>9,430</u>	円 <u>9,430</u>	円 <u>9,430</u>	円 <u>10,480</u>		
c グラントラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)					c グラントラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)						
営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで		
料 金	円 <u>4,120</u>	円 <u>5,150</u>	円 <u>6,180</u>	円 <u>7,200</u>	料 金	円 <u>4,200</u>	円 <u>5,250</u>	円 <u>6,300</u>	円 <u>7,340</u>		
営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上	営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上		
料 金	円 <u>7,200</u>	円 <u>7,200</u>	円 <u>7,200</u>	円 <u>8,230</u>	料 金	円 <u>7,340</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>8,390</u>		
d 特別急行列車「成田エクスプレス号」の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)					d 特別急行列車「成田エクスプレス号」の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)						
営業キロ地帯	200キメートルまで				営業キロ地帯	200キメートルまで					
料金	円 <u>2,060</u>				料金	円 <u>2,100</u>					
e 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)					e 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)						
営業キロ地帯	200キメートルまで	400キメートルまで	600キメートルまで	800キメートルまで	801キメートル以上	営業キロ地帯	200キメートルまで	400キメートルまで	600キメートルまで	800キメートルまで	801キメートル以上
料金	円 <u>2,750</u>	円 <u>4,110</u>	円 <u>5,300</u>	円 <u>6,480</u>	円 <u>7,650</u>	料金	円 <u>2,800</u>	円 <u>4,190</u>	円 <u>5,400</u>	円 <u>6,600</u>	円 <u>7,790</u>

現行					改正				
(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)					(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)				
a b及びc以外の特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。					a b及びc以外の特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。				
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで		営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	
料金	円 <u>1,030</u>	円 <u>2,060</u>	円 <u>3,090</u>		料金	円 <u>1,050</u>	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,150</u>	
b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。					b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。				
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで
料金	円 <u>5,140</u>	円 <u>6,170</u>	円 <u>7,200</u>	円 <u>8,220</u>	料金	円 <u>5,240</u>	円 <u>6,290</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>8,380</u>
営業キロ地帯	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上	営業キロ地帯	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料金	円 <u>8,220</u>	円 <u>8,220</u>	円 <u>8,220</u>	円 <u>9,250</u>	料金	円 <u>8,380</u>	円 <u>8,380</u>	円 <u>8,380</u>	円 <u>9,430</u>
c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。					c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。				
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで
料金	円 <u>3,090</u>	円 <u>4,120</u>	円 <u>5,150</u>	円 <u>6,170</u>	料金	円 <u>3,150</u>	円 <u>4,200</u>	円 <u>5,250</u>	円 <u>6,290</u>
営業キロ地帯	500キロメートル	600キロメートル	700キロメートル	701キロメートル	営業キロ地帯	500キロメートル	600キロメートル	700キロメートル	701キロメートル

現行					改正				
	まで	まで	まで	以上		まで	まで	まで	以上
料 金	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円
	<u>6,170</u>	<u>6,170</u>	<u>6,170</u>	<u>7,200</u>		<u>6,290</u>	<u>6,290</u>	<u>6,290</u>	<u>7,340</u>
(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)					(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)				
a b、c及びd以外の特別車両料金(A)					a b、c及びd以外の特別車両料金(A)				
次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>1,030</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は <u>1,570</u> 円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は <u>310</u> 円とする。					次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>1,050</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は <u>1,600</u> 円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は <u>320</u> 円とする。				
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上		営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上	
料 金	円	円	円		料 金	円	円	円	
	<u>1,030</u>	<u>1,570</u>	<u>2,520</u>			<u>1,050</u>	<u>1,600</u>	<u>2,570</u>	
b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)					b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)				
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上		営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上	
料 金	円	円	円		料 金	円	円	円	
	<u>1,030</u>	<u>2,060</u>	<u>3,090</u>			<u>1,050</u>	<u>2,100</u>	<u>3,150</u>	
c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)					c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)				
次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>1,650</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は <u>2,670</u> 円とする。					次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>1,680</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は <u>2,720</u> 円とする。				
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上		営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上	
料 金	円	円	円		料 金	円	円	円	
	<u>1,650</u>	<u>2,670</u>	<u>3,700</u>			<u>1,680</u>	<u>2,720</u>	<u>3,770</u>	
d 特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)					d 特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)				
営業キ	200キロ	201キロ			営業キ	200キロ	201キロ		

現行			改正		
ロ地帯	メートル まで	メートル 以上	ロ地帯	メートル まで	メートル 以上
料 金	円 <u>2,750</u>	円 <u>4,110</u>	料 金	円 <u>2,800</u>	円 <u>4,190</u>
(中略)			(中略)		
(ハ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)			(ハ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)		
a b及びc以外の特別車両料金(A) 第1号イの(イ)に定める料金			a b及びc以外の特別車両料金(A) 第1号イの(イ)に定める料金		
b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)			b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)		
営業キ ロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	営業キ ロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 <u>6,420</u>	円 <u>7,890</u>	料 金	円 <u>6,540</u>	円 <u>8,040</u>
c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)			c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)		
営業キ ロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	営業キ ロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 <u>4,370</u>	円 <u>5,840</u>	料 金	円 <u>4,450</u>	円 <u>5,950</u>
(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)			(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)		
a b及びc以外の特別車両料金(A) 東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金とを合計した額とする。			a b及びc以外の特別車両料金(A) 東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金とを合計した額とする。		
b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金とを合計した額とする。			b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金とを合計した額とする。		
営業キ ロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	営業キ ロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで

現行			改正		
料 金	円 <u>5,390</u>	円 <u>6,860</u>	料 金	円 <u>5,490</u>	円 <u>6,990</u>
c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のcの表に定める料金と 新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。			c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のcの表に定める料金と 新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。		
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで
料 金	円 <u>3,340</u>	円 <u>4,810</u>	料 金	円 <u>3,400</u>	円 <u>4,900</u>
ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) (イ) (ロ)及び(ハ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)			ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) (イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)		
営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上
料 金	円 <u>3,030</u>	円 <u>4,520</u>	円 <u>5,790</u>	円 <u>7,160</u>	円 <u>8,430</u>
(注) 1人当りの料金とする。			(注) 1人当りの料金とする。		
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)			(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)		
1室当りの料金		設備定員4人 円 <u>6,170</u>	1室当りの料金		設備定員4人 円 <u>6,280</u>
(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車「トランススイート四季島号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) a b以外の特別車両料金(A) イの(イ)に定める額とする。 b 東日本旅客鉄道会社線内(ただし、蟹田・中小国間を除く。)の乗車区間に対する特別車両料金(A) (a) スイート			(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車「トランススイート四季島号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) a b以外の特別車両料金(A) イの(イ)に定める額とする。 b 東日本旅客鉄道会社線内(ただし、蟹田・中小国間を除く。)の乗車区間に対する特別車両料金(A) (a) スイート		
料 金		2人用個室 円	料 金		2人用個室 円

現行				改正					
		<u>15,000</u>				<u>15,280</u>			
(注) 1人当りの料金とする。				(注) 1人当りの料金とする。					
(b) DXスイート (四季島スイート、デラックススイート)				(b) DXスイート (四季島スイート、デラックススイート)					
		2人用個室				2人用個室			
料金		円		料金		円			
		<u>25,000</u>				<u>25,460</u>			
(注) 1人当りの料金とする。				(注) 1人当りの料金とする。					
(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)				(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)					
a b以外の個室				a b以外の個室					
次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>2,060</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は <u>3,140</u> 円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は <u>620</u> 円とする。				次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>2,100</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は <u>3,200</u> 円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は <u>640</u> 円とする。					
営業キロ地帯		100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上	営業キロ地帯		100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員4人)		円	円	円	1室当りの料金 (設備定員4人)		円	円	円
		<u>2,060</u>	<u>3,140</u>	<u>5,040</u>			<u>2,100</u>	<u>3,200</u>	<u>5,140</u>
b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室				b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室					
(a) スイート				(a) スイート					
営業キロ地帯		200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	営業キロ地帯		200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで
1室当りの料金 (設備定員2人)		円	円	円	1室当りの料金 (設備定員2人)		円	円	円
		<u>102,860</u>	<u>104,910</u>	<u>106,970</u>			<u>104,760</u>	<u>106,850</u>	<u>108,950</u>
営業キロ地帯		601キロメートル以上			営業キロ地帯		601キロメートル以上		
1室当りの料金 (設備定員2人)		円			1室当りの料金 (設備定員2人)		円		
		<u>109,030</u>					<u>111,050</u>		
(b) DXスイート				(b) DXスイート					
営業キロ地帯		200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	営業キロ地帯		200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで
1室当りの料金 (設備定員3人)		円	円	円	1室当りの料金 (設備定員3人)		円	円	円
		<u>123,430</u>	<u>125,490</u>	<u>127,540</u>			<u>125,720</u>	<u>127,810</u>	<u>129,900</u>

現行

営業キロ地帯	601キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員3人)	円 <u>129,600</u>

(ホ) 特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS 瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)

a ロイヤルシングル

	1人用個室
料金	円 <u>135,000</u>

b ロイヤルツイン

	2人用個室
料金	円 <u>90,000</u>

c ザ・スイート

	2人用個室
料金	円 <u>360,000</u>

d 前aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員(最大1名)ごとに35,000円とする。

e 前cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員(最大2名)ごとに94,000円とする。

(2) 特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 <u>770</u>	円 <u>980</u>	円 <u>1,670</u>	円 <u>1,950</u>

(中略)

第9節 寝台料金

(寝台料金)

第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) A寝台料金(1人当りの料金とする。)

改正

営業キロ地帯	601キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員3人)	円 <u>132,000</u>

(ホ) 特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS 瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)

a ロイヤルシングル

	1人用個室
料金	円 <u>137,500</u>

b ロイヤルツイン

	2人用個室
料金	円 <u>91,670</u>

c ザ・スイート

	2人用個室
料金	円 <u>366,670</u>

d 前aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員(最大1名)ごとに35,650円とする。

e 前cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員(最大2名)ごとに95,740円とする。

(2) 特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料金	円 <u>780</u>	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,700</u>	円 <u>1,990</u>

(中略)

第9節 寝台料金

(寝台料金)

第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) A寝台料金(1人当りの料金とする。)

現行	改正
1夜につき1個 <ul style="list-style-type: none"> 個室(シングルレックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート) <u>13,730円</u> 特別個室(R):(カシオペアレックス) <u>17,670円</u> 特別個室(S):(スイート、カシオペアスイート) <u>26,220円</u> 	1夜につき1個 <ul style="list-style-type: none"> 個室(シングルレックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート) <u>13,980円</u> 特別個室(R):(カシオペアレックス) <u>18,000円</u> 特別個室(S):(スイート、カシオペアスイート) <u>26,710円</u>
(2) B寝台料金(1人当りの料金とする。)	(2) B寝台料金(1人当りの料金とする。)
<u>イ 客車(個室)</u>	
1夜につき1個 <ul style="list-style-type: none"> 個室(ソロ) <u>6,480円</u> 個室(NT):(ノーマルツイン) <u>8,390円</u> 個室(ST):(シングルツイン) <u>9,430円</u> 	
<u>ロ 電車(個室)</u>	電車(個室)
1夜につき1個 <ul style="list-style-type: none"> 個室(ソロ) <u>6,480円</u> 個室(SI及びSRT):(シングル、サライズツイン) <u>7,560円</u> 個室(ST):(シングルツイン) <u>9,430円</u> 	1夜につき1個 <ul style="list-style-type: none"> 個室(ソロ) <u>6,600円</u> 個室(SI及びSRT):(シングル、サライズツイン) <u>7,700円</u> 個室(ST):(シングルツイン) <u>9,600円</u>
(3) 寝台個室の補助寝台料金(1人当りの料金とする。)	(3) 寝台個室の補助寝台料金(1人当りの料金とする。)
イ 第1号に規定する個室の補助寝台料金	イ 第1号に規定する個室 <u>及び特別個室(R)</u> の補助寝台料金
1夜につき1個 <u>9,810円</u>	1夜につき1個 <u>9,990円</u>
ロ 第1号に規定する特別個室(S)の補助寝台料金	ロ 第1号に規定する特別個室(S)の補助寝台料金
1夜につき1個 <u>13,730円</u>	1夜につき1個 <u>13,980円</u>
ハ 第2号に規定する個室(ST)の補助寝台料金	ハ 第2号に規定する個室(ST)の補助寝台料金
1夜につき1個 <u>5,400円</u>	1夜につき1個 <u>5,500円</u>
(中略)	(中略)
第10節 コンパートメント料金	第10節 コンパートメント料金
(コンパートメント料金)	(コンパートメント料金)
第139条 コンパートメント料金は、旅客1人につき <u>520円</u> とする。	第139条 コンパートメント料金は、旅客1人につき <u>530円</u> とする。
第11節 座席指定料金	第11節 座席指定料金
(大人座席指定料金)	(大人座席指定料金)
第139条の2 大人座席指定料金は、 <u>520円</u> とする。	第139条の2 大人座席指定料金は、 <u>530円</u> とする。
(大人座席指定料金の特定)	(大人座席指定料金の特定)
第139条の3 第62条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。	第139条の3 第62条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。

現行	改正
<p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>820</u>円とする。</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>820</u>円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>320</u>円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>820</u>円とする。</p> <p>(5) 前各号以外の区間で、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する期間内の場合は、別に定める場合を除き <u>320</u>円とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>840</u>円とする。</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>840</u>円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>330</u>円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>840</u>円とする。</p> <p>(5) 前各号以外の区間で、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する期間内の場合は、別に定める場合を除き <u>330</u>円とする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(乗車整理料金)</p> <p>第 140 条の 2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき <u>320</u>円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は <u>310</u>円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。</p> <p>(中略)</p>	<p>(乗車整理料金)</p> <p>第 140 条の 2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき <u>330</u>円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は <u>320</u>円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。</p> <p>(中略)</p>
<p>(ホームライナー料金)</p> <p>第 140 条の 3 当社において特に必要と認める場合は、ホームライナー料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定によるホームライナー料金は、旅客 1 人につき <u>510</u>円とする。</p> <p>3 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(ホームライナー料金)</p> <p>第 140 条の 3 当社において特に必要と認める場合は、ホームライナー料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定によるホームライナー料金は、旅客 1 人につき <u>520</u>円とする。</p> <p>3 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。</p> <p>(中略)</p>
<p>(車両の留置料金)</p> <p>第 143 条 旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が 6 時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。</p> <p>(1) 機関車 1 両につき 2 時間までごとに <u>5,620</u>円</p> <p>(2) 客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車 同 <u>1,940</u>円</p>	<p>(車両の留置料金)</p> <p>第 143 条 旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が 6 時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。</p> <p>(1) 機関車 1 両につき 2 時間までごとに <u>5,720</u>円</p> <p>(2) 客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車 同 <u>1,980</u>円</p>

現行	改正
(中略)	(中略)
<p>(暖房料金)</p> <p>第 144 条 当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その滞留中の車両に対して機関車・暖房車又は定置暖房設備により暖房を行う。この場合の暖房料金は、2 時間までごとに、機関車による場合は、<u>6,260</u> 円、暖房車又は定置暖房設備による場合は <u>3,140</u> 円とする。</p>	<p>(暖房料金)</p> <p>第 144 条 当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その滞留中の車両に対して機関車・暖房車又は定置暖房設備により暖房を行う。この場合の暖房料金は、2 時間までごとに、機関車による場合は、<u>6,380</u> 円、暖房車又は定置暖房設備による場合は <u>3,200</u> 円とする。</p>
(旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料)	(旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料)
<p>第 145 条 旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切って各別に計算する。</p>	<p>第 145 条 旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切って各別に計算する。</p>
<p>(1) 機関車 1 両 1 キロメートルにつき <u>640</u> 円</p> <p>(2) 客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車 同 240 円</p>	<p>(1) 機関車 1 両 1 キロメートルにつき <u>650</u> 円</p> <p>(2) 客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車 同 240 円</p>
<p>2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあってはこれを収受しない。</p>	<p>2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあってはこれを収受しない。</p>
(暖房用機関車の回送料)	(暖房用機関車の回送料)
<p>第 146 条 第 144 条の規定により機関車又は暖房車によって暖房するため、機関車をもよりの機関区等から回送し、若しくはもより機関区等へ返送するとき又は暖房車けん引用機関車を運転するときは、その回送区間・返送区間又は運転区間の全営業キロについて、1 両 1 キロメートルにつき <u>640</u> 円を収受する。この場合、回送区間・返送区間又は運転区間の営業キロは、打ち切って計算する。</p>	<p>第 146 条 第 144 条の規定により機関車又は暖房車によって暖房するため、機関車をもよりの機関区等から回送し、若しくはもより機関区等へ返送するとき又は暖房車けん引用機関車を運転するときは、その回送区間・返送区間又は運転区間の全営業キロについて、1 両 1 キロメートルにつき <u>650</u> 円を収受する。この場合、回送区間・返送区間又は運転区間の営業キロは、打ち切って計算する。</p>
(中略)	(中略)
(手数料の収受)	(手数料の収受)
<p>第 237 条の 2 第 18 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。</p>	<p>第 237 条の 2 第 18 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。</p>
<p>2 第 74 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしを</p>	<p>2 第 74 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしを</p>

現行	改正
<p>する場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき <u>330</u> 円とする。</p> <p>3 第 74 条の 4 第 3 項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する 1 室当りの特別車両料金について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき <u>330</u> 円とする。</p> <p>4 第 74 条の 5 の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券 1 葉につき <u>330</u> 円とする。</p> <p>5 第 74 条の 6 の規定により不足人員分について旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券 1 葉につき <u>330</u> 円とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（再収受した旅客運賃・料金の払いもどし）</p> <p>第 269 条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類 1 枚につき手数料 220 円（指定券にあっては、<u>330</u> 円）を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（指定券に対する料金の払いもどし）</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券（団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に</p>	<p>する場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき <u>340</u> 円とする。</p> <p>3 第 74 条の 4 第 3 項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する 1 室当りの特別車両料金について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき <u>340</u> 円とする。</p> <p>4 第 74 条の 5 の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券 1 葉につき <u>340</u> 円とする。</p> <p>5 第 74 条の 6 の規定により不足人員分について旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券 1 葉につき <u>340</u> 円とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（再収受した旅客運賃・料金の払いもどし）</p> <p>第 269 条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類 1 枚につき手数料 220 円（指定券にあっては、<u>340</u> 円）を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（指定券に対する料金の払いもどし）</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券（団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に</p>

現行	改正
<p>定める額（10円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>330</u>円（第57条第1項第1号イの(i)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき<u>330</u>円）。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(i)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、<u>330</u>円に満たない場合は、<u>330</u>円とする。</p> <p>（中略）</p> <p>2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき<u>330</u>円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。</p> <p>（中略）</p> <p>（旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし）</p> <p>第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、</p>	<p>定める額（10円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>340</u>円（第57条第1項第1号イの(i)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき<u>340</u>円）。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(i)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、<u>340</u>円に満たない場合は、<u>340</u>円とする。</p> <p>（中略）</p> <p>2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき<u>340</u>円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。</p> <p>（中略）</p> <p>（旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし）</p> <p>第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、</p>

現行	改正																				
<p>当該列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前まで)にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額(10円未満のは数は、切り捨てる。)を別に支払うものとする。</p> <p>(1) 保証金を収受している場合 保証金に相当する額及び指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>330</u>円</p> <p>ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、<u>330</u>円に満たない場合は、<u>330</u>円とする。</p> <p>(2) 指定保証金を収受している場合 指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>330</u>円</p> <p>ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、<u>330</u>円に満たない場合は、<u>330</u>円とする。 (中略)</p> <p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ ロ以外の駅</p> <table data-bbox="257 1045 504 1117"> <tr> <td>大人</td> <td><u>140</u>円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>70円</td> </tr> </table> <p>ロ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <table data-bbox="257 1268 504 1332"> <tr> <td>大人</td> <td><u>120</u>円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>60円</td> </tr> </table> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ ロ <u>又は</u>ハ以外の駅</p>	大人	<u>140</u> 円	小児	70円	大人	<u>120</u> 円	小児	60円	<p>当該列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前まで)にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額(10円未満のは数は、切り捨てる。)を別に支払うものとする。</p> <p>(1) 保証金を収受している場合 保証金に相当する額及び指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>340</u>円</p> <p>ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、<u>340</u>円に満たない場合は、<u>340</u>円とする。</p> <p>(2) 指定保証金を収受している場合 指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>340</u>円</p> <p>ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、<u>340</u>円に満たない場合は、<u>340</u>円とする。 (中略)</p> <p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ ロ <u>及びハ</u>以外の駅</p> <table data-bbox="1243 1045 1489 1117"> <tr> <td>大人</td> <td><u>150</u>円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>70円</td> </tr> </table> <p>ロ <u>東京附近の電車特定区間内の各駅</u></p> <table data-bbox="1243 1157 1489 1228"> <tr> <td>大人</td> <td><u>140</u>円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td><u>70</u>円</td> </tr> </table> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <table data-bbox="1243 1268 1489 1332"> <tr> <td>大人</td> <td><u>130</u>円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>60円</td> </tr> </table> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ ロ <u>及び</u>ハ以外の駅</p>	大人	<u>150</u> 円	小児	70円	大人	<u>140</u> 円	小児	<u>70</u> 円	大人	<u>130</u> 円	小児	60円
大人	<u>140</u> 円																				
小児	70円																				
大人	<u>120</u> 円																				
小児	60円																				
大人	<u>150</u> 円																				
小児	70円																				
大人	<u>140</u> 円																				
小児	<u>70</u> 円																				
大人	<u>130</u> 円																				
小児	60円																				

現行	改正
<p>大人 <u>4,540</u> 円 小児 <u>2,260</u> 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,880</u> 円 小児 <u>1,940</u> 円</p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,890</u> 円 小児 <u>1,940</u> 円</p>	<p>大人 <u>4,620</u> 円 小児 <u>2,310</u> 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,950</u> 円 小児 <u>1,970</u> 円</p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,960</u> 円 小児 <u>1,980</u> 円</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p>
<p>(1) 普通入場券</p>	<p>(1) 普通入場券</p>
<p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 <u>170</u> 円 小児 <u>80</u> 円 ただし、新青森駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。</p>	<p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 <u>200</u> 円 小児 <u>100</u> 円 ただし、新青森駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。</p>
<p>ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 <u>160</u> 円 小児 80 円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。</p>	<p>ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 <u>170</u> 円 小児 80 円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。</p>
<p>(2) 定期入場券</p>	<p>(2) 定期入場券</p>
<p><u>大人 <u>5,030</u> 円</u> <u>小児 <u>2,510</u> 円</u> <u>ただし、新青森駅、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。</u></p>	<p><u>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</u> <u>大人 <u>5,920</u> 円</u> <u>小児 <u>2,960</u> 円</u> <u>ただし、新青森駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。</u></p>
	<p><u>ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅</u> <u>大人 <u>5,120</u> 円</u> <u>小児 <u>2,560</u> 円</u></p> <p><u>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅</u> <u>大人 <u>5,130</u> 円</u> <u>小児 <u>2,560</u> 円</u> <u>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。</u></p>

現行	改正
(中略)	(中略)
(有料手回り品及び普通手回り品料金) 第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物(猛獣及びへびの類を除く。)であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。	(有料手回り品及び普通手回り品料金) 第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物(猛獣及びへびの類を除く。)であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。
(中略)	(中略)
2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について <u>280</u> 円とする。	2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について <u>290</u> 円とする。
(中略)	(中略)
(一時預り料)	(一時預り料)
第 320 条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1 個 1 日 1 回について、 <u>420</u> 円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から 6 日後の日については、その 2 倍とする。	第 320 条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1 個 1 日 1 回について、 <u>430</u> 円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から 6 日後の日については、その 2 倍とする。
(以下略)	(以下略)
別表第 2 号 イ (第 77 条の 2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (幹線内相互発着となる場合)	別表第 2 号 イ (第 77 条の 2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (幹線内相互発着となる場合)
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 イの 2 (第 77 条の 3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額	別表第 2 号 イの 2 (第 77 条の 3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 イの 3 (第 77 条の 4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額	別表第 2 号 イの 3 (第 77 条の 4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 イの 5 (第 77 条の 6) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)	別表第 2 号 イの 5 (第 77 条の 6) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 口 (第 95 条) 大人通勤定期旅客運賃 (幹線相互発着となる場合)	別表第 2 号 口 (第 95 条) 大人通勤定期旅客運賃 (幹線相互発着となる場合)

現行	改正
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ロの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 ロの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ロの3 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ロの3 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ロの4 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ロの4 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ロの5 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ロの5 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ロの6 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ロの6 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ロの7 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ロの7 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ロの8 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ロの8 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ハ (第95条) 大人通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ハ (第95条) 大人通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>

現行	改正
<p>別表第2号 ハの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ハの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ニ (第95条) 大人通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ニ (第95条) 大人通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ニの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ニの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ニの3 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ニの3 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ニの4 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ニの4 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ニの5 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ニの5 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ニの6 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ニの6 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ニの7 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ニの7 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>

現行	改正
別表第2号 二の8（第95条の3）四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（略）</u>	別表第2号 二の8（第95条の3）四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（別添参照）</u>
別表第2号 二の9（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 <u>（略）</u>	別表第2号 二の9（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 <u>（別添参照）</u>
別表第2号 二の10（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u>	別表第2号 二の10（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u>
別表第2号 二の11（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（略）</u>	別表第2号 二の11（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（別添参照）</u>
別表第2号 二の12（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 <u>（略）</u>	別表第2号 二の12（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 <u>（別添参照）</u>
別表第2号 二の13（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u>	別表第2号 二の13（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u>
別表第2号 二の14（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（略）</u>	別表第2号 二の14（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（別添参照）</u>
別表第2号 二の15（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合） <u>（略）</u>	別表第2号 二の15（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u>
別表第2号 二の16（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定	別表第2号 二の16（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定

現行	改正
<p>期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u></p>	<p>期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 二の17（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 二の17（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 二の18（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 二の18（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 二の19（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 二の19（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 二の20（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 二の20（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 二の21（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 二の21（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 二の22（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 二の22（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 二の23（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 二の23（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 二の24（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃</p>	<p>別表第2号 二の24（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃</p>

現行	改正
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 二の25 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 二の25 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の26 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の26 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ホ (第95条) 大人通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ホ (第95条) 大人通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ホの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ホの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ホの3 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ホの3 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ホの4 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ホの4 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ホの5 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ホの5 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ヘ (第95条) 大人特別車両定期旅客運賃 (電車特定区間内相互発着となる場合を除く。)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ヘ (第95条) 大人特別車両定期旅客運賃 (電車特定区間内相互発着となる場合を除く。)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>

現行	改正
<p>別表第2号 ト (第95条) 大人特別車両定期旅客運賃 (電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ト (第95条) 大人特別車両定期旅客運賃 (電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号トの2 (第95条) 大人特別車両定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号トの2 (第95条) 大人特別車両定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ヌ <u>(第98条) 小児通勤定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) (特定額)</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ヌ <u>削除</u></p>
<p>別表第2号 ル <u>(第98条) 小児通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) (特定額)</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ル <u>削除</u></p>
<p>別表第2号 フ (第99条) 大人通勤定期旅客運賃 (東京山手線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 フ (第99条) 大人通勤定期旅客運賃 (東京山手線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 フの2 (第99条) 大人通勤定期旅客運賃 (大阪環状線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 フの2 (第99条) 大人通勤定期旅客運賃 (大阪環状線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ワ (第99条) 大人通学定期旅客運賃 (東京山手線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ワ (第99条) 大人通学定期旅客運賃 (東京山手線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 ワの2 (第99条) 大人通学定期旅客運賃 (大阪環状線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 ワの2 (第99条) 大人通学定期旅客運賃 (大阪環状線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>

現行	改正
<p>別表第2号 <u>カ</u> <u>(第99条) 小児通勤定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)</u> (特定額) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 <u>カ</u> <u>削除</u></p>
<p>別表第2号 <u>カの2</u> <u>(第99条) 小児通勤定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)</u> (特定額) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 <u>カの2</u> <u>削除</u></p>
<p>別表第2号 <u>ヨ</u> (第99条) 大人通勤定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 <u>ヨ</u> (第99条) 大人通勤定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 <u>ヨの2</u> (第99条) 大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 <u>ヨの2</u> (第99条) 大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 <u>タ</u> (第99条) 大人通学定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 <u>タ</u> (第99条) 大人通学定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 <u>タの2</u> (第99条) 大人通学定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 <u>タの2</u> (第99条) 大人通学定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 <u>レ</u> <u>(第99条) 小児通勤定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く)</u> (特定額) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 <u>レ</u> <u>削除</u></p>
<p>別表第2号 <u>レの2</u> <u>(第99条) 小児通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く)</u> (特定額) <u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 <u>レの2</u> <u>削除</u></p>

現行	改正
別表第 2 号 ツ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(略)</u>	別表第 2 号 ツ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 ネ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(略)</u>	別表第 2 号 ネ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 ナ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(略)</u>	別表第 2 号 ナ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 ナの 2 (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(略)</u>	別表第 2 号 ナの 2 (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 ラ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(略)</u>	別表第 2 号 ラ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 ム (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(略)</u>	別表第 2 号 ム (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 ウ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(略)</u>	別表第 2 号 ウ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(別添参照)</u>
別表第 2 号 ノ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(略)</u>	別表第 2 号 ノ (第 125 条) 新幹線指定席特急料金 <u>(別添参照)</u>

附則

この通達は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 69 条、第 78 条第 2 項及び第 86 条に係る改正は令和元年 11 月 30 日から施行する。

別表第2号イ

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額(幹線内相互発着となる場合)
(円)

営業キロ	運賃
141 - 160	3,190

別表第2号イの2

四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

(円)

営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃
61 - 70	1,300	221 - 240	4,220	421 - 440	7,310	641 - 680	10,170
71 - 80	1,470	241 - 260	4,660	441 - 460	7,640	681 - 720	10,500
81 - 90	1,660	261 - 280	5,000	461 - 480	7,860	721 - 760	10,830
91 - 100	1,830	281 - 300	5,330	481 - 500	8,190	761 - 800	11,160
101 - 120	2,130	301 - 320	5,660	501 - 520	8,520	801 - 840	11,490
121 - 140	2,460	321 - 340	5,880	521 - 540	8,740	841 - 880	11,710
141 - 160	2,790	341 - 360	6,210	541 - 560	9,070	881 - 920	12,040
161 - 180	3,230	361 - 380	6,540	561 - 580	9,290	921 - 960	12,370
181 - 200	3,560	381 - 400	6,760	581 - 600	9,620	961 - 1,000	12,700
201 - 220	3,890	401 - 420	7,090	601 - 640	9,950		

別表第2号イの3

九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

(円)

営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃
101 - 120	2,170	521 - 540	9,020	1,121 - 1,160	14,190	1,801 - 1,840	19,470
141 - 160	2,860	561 - 580	9,570	1,161 - 1,200	14,520	1,841 - 1,880	19,800
221 - 240	4,400	581 - 600	9,900	1,201 - 1,240	14,850	1,961 - 2,000	20,680
301 - 320	5,940	641 - 680	10,450	1,321 - 1,360	15,730		
321 - 340	6,160	681 - 720	10,780	1,361 - 1,400	16,060		
341 - 360	6,490	721 - 760	11,110	1,401 - 1,440	16,390		
381 - 400	7,040	841 - 880	11,990	1,521 - 1,560	17,270		
421 - 440	7,590	881 - 920	12,320	1,561 - 1,600	17,600		
441 - 460	7,920	921 - 960	12,650	1,601 - 1,640	17,930		
461 - 480	8,140	961 - 1,000	12,980	1,641 - 1,680	18,260		
481 - 500	8,470	1,081 - 1,120	13,860	1,761 - 1,800	19,140		

別表第2号イの4

地方交通線の営業キロの区間

営業キロの区間		中央の営業キロ	営業キロの区間		中央の営業キロ	営業キロの区間		中央の営業キロ							
キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル							
11	～	15	13	111	～	128	119	383	～	400	391	765	～	800	782
16	～	20	18	129	～	146	137	401	～	419	410	801	～	837	819
21	～	23	22	147	～	164	155	420	～	437	428	838	～	873	855
24	～	28	26	165	～	182	173	438	～	455	446	874	～	910	892
29	～	32	30	183	～	200	191	456	～	473	464	911	～	946	928
33	～	37	35	201	～	219	210	474	～	491	482	947	～	982	964
38	～	41	39	220	～	237	228	492	～	510	501	983	～	1,019	1,001
42	～	46	44	238	～	255	246	511	～	528	519	1,020	～	1,055	1,037
47	～	55	51	256	～	273	264	529	～	546	537	1,056	～	1,091	1,073
56	～	64	60	274	～	291	282	547	～	582	564	1,092	～	1,128	1,110
65	～	73	69	292	～	310	301	583	～	619	601	1,129	～	1,164	1,146
74	～	82	78	311	～	328	319	620	～	655	637	1,165	～	1,200	1,182
83	～	91	87	329	～	346	337	656	～	691	673				
92	～	100	96	347	～	364	355	692	～	728	710				
101	～	110	105	365	～	382	373	729	～	764	746				

別表第2号イの5

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

営業キロ	運賃
101 - 110	2,420
129 - 146	3,190

別表第2号ロ

大人通勤定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,620	13,170	22,160	26	14,750	42,040	72,860	51	24,790	70,640	133,830	76	36,180	103,070	193,240
2	4,620	13,170	22,160	27	15,010	42,810	72,860	52	25,260	71,980	136,390	77	36,590	104,250	193,240
3	4,620	13,170	22,160	28	15,010	42,810	72,860	53	25,660	73,110	138,530	78	37,040	105,590	193,240
4	5,600	16,000	26,920	29	15,010	42,810	72,860	54	26,190	74,660	141,440	79	37,510	106,940	193,240
5	5,600	16,000	26,920	30	15,010	42,810	72,860	55	26,610	75,850	142,560	80	38,010	108,310	193,240
6	5,600	16,000	26,920	31	17,100	48,730	85,540	56	27,070	77,140	142,560	81	38,660	110,230	208,870
7	5,940	16,930	28,520	32	17,560	50,030	85,540	57	27,480	78,320	142,560	82	39,130	111,520	211,280
8	5,940	16,930	28,520	33	17,810	50,750	85,540	58	28,010	79,850	142,560	83	39,590	112,840	213,790
9	5,940	16,930	28,520	34	17,810	50,750	85,540	59	28,440	81,010	142,560	84	40,050	114,150	216,280
10	5,940	16,930	28,520	35	17,810	50,750	85,540	60	28,900	82,350	142,560	85	40,600	115,690	218,580
11	7,260	20,690	34,840	36	19,330	55,080	98,220	61	29,280	83,470	158,110	86	41,050	116,980	218,580
12	7,260	20,690	34,840	37	19,780	56,390	98,220	62	29,710	84,680	160,460	87	41,490	118,300	218,580
13	7,260	20,690	34,840	38	20,170	57,490	98,220	63	30,190	86,060	163,050	88	41,950	119,590	218,580
14	7,260	20,690	34,840	39	20,460	58,310	98,220	64	30,610	87,260	165,330	89	42,420	120,900	218,580
15	7,260	20,690	34,840	40	20,460	58,310	98,220	65	31,180	88,850	167,900	90	42,870	122,170	218,580
16	9,900	28,210	47,520	41	21,470	61,170	110,880	66	31,580	90,060	167,900	91	43,250	123,240	233,520
17	9,900	28,210	47,520	42	21,790	62,100	110,880	67	32,000	91,240	167,900	92	43,760	124,720	236,300
18	9,900	28,210	47,520	43	22,110	63,060	110,880	68	32,500	92,610	167,900	93	44,130	125,820	238,370
19	9,900	28,210	47,520	44	22,580	64,330	110,880	69	32,990	94,020	167,900	94	44,670	127,300	241,240
20	9,900	28,210	47,520	45	22,910	65,310	110,880	70	33,470	95,390	167,900	95	45,070	128,450	243,360
21	12,540	35,730	60,180	46	22,990	65,500	123,560	71	33,750	96,210	182,290	96	45,580	129,910	243,940
22	12,540	35,730	60,180	47	23,260	66,350	123,560	72	34,330	97,850	185,400	97	46,100	131,360	243,940
23	12,540	35,730	60,180	48	23,630	67,390	123,560	73	34,730	98,980	187,520	98	46,510	132,510	243,940
24	12,540	35,730	60,180	49	23,950	68,250	123,560	74	35,210	100,350	190,160	99	46,990	133,970	243,940
25	12,540	35,730	60,180	50	24,250	69,150	123,560	75	35,600	101,450	192,210	100	47,510	135,400	243,940

別表第2号ロの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	6,600	18,790	31,820	26	20,540	58,640	102,070	51	35,290	100,770	190,400	76	49,190	140,010	262,480
2	6,600	18,790	31,820	27	20,930	59,560	102,070	52	35,910	102,400	193,650	77	49,690	141,520	262,480
3	6,600	18,790	31,820	28	20,930	59,560	102,070	53	36,460	103,790	196,440	78	50,200	143,340	262,480
4	7,890	22,500	38,160	29	20,930	59,560	102,070	54	37,150	105,880	200,160	79	50,800	144,850	262,480
5	7,890	22,500	38,160	30	20,930	59,560	102,070	55	37,690	107,510	201,550	80	51,410	146,660	262,480
6	7,890	22,500	38,160	31	23,270	66,290	116,640	56	38,310	109,130	201,550	81	52,960	151,050	285,770
7	9,200	26,260	44,470	32	23,850	67,910	116,640	57	38,780	110,530	201,550	82	53,520	152,750	288,490
8	9,200	26,260	44,470	33	24,170	68,850	116,640	58	39,470	112,620	201,550	83	54,090	154,450	291,890
9	9,200	26,260	44,470	34	24,170	68,850	116,640	59	40,020	114,240	201,550	84	54,770	155,810	294,610
10	9,200	26,260	44,470	35	24,170	68,850	116,640	60	40,640	115,870	201,550	85	55,450	157,850	298,020
11	10,980	31,270	53,000	36	26,210	74,610	133,440	61	41,030	117,200	221,000	86	55,910	159,550	298,020
12	10,980	31,270	53,000	37	26,780	76,320	133,440	62	41,570	118,540	224,220	87	56,590	161,250	298,020
13	10,980	31,270	53,000	38	27,240	77,710	133,440	63	42,200	120,420	227,430	88	57,150	162,620	298,020
14	10,980	31,270	53,000	39	27,610	78,640	133,440	64	42,730	121,760	230,650	89	57,720	164,320	298,020
15	10,980	31,270	53,000	40	27,610	78,640	133,440	65	43,450	123,910	233,870	90	58,290	166,020	298,020
16	14,100	40,150	68,110	41	29,040	82,760	150,160	66	43,980	125,520	233,870	91	58,460	166,700	314,500
17	14,100	40,150	68,110	42	29,450	83,810	150,160	67	44,520	126,860	233,870	92	59,090	168,210	318,280
18	14,100	40,150	68,110	43	29,860	85,030	150,160	68	45,150	128,740	233,870	93	59,470	169,720	320,540
19	14,100	40,150	68,110	44	30,440	86,780	150,160	69	45,770	130,610	233,870	94	60,230	171,610	324,320
20	14,100	40,150	68,110	45	30,850	87,820	150,160	70	46,170	131,540	233,870	95	60,730	173,120	326,590
21	17,590	50,160	85,150	46	33,290	94,780	178,590	71	46,170	131,540	248,570	96	61,360	174,640	327,350
22	17,590	50,160	85,150	47	33,630	95,800	178,590	72	46,870	133,660	252,200	97	61,990	176,530	327,350
23	17,590	50,160	85,150	48	34,100	97,230	178,590	73	47,380	134,870	255,230	98	62,500	178,040	327,350
24	17,590	50,160	85,150	49	34,510	98,450	178,590	74	47,980	136,680	258,250	99	63,000	179,550	327,350
25	17,590	50,160	85,150	50	34,920	99,670	178,590	75	48,380	137,890	260,670	100	63,630	181,440	327,350

別表第2号ロの3

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	5,280	15,030	25,720	26	16,730	47,700	84,540	51	27,920	79,570	150,750	76	39,990	113,960	213,890
2	5,280	15,030	25,720	27	17,030	48,540	84,540	52	28,450	81,050	153,570	77	40,400	115,140	213,890
3	5,280	15,030	25,720	28	17,030	48,540	84,540	53	28,900	82,340	156,000	78	40,870	116,490	213,890
4	6,260	17,860	31,230	29	17,030	48,540	84,540	54	29,490	84,040	159,210	79	41,340	117,840	213,890
5	6,260	17,860	31,230	30	17,030	48,540	84,540	55	29,950	85,370	161,760	80	41,840	119,210	213,890
6	6,260	17,860	31,230	31	19,350	55,140	99,210	56	30,470	86,870	162,700	81	42,500	121,130	229,520
7	6,600	18,800	33,070	32	19,870	56,640	99,210	57	30,920	88,140	162,700	82	42,990	122,520	232,140
8	6,600	18,800	33,070	33	20,170	57,460	99,210	58	31,520	89,840	162,700	83	43,450	123,840	234,650
9	6,600	18,800	33,070	34	20,170	57,460	99,210	59	31,990	91,200	162,700	84	43,910	125,150	237,140
10	6,600	18,800	33,070	35	20,170	57,460	99,210	60	32,510	92,640	162,700	85	44,460	126,690	239,450
11	7,940	22,640	40,410	36	21,890	62,360	113,920	61	33,000	94,080	178,250	86	44,910	127,980	239,450
12	7,940	22,640	40,410	37	22,390	63,800	113,920	62	33,430	95,330	180,650	87	45,350	129,300	239,450
13	7,940	22,640	40,410	38	22,810	65,030	113,920	63	33,910	96,710	183,240	88	45,810	130,590	239,450
14	7,940	22,640	40,410	39	23,150	65,990	113,920	64	34,330	97,910	185,520	89	46,280	131,900	239,450
15	7,940	22,640	40,410	40	23,150	65,990	113,920	65	34,910	99,510	188,140	90	46,730	133,170	239,450
16	10,930	31,150	55,120	41	24,300	69,280	127,780	66	35,330	100,720	188,140	91	47,110	134,250	254,390
17	10,930	31,150	55,120	42	24,670	70,320	127,780	67	35,750	101,900	188,140	92	47,670	135,840	257,380
18	10,930	31,150	55,120	43	25,040	71,350	127,780	68	36,250	103,270	188,140	93	48,070	137,030	259,630
19	10,930	31,150	55,120	44	25,550	72,830	127,780	69	36,740	104,690	188,140	94	48,650	138,670	262,750
20	10,930	31,150	55,120	45	25,930	73,900	127,780	70	37,220	106,070	188,140	95	49,080	139,890	265,050
21	13,900	39,630	69,820	46	26,100	74,390	140,460	71	37,500	106,890	202,530	96	49,630	141,470	268,040
22	13,900	39,630	69,820	47	26,380	75,240	140,460	72	38,130	108,730	206,010	97	50,190	143,050	271,050
23	13,900	39,630	69,820	48	26,750	76,280	140,460	73	38,530	109,870	208,160	98	50,630	144,300	273,410
24	13,900	39,630	69,820	49	27,070	77,140	140,460	74	39,010	111,240	210,800	99	51,180	145,850	276,350
25	13,900	39,630	69,820	50	27,380	78,040	140,460	75	39,410	112,340	212,850	100	51,730	147,430	279,360

別表第2号ロの4

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制キロ	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	5,500	15,660	26,380
11	-	7,460	21,280	35,820
16	-	8,650	24,620	41,460
17	15	8,650	24,620	41,460
21	-	11,770	33,590	56,550
22	-	11,770	33,590	56,550
26	23	14,920	42,860	71,600
31	28	18,060	51,480	87,400
36	32	21,220	60,430	102,600
41	37	-	-	116,900
46	41	-	-	131,900
51	46	-	-	147,000
61	55	-	-	169,710
71	64	-	-	199,810

別表第2号ロの5

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃計算キロ	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	5,500	15,660	26,380
11	10	7,460	21,280	35,820

別表第2号ロの6

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	5,080	14,450	24,600	26	16,700	47,600	83,370	51	27,220	77,590	147,610	76	38,170	108,780	207,020
2	5,130	14,610	24,890	27	16,980	48,410	83,490	52	27,680	78,890	150,170	77	38,550	109,890	207,020
3	5,180	14,760	25,180	28	17,030	48,560	83,770	53	28,070	80,000	152,310	78	39,000	111,170	207,020
4	6,300	17,990	30,680	29	17,090	48,720	84,060	54	28,590	81,510	155,220	79	39,460	112,460	207,020
5	6,410	18,290	31,250	30	17,130	48,870	84,350	55	29,010	82,670	156,340	80	39,930	113,770	207,020
6	6,470	18,440	31,540	31	19,230	54,790	97,030	56	29,460	83,950	156,340	81	40,510	115,480	222,650
7	6,820	19,430	33,250	32	19,760	56,320	97,430	57	29,850	85,090	156,340	82	40,900	116,550	225,060
8	6,840	19,490	33,370	33	20,090	57,220	97,770	58	30,380	86,580	156,340	83	41,280	117,660	227,570
9	6,870	19,560	33,480	34	20,140	57,370	98,050	59	30,780	87,710	156,340	84	41,670	118,750	230,060
10	6,890	19,610	33,600	35	20,190	57,530	98,340	60	31,230	89,020	156,340	85	42,140	120,080	232,360
11	8,220	23,440	40,040	36	21,740	61,950	111,190	61	31,610	90,110	171,890	86	42,510	121,150	232,360
12	8,280	23,580	40,330	37	22,220	63,330	111,370	62	32,030	91,290	174,240	87	42,890	122,260	232,360
13	8,340	23,740	40,620	38	22,650	64,550	111,590	63	32,500	92,650	176,830	88	43,280	123,350	232,360
14	8,390	23,890	40,910	39	22,970	65,430	111,720	64	32,910	93,810	179,110	89	43,660	124,430	232,360
15	8,440	24,050	41,190	40	23,020	65,600	112,000	65	33,460	95,360	181,680	90	44,030	125,500	232,360
16	11,110	31,670	54,050	41	24,010	68,430	124,660	66	33,870	96,550	181,680	91	44,340	126,360	247,300
17	11,220	31,970	54,630	42	24,320	69,320	124,660	67	34,270	97,700	181,680	92	44,770	127,610	250,080
18	11,330	32,280	55,210	43	24,640	70,250	124,660	68	34,760	99,040	181,680	93	45,080	128,500	252,150
19	11,380	32,420	55,490	44	25,090	71,490	124,660	69	35,230	100,430	181,680	94	45,540	129,780	255,030
20	11,430	32,580	55,780	45	25,410	72,440	124,660	70	35,600	101,470	181,680	95	45,860	130,700	257,150
21	14,100	40,190	68,620	46	25,470	72,600	137,340	71	35,870	102,220	196,070	96	46,300	131,960	257,730
22	14,210	40,490	69,200	47	25,750	73,410	137,340	72	36,420	103,790	199,180	97	46,730	133,190	257,730
23	14,260	40,640	69,480	48	26,100	74,420	137,340	73	36,790	104,870	201,300	98	47,070	134,140	257,730
24	14,370	40,950	70,060	49	26,400	75,260	137,340	74	37,260	106,180	203,940	99	47,500	135,380	257,730
25	14,470	41,240	70,640	50	26,710	76,120	137,340	75	37,620	107,210	205,990	100	47,940	136,610	257,730

別表第2号ロの7

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	5,570	15,800	26,610
11	-	7,530	21,440	36,110
16	-	8,660	24,660	41,690
17	15	8,710	24,820	41,790
21	-	11,820	33,660	56,910
22	-	11,870	33,810	57,010
26	23	15,060	42,860	72,210
31	28	18,220	51,900	87,410
36	32	21,380	60,920	102,600
41	37	-	-	117,820
46	41	-	-	133,000
61	55	-	-	170,990

別表第2号ロの8

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	5,570	15,800	26,610
11	10	7,530	21,440	36,110

別表第2号ハ

大人通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,620	13,170	22,160	26	15,010	42,810	72,860	51	27,480	78,320	142,560	76	40,050	114,150	216,280
2	4,620	13,170	22,160	27	15,010	42,810	72,860	52	28,010	79,850	142,560	77	40,600	115,690	218,580
3	4,620	13,170	22,160	28	15,180	43,270	72,860	53	28,440	81,010	142,560	78	41,050	116,980	218,580
4	5,940	16,930	28,520	29	17,560	50,030	85,540	54	28,900	82,350	142,560	79	41,490	118,300	218,580
5	5,940	16,930	28,520	30	17,810	50,750	85,540	55	29,280	83,470	142,560	80	41,950	119,590	218,580
6	5,940	16,930	28,520	31	17,810	50,750	85,540	56	29,710	84,680	160,460	81	42,870	122,170	218,580
7	6,260	17,890	30,100	32	17,820	50,790	85,540	57	30,190	86,060	163,050	82	43,250	123,240	218,580
8	6,260	17,890	30,100	33	19,780	56,390	98,220	58	30,610	87,260	165,330	83	43,760	124,720	236,300
9	6,260	17,890	30,100	34	20,170	57,490	98,220	59	31,180	88,850	167,900	84	44,130	125,820	238,370
10	6,260	17,890	30,100	35	20,460	58,310	98,220	60	31,580	90,060	167,900	85	44,670	127,300	241,240
11	7,260	20,690	34,840	36	20,460	58,310	98,220	61	32,500	92,610	167,900	86	45,070	128,450	243,360
12	7,260	20,690	34,840	37	20,460	58,310	98,220	62	32,990	94,020	167,900	87	45,580	129,910	243,940
13	7,260	20,690	34,840	38	21,790	62,100	110,880	63	33,470	95,390	167,900	88	46,100	131,360	243,940
14	7,260	20,690	34,840	39	22,110	63,060	110,880	64	33,750	96,210	167,900	89	46,510	132,510	243,940
15	7,260	20,690	34,840	40	22,580	64,330	110,880	65	34,330	97,850	185,400	90	46,990	133,970	243,940
16	9,900	28,210	47,520	41	22,990	65,500	110,880	66	34,730	98,980	187,520	91	47,260	134,680	243,940
17	9,900	28,210	47,520	42	23,260	66,350	123,560	67	35,210	100,350	190,160	92	47,800	136,270	258,150
18	9,900	28,210	47,520	43	23,630	67,390	123,560	68	35,600	101,450	192,210	93	48,290	137,590	260,710
19	9,900	28,210	47,520	44	23,950	68,250	123,560	69	36,180	103,070	193,240	94	48,780	139,010	263,380
20	9,900	28,210	47,520	45	24,250	69,150	123,560	70	36,590	104,250	193,240	95	49,300	140,500	266,230
21	12,540	35,730	60,180	46	24,790	70,640	123,560	71	37,510	106,940	193,240	96	49,850	142,040	269,140
22	12,540	35,730	60,180	47	25,260	71,980	136,390	72	38,010	108,310	193,240	97	50,300	143,400	270,860
23	12,540	35,730	60,180	48	25,660	73,110	138,530	73	38,660	110,230	193,240	98	50,850	144,940	270,860
24	15,010	42,810	72,860	49	26,190	74,660	141,440	74	39,130	111,520	211,280	99	51,340	146,340	270,860
25	15,010	42,810	72,860	50	26,610	75,850	142,560	75	39,590	112,840	213,790	100	51,890	147,880	270,860

別表第2号ハの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	6,600	18,790	31,820	26	20,930	59,560	102,070	51	38,780	110,530	201,550	76	54,770	155,810	294,610
2	6,600	18,790	31,820	27	20,930	59,560	102,070	52	39,470	112,620	201,550	77	55,450	157,850	298,020
3	6,600	18,790	31,820	28	21,310	60,830	103,220	53	40,020	114,240	201,550	78	55,910	159,550	298,020
4	8,310	23,720	40,230	29	23,850	67,910	116,640	54	40,640	115,870	201,550	79	56,590	161,250	298,020
5	8,310	23,720	40,230	30	24,170	68,850	116,640	55	41,570	118,540	208,980	80	57,150	162,620	298,020
6	8,310	23,720	40,230	31	24,170	68,850	116,640	56	41,570	118,540	224,220	81	58,290	166,020	298,020
7	9,580	27,270	46,220	32	24,750	70,470	119,880	57	42,200	120,420	227,430	82	58,970	168,060	301,420
8	9,580	27,270	46,220	33	26,780	76,320	133,440	58	42,730	121,760	230,650	83	59,090	168,210	318,280
9	9,580	27,270	46,220	34	27,240	77,710	133,440	59	43,450	123,910	233,870	84	59,470	169,720	320,540
10	9,580	27,270	46,220	35	27,610	78,640	133,440	60	43,980	125,520	233,870	85	60,230	171,610	324,320
11	10,980	31,270	53,000	36	27,610	78,640	133,440	61	45,150	128,740	233,870	86	60,730	173,120	326,590
12	10,980	31,270	53,000	37	28,070	80,030	136,530	62	45,770	130,610	233,870	87	61,360	174,640	327,350
13	10,980	31,270	53,000	38	29,450	83,810	150,160	63	46,400	132,220	233,870	88	61,990	176,530	327,350
14	11,690	33,350	56,550	39	29,860	85,030	150,160	64	46,760	133,030	235,480	89	62,500	178,040	327,350
15	11,690	33,350	56,550	40	30,440	86,780	150,160	65	46,870	133,660	252,200	90	63,000	179,550	327,350
16	14,100	40,150	68,110	41	31,600	90,090	155,390	66	47,380	134,870	255,230	91	63,630	181,440	328,100
17	14,100	40,150	68,110	42	33,630	95,800	178,590	67	47,980	136,680	258,250	92	63,750	182,070	344,940
18	14,100	40,150	68,110	43	34,100	97,230	178,590	68	48,380	137,890	260,670	93	64,450	183,740	348,280
19	14,760	42,060	71,440	44	34,510	98,450	178,590	69	49,190	140,010	262,480	94	65,150	185,410	351,620
20	14,760	42,060	71,440	45	34,920	99,670	178,590	70	49,690	141,520	262,480	95	65,840	187,500	355,800
21	17,590	50,160	85,150	46	35,600	101,500	179,810	71	50,800	144,850	262,480	96	66,540	189,590	359,140
22	17,590	50,160	85,150	47	35,910	102,400	193,650	72	51,410	146,660	262,480	97	67,230	191,260	361,640
23	18,240	52,000	88,450	48	36,460	103,790	196,440	73	53,320	151,800	269,740	98	67,930	193,350	361,640
24	20,930	59,560	102,070	49	37,150	105,880	200,160	74	53,520	152,750	288,490	99	68,490	195,440	361,640
25	20,930	59,560	102,070	50	37,690	107,510	201,550	75	54,090	154,450	291,890	100	69,320	197,520	361,640

別表第2号ニ

大人通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,760	7,830	14,860	26	8,410	23,990	45,450	51	12,330	35,150	66,600	76	18,230	51,950	98,420
2	2,760	7,830	14,860	27	8,410	23,990	45,450	52	12,630	36,010	68,250	77	18,470	52,660	99,730
3	2,760	7,830	14,860	28	8,550	24,350	46,160	53	12,820	36,560	69,270	78	18,790	53,570	101,530
4	3,190	9,060	17,170	29	8,550	24,350	46,160	54	13,010	37,080	70,290	79	18,900	53,870	102,060
5	3,450	9,880	18,710	30	8,700	24,780	46,920	55	13,300	37,930	71,880	80	19,220	54,800	103,840
6	3,720	10,600	20,100	31	8,810	25,110	47,600	56	13,570	38,650	73,250	81	19,590	55,840	105,800
7	4,000	11,420	21,620	32	8,810	25,110	47,600	57	13,690	39,030	73,950	82	19,780	56,390	106,800
8	4,410	12,570	23,820	33	8,890	25,360	48,050	58	13,980	39,900	75,550	83	20,050	57,160	108,290
9	4,710	13,390	25,360	34	8,940	25,520	48,360	59	14,250	40,610	76,930	84	20,250	57,710	109,360
10	4,840	13,800	26,140	35	9,190	26,180	49,590	60	14,490	41,300	78,220	85	20,530	58,530	110,900
11	5,710	16,280	30,830	36	9,250	26,370	49,960	61	14,560	41,500	78,660	86	20,740	59,060	111,900
12	5,840	16,610	31,480	37	9,280	26,460	50,140	62	14,870	42,370	80,260	87	21,000	59,880	113,440
13	5,960	16,990	32,210	38	9,530	27,170	51,500	63	15,150	43,190	81,800	88	21,270	60,600	114,830
14	6,120	17,450	33,030	39	9,570	27,310	51,740	64	15,370	43,800	82,980	89	21,350	60,860	115,300
15	6,120	17,450	33,030	40	9,860	28,100	53,230	65	15,600	44,460	84,240	90	21,660	61,750	117,020
16	7,510	21,410	40,590	41	10,100	28,790	54,540	66	15,880	45,260	85,780	91	21,910	62,410	118,280
17	7,680	21,900	41,460	42	10,300	29,340	55,610	67	16,040	45,720	86,600	92	22,220	63,330	119,980
18	7,680	21,900	41,460	43	10,590	30,190	57,210	68	16,470	46,930	88,940	93	22,440	63,940	121,160
19	7,800	22,260	42,180	44	10,740	30,600	57,970	69	16,550	47,200	89,410	94	22,530	64,240	121,710
20	7,950	22,670	42,950	45	11,030	31,450	59,590	70	16,840	47,970	90,880	95	22,860	65,150	123,440
21	8,110	23,110	43,780	46	11,150	31,830	60,290	71	17,030	48,550	92,010	96	23,060	65,700	124,510
22	8,230	23,490	44,490	47	11,290	32,140	60,890	72	17,290	49,340	93,450	97	23,290	66,380	125,760
23	8,230	23,490	44,490	48	11,600	33,040	62,620	73	17,640	50,280	95,280	98	23,590	67,240	127,410
24	8,340	23,770	45,040	49	11,800	33,670	63,800	74	17,810	50,750	96,170	99	23,710	67,560	128,010
25	8,370	23,850	45,200	50	12,130	34,580	65,530	75	17,980	51,230	97,060	100	23,900	68,160	129,140

別表第2号ニの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,780	10,760	20,450	26	11,250	32,140	60,830	51	17,030	48,530	91,950	76	23,990	68,340	129,430
2	3,780	10,760	20,450	27	11,250	32,140	60,830	52	17,340	49,460	93,810	77	24,290	69,250	131,240
3	3,780	10,760	20,450	28	11,400	32,600	61,750	53	17,650	50,160	95,200	78	24,700	70,460	133,060
4	4,340	12,330	23,400	29	11,400	32,600	61,750	54	17,880	50,850	96,600	79	24,800	70,760	134,270
5	4,680	13,370	25,290	30	11,600	33,060	62,640	55	18,270	52,010	98,450	80	25,200	71,970	136,080
6	5,030	14,310	27,180	31	11,610	33,080	62,640	56	18,580	52,940	100,310	81	25,970	73,820	140,160
7	5,950	16,970	32,160	32	11,610	33,080	62,640	57	18,730	53,410	101,240	82	26,200	74,500	141,520
8	6,530	18,640	35,290	33	11,700	33,350	63,180	58	19,120	54,570	103,560	83	26,540	75,520	143,560
9	6,960	19,840	37,480	34	11,790	33,620	63,720	59	19,500	55,500	104,950	84	26,760	76,200	144,240
10	7,130	20,360	38,520	35	12,060	34,430	65,340	60	19,740	56,320	106,740	85	27,100	77,230	146,290
11	8,240	23,500	44,430	36	12,180	34,680	65,940	61	19,760	56,320	106,740	86	27,330	77,910	147,650
12	8,400	23,990	45,410	37	12,230	34,830	65,940	62	20,120	57,390	108,890	87	27,670	78,930	149,690
13	8,570	24,480	46,390	38	12,540	35,760	67,800	63	20,470	58,470	110,500	88	28,010	79,950	151,730
14	8,790	25,090	47,490	39	12,590	35,910	68,110	64	20,740	59,270	112,110	89	28,120	80,290	151,730
15	8,790	25,090	47,490	40	12,950	36,840	69,970	65	21,100	60,080	113,720	90	28,580	81,310	154,220
16	10,220	29,150	55,120	41	13,270	37,890	71,940	66	21,460	61,150	115,860	91	28,600	81,650	154,220
17	10,450	29,780	56,390	42	13,500	38,590	72,980	67	21,630	61,690	116,940	92	28,980	82,780	156,490
18	10,450	29,780	56,390	43	13,910	39,630	75,080	68	22,080	63,030	119,620	93	29,230	83,540	158,000
19	10,610	30,250	57,340	44	14,080	40,160	76,130	69	22,170	63,300	120,150	94	29,360	83,540	158,760
20	10,800	30,810	58,290	45	14,430	41,210	78,220	70	22,480	64,100	121,560	95	29,740	84,670	161,030
21	10,950	31,200	59,100	46	15,660	44,750	84,610	71	22,480	64,110	121,560	96	29,990	85,430	161,780
22	11,110	31,690	60,070	47	15,800	45,150	85,430	72	22,780	65,020	123,380	97	30,370	86,560	164,050
23	11,110	31,690	60,070	48	16,270	46,170	87,870	73	23,280	66,230	125,800	98	30,740	87,320	165,560
24	11,240	32,080	60,830	49	16,480	46,990	89,090	74	23,490	66,830	127,010	99	30,870	87,700	166,320
25	11,250	32,140	60,830	50	16,880	48,210	91,120	75	23,690	67,440	127,610	100	31,120	88,450	167,830

別表第2号ニの3

北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,430	9,790	18,580	26	10,250	29,260	55,530	51	15,480	44,120	83,590	76	21,770	62,290	117,940
2	3,430	9,790	18,580	27	10,250	29,260	55,530	52	15,790	45,050	85,450	77	22,080	62,900	119,150
3	3,430	9,790	18,580	28	10,410	29,610	56,220	53	16,020	45,740	86,840	78	22,480	64,110	121,560
4	3,930	11,210	21,240	29	10,410	29,610	56,220	54	16,250	46,440	87,770	79	22,580	64,410	122,170
5	4,280	12,150	23,040	30	10,560	30,070	56,910	55	16,640	47,370	89,630	80	22,980	65,320	123,980
6	4,560	13,010	24,660	31	10,580	30,110	56,970	56	16,870	48,300	91,490	81	23,590	67,360	127,230
7	5,410	15,450	29,230	32	10,580	30,110	56,970	57	17,030	48,530	91,950	82	23,810	68,040	128,600
8	5,930	16,970	32,160	33	10,670	30,380	57,510	58	17,420	49,690	94,270	83	24,150	68,720	130,640
9	6,320	18,010	34,140	34	10,710	30,510	57,780	59	17,720	50,390	95,670	84	24,380	69,400	131,320
10	6,490	18,530	35,080	35	10,980	31,320	59,400	60	17,970	51,230	97,060	85	24,720	70,420	133,360
11	7,490	21,360	40,510	36	11,090	31,580	59,750	61	17,970	51,230	97,090	86	24,950	71,100	134,720
12	7,630	21,790	41,250	37	11,150	31,730	60,060	62	18,330	52,300	99,230	87	25,170	71,780	136,080
13	7,810	22,280	42,230	38	11,400	32,510	61,610	63	18,680	53,100	100,840	88	25,520	72,800	138,120
14	8,000	22,830	43,210	39	11,460	32,660	61,920	64	18,950	53,910	101,920	89	25,630	73,140	138,120
15	8,000	22,830	43,210	40	11,760	33,590	63,470	65	19,130	54,710	103,530	90	25,960	74,090	140,160
16	9,290	26,450	50,210	41	12,110	34,400	65,300	66	19,490	55,520	105,130	91	25,960	74,090	140,620
17	9,500	27,090	51,320	42	12,340	35,090	66,350	67	19,670	56,050	106,210	92	26,330	75,220	142,880
18	9,500	27,090	51,320	43	12,630	36,140	68,440	68	20,120	57,390	108,890	93	26,590	75,980	143,640
19	9,660	27,480	52,110	44	12,800	36,490	69,140	69	20,200	57,660	109,430	94	26,710	76,360	144,400
20	9,820	28,040	53,060	45	13,150	37,540	70,890	70	20,460	58,360	110,500	95	27,090	77,110	146,660
21	9,950	28,380	53,850	46	14,240	40,680	76,890	71	20,460	58,360	110,680	96	27,340	77,870	147,420
22	10,110	28,870	54,630	47	14,370	41,090	77,700	72	20,760	59,270	111,890	97	27,590	78,620	148,930
23	10,110	28,870	54,630	48	14,780	42,100	79,730	73	21,170	60,180	114,310	98	27,970	79,760	150,440
24	10,240	29,160	55,400	49	14,980	42,710	80,950	74	21,370	60,780	115,520	99	28,100	79,760	151,200
25	10,250	29,260	55,400	50	15,320	43,730	82,990	75	21,470	61,390	116,120	100	28,220	80,510	152,710

別表第2号ニの4

北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,680	7,670	14,470	26	7,990	22,810	43,320	51	12,070	34,370	65,020	76	17,040	48,690	91,930
2	2,680	7,670	14,470	27	7,990	22,810	43,320	52	12,310	35,290	66,870	77	17,240	49,290	93,140
3	2,680	7,670	14,470	28	8,100	23,160	43,780	53	12,540	35,760	67,800	78	17,540	49,900	94,950
4	3,060	8,780	16,560	29	8,100	23,160	43,780	54	12,690	36,220	68,730	79	17,640	50,200	94,950
5	3,330	9,500	18,000	30	8,220	23,490	44,470	55	13,000	36,920	70,120	80	17,940	51,110	96,770
6	3,570	10,170	19,260	31	8,240	23,490	44,550	56	13,160	37,620	71,520	81	18,370	52,390	99,340
7	4,230	12,060	22,860	32	8,240	23,490	44,550	57	13,310	37,850	71,980	82	18,600	53,070	100,700
8	4,650	13,260	25,060	33	8,330	23,760	45,090	58	13,620	38,780	73,380	83	18,820	53,750	102,060
9	4,920	14,090	26,620	34	8,370	23,900	45,090	59	13,850	39,470	74,770	84	19,050	54,090	102,740
10	5,060	14,460	27,350	35	8,600	24,440	46,440	60	14,040	39,960	75,630	85	19,280	54,770	104,100
11	5,830	16,710	31,580	36	8,670	24,610	46,750	61	14,040	39,960	75,630	86	19,390	55,450	104,780
12	5,960	17,010	32,190	37	8,670	24,770	47,060	62	14,300	40,770	77,240	87	19,730	56,130	106,140
13	6,100	17,380	32,930	38	8,930	25,390	48,300	63	14,570	41,570	78,850	88	19,960	56,810	107,500
14	6,240	17,810	33,780	39	8,930	25,540	48,300	64	14,750	42,110	79,920	89	19,960	57,150	108,180
15	6,240	17,810	33,780	40	9,180	26,160	49,540	65	14,930	42,640	81,000	90	20,290	57,830	109,540
16	7,260	20,670	39,120	41	9,430	26,890	50,980	66	15,200	43,450	82,070	91	20,290	57,830	109,620
17	7,420	21,150	40,080	42	9,600	27,410	52,030	67	15,380	43,720	83,140	92	20,540	58,590	111,130
18	7,420	21,150	40,080	43	9,890	28,110	53,430	68	15,730	44,790	84,750	93	20,790	59,350	112,640
19	7,520	21,460	40,710	44	10,010	28,460	54,130	69	15,730	45,060	85,290	94	20,920	59,350	112,640
20	7,660	21,860	41,500	45	10,240	29,330	55,520	70	15,930	45,590	86,360	95	21,170	60,100	114,160
21	7,780	22,160	41,990	46	11,120	31,730	60,210	71	15,930	45,660	86,490	96	21,290	60,860	114,910
22	7,870	22,450	42,570	47	11,250	32,140	60,610	72	16,230	46,270	87,700	97	21,550	61,240	116,420
23	7,870	22,450	42,570	48	11,530	32,950	62,240	73	16,530	47,170	89,510	98	21,800	61,990	117,940
24	7,970	22,740	43,160	49	11,730	33,360	63,460	74	16,630	47,480	90,120	99	21,920	62,370	117,940
25	7,990	22,810	43,320	50	12,000	34,170	64,680	75	16,830	47,780	90,720	100	22,050	63,130	119,450

別表第2号ニの5

北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,400	4,050	7,700	26	3,970	11,400	21,660	51	6,030	17,160	32,720	76	8,570	24,490	46,270
2	1,400	4,050	7,700	27	3,970	11,400	21,660	52	6,180	17,630	33,410	77	8,670	24,800	46,870
3	1,400	4,050	7,700	28	4,030	11,520	21,890	53	6,260	17,860	33,870	78	8,820	25,100	47,780
4	1,540	4,410	8,380	29	4,030	11,520	21,890	54	6,370	18,090	34,330	79	8,870	25,250	48,080
5	1,670	4,770	9,070	30	4,060	11,590	21,980	55	6,490	18,550	35,020	80	9,020	25,700	48,690
6	1,790	5,120	9,720	31	4,060	11,590	21,980	56	6,600	18,780	35,710	81	9,140	26,060	49,410
7	2,020	5,820	11,040	32	4,060	11,590	21,980	57	6,640	19,010	35,940	82	9,250	26,400	50,080
8	2,230	6,380	12,100	33	4,110	11,720	22,110	58	6,800	19,470	36,860	83	9,360	26,730	50,760
9	2,370	6,780	12,850	34	4,130	11,790	22,240	59	6,910	19,700	37,320	84	9,480	26,900	51,100
10	2,440	6,960	13,200	35	4,220	12,050	22,910	60	7,020	19,980	37,830	85	9,590	27,240	51,780
11	2,910	8,350	15,790	36	4,310	12,310	23,370	61	7,020	19,980	37,830	86	9,640	27,580	52,110
12	2,980	8,510	16,100	37	4,330	12,380	23,530	62	7,150	20,380	38,630	87	9,810	27,920	52,790
13	3,030	8,660	16,460	38	4,460	12,690	24,150	63	7,280	20,780	39,430	88	9,870	28,260	53,470
14	3,120	8,900	16,890	39	4,460	12,770	24,150	64	7,370	21,050	39,960	89	9,930	28,430	53,810
15	3,120	8,900	16,890	40	4,590	13,080	24,770	65	7,500	21,310	40,490	90	10,100	28,760	54,480
16	3,620	10,340	19,560	41	4,670	13,310	25,230	66	7,590	21,710	41,290	91	10,140	28,920	54,810
17	3,700	10,570	20,040	42	4,750	13,560	25,750	67	7,680	21,840	41,560	92	10,270	29,300	55,570
18	3,700	10,570	20,040	43	4,900	13,910	26,440	68	7,860	22,380	42,360	93	10,400	29,670	56,320
19	3,780	10,730	20,350	44	4,950	14,080	26,780	69	7,900	22,510	42,620	94	10,460	29,670	56,320
20	3,830	10,930	20,670	45	5,070	14,430	27,480	70	7,990	22,780	43,160	95	10,580	30,050	57,080
21	3,950	11,320	21,480	46	5,580	15,930	30,040	71	8,060	22,980	43,550	96	10,650	30,430	57,460
22	3,970	11,400	21,660	47	5,640	16,030	30,440	72	8,160	23,280	44,150	97	10,770	30,620	58,210
23	3,970	11,400	21,660	48	5,780	16,430	31,250	73	8,320	23,740	45,060	98	10,900	31,000	58,970
24	3,970	11,400	21,660	49	5,850	16,730	31,650	74	8,370	23,890	45,360	99	10,960	31,190	58,970
25	3,970	11,400	21,660	50	5,980	17,140	32,460	75	8,470	24,040	45,660	100	11,030	31,370	59,720

別表第2号ニの6

四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,160	8,950	16,990	26	9,580	27,350	51,780	51	13,980	39,860	75,530	76	20,300	57,910	109,710
2	3,160	8,950	16,990	27	9,580	27,350	51,780	52	14,330	40,850	77,430	77	20,540	58,620	111,020
3	3,160	8,950	16,990	28	9,750	27,760	52,630	53	14,540	41,460	78,550	78	20,870	59,530	112,820
4	3,590	10,200	19,310	29	9,750	27,760	52,630	54	14,750	42,050	79,680	79	20,980	59,830	113,350
5	3,890	11,090	21,010	30	9,900	28,210	53,440	55	15,070	42,980	81,440	80	21,300	60,760	115,130
6	4,170	11,890	22,510	31	10,020	28,580	54,160	56	15,370	43,810	83,000	81	21,670	61,800	117,100
7	4,460	12,730	24,110	32	10,020	28,580	54,160	57	15,500	44,210	83,750	82	21,890	62,360	118,170
8	4,910	13,990	26,530	33	10,120	28,860	54,680	58	15,850	45,180	85,600	83	22,170	63,210	119,770
9	5,240	14,920	28,240	34	10,200	29,060	55,040	59	16,130	45,990	87,130	84	22,370	63,760	120,840
10	5,380	15,340	29,070	35	10,460	29,790	56,470	60	16,410	46,740	88,560	85	22,650	64,580	122,380
11	6,250	17,820	33,760	36	10,540	30,060	56,940	61	16,540	47,150	89,320	86	22,860	65,110	123,380
12	6,390	18,200	34,490	37	10,580	30,180	57,180	62	16,880	48,080	91,100	87	23,130	65,930	124,920
13	6,530	18,610	35,250	38	10,880	30,970	58,710	63	17,160	48,960	92,740	88	23,400	66,650	126,310
14	6,690	19,090	36,160	39	10,920	31,120	58,950	64	17,380	49,570	93,920	89	23,480	66,910	126,780
15	6,690	19,090	36,160	40	11,220	31,990	60,600	65	17,610	50,230	95,180	90	23,790	67,810	128,500
16	8,300	23,670	44,860	41	11,520	32,850	62,210	66	17,890	51,030	96,720	91	24,040	68,490	129,760
17	8,480	24,210	45,840	42	11,730	33,460	63,390	67	18,050	51,490	97,540	92	24,360	69,440	131,570
18	8,480	24,210	45,840	43	12,070	34,430	65,240	68	18,480	52,700	99,880	93	24,610	70,120	132,880
19	8,640	24,610	46,620	44	12,220	34,850	66,050	69	18,560	52,970	100,350	94	24,700	70,420	133,430
20	8,790	25,050	47,440	45	12,570	35,830	67,890	70	18,850	53,770	101,840	95	25,060	71,430	135,320
21	9,020	25,730	48,740	46	12,800	36,540	69,220	71	19,070	54,350	102,970	96	25,270	72,010	136,450
22	9,170	26,140	49,510	47	12,940	36,850	69,820	72	19,350	55,160	104,520	97	25,520	72,730	137,820
23	9,170	26,140	49,510	48	13,250	37,750	71,550	73	19,710	56,220	106,540	98	25,850	73,700	139,630
24	9,280	26,450	50,110	49	13,450	38,380	72,730	74	19,880	56,710	107,460	99	25,970	74,020	140,230
25	9,310	26,530	50,270	50	13,780	39,290	74,460	75	20,050	57,190	108,350	100	26,200	74,680	141,480

別表第2号ニの7

四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,280	9,320	17,670
11	-	6,120	17,470	33,100
16	-	8,000	22,790	41,460
17	15	8,000	22,790	41,460

別表第2号ニの8

四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,280	9,320	17,670
11	10	6,120	17,470	33,100

別表第2号ニの9

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,870	8,170	15,490	26	8,750	24,930	47,240	51	12,750	36,340	68,870	76	18,470	52,700	99,860
2	2,870	8,170	15,490	27	8,750	24,930	47,240	52	13,070	37,260	70,590	77	18,690	53,340	101,040
3	2,870	8,170	15,490	28	8,880	25,320	47,990	53	13,250	37,810	71,610	78	18,990	54,160	102,660
4	3,260	9,280	17,590	29	8,880	25,320	47,990	54	13,440	38,350	72,640	79	19,090	54,430	103,140
5	3,530	10,100	19,140	30	9,020	25,740	48,750	55	13,740	39,180	74,260	80	19,380	55,280	104,740
6	3,790	10,830	20,490	31	9,150	26,050	49,410	56	14,000	39,950	75,680	81	19,720	56,210	106,530
7	4,050	11,590	21,940	32	9,150	26,050	49,410	57	14,140	40,300	76,360	82	19,890	56,730	107,470
8	4,460	12,740	24,150	33	9,230	26,330	49,890	58	14,440	41,190	78,040	83	20,150	57,490	108,920
9	4,770	13,580	25,710	34	9,290	26,500	50,200	59	14,710	41,910	79,430	84	20,330	57,980	109,880
10	4,890	13,950	26,450	35	9,530	27,160	51,500	60	14,950	42,600	80,730	85	20,580	58,720	111,270
11	5,670	16,180	30,690	36	9,600	27,420	51,930	61	15,070	42,980	81,450	86	20,770	59,200	112,180
12	5,810	16,530	31,330	37	9,660	27,530	52,160	62	15,380	43,860	83,070	87	21,010	59,940	113,560
13	5,930	16,900	32,020	38	9,910	28,250	53,540	63	15,640	44,640	84,550	88	21,260	60,590	114,810
14	6,080	17,340	32,850	39	9,950	28,380	53,780	64	15,840	45,190	85,610	89	21,340	60,830	115,240
15	6,080	17,340	32,850	40	10,240	29,180	55,290	65	16,050	45,780	86,740	90	21,620	61,630	116,780
16	7,550	21,520	40,790	41	10,510	29,950	56,750	66	16,310	46,510	88,130	91	21,840	62,230	117,920
17	7,720	22,020	41,700	42	10,690	30,510	57,830	67	16,450	46,920	88,870	92	22,130	63,120	119,560
18	7,720	22,020	41,700	43	11,010	31,400	59,500	68	16,840	48,010	90,970	93	22,360	63,720	120,750
19	7,830	22,380	42,400	44	11,140	31,800	60,260	69	16,910	48,260	91,400	94	22,450	63,990	121,240
20	8,000	22,760	43,140	45	11,460	32,670	61,950	70	17,170	48,960	92,750	95	22,760	64,900	122,980
21	8,210	23,420	44,360	46	11,650	33,350	63,190	71	17,360	49,490	93,760	96	22,970	65,430	123,990
22	8,330	23,780	45,060	47	11,780	33,630	63,730	72	17,620	50,230	95,180	97	23,180	66,090	125,240
23	8,330	23,780	45,060	48	12,090	34,440	65,280	73	17,940	51,200	96,990	98	23,490	66,950	126,890
24	8,430	24,080	45,600	49	12,270	35,010	66,350	74	18,090	51,620	97,830	99	23,600	67,240	127,440
25	8,460	24,150	45,750	50	12,570	35,830	67,900	75	18,250	52,050	98,640	100	23,800	67,840	128,570

別表第2号ニの10

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,940	8,380	15,900
11	-	5,500	15,720	29,780
16	-	7,190	20,500	37,330
17	15	7,190	20,500	37,330

別表第2号ニの11

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,940	8,380	15,900
11	10	5,500	15,720	29,780

別表第2号ニの12

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,290	6,570	12,460	26	7,050	20,130	38,140	51	10,290	29,310	55,560	76	14,840	42,320	80,170
2	2,290	6,570	12,460	27	7,050	20,130	38,140	52	10,540	30,060	56,950	77	15,000	42,820	81,090
3	2,290	6,570	12,460	28	7,170	20,430	38,720	53	10,680	30,480	57,770	78	15,230	43,450	82,350
4	2,620	7,470	14,160	29	7,170	20,430	38,720	54	10,850	30,920	58,600	79	15,310	43,660	82,730
5	2,840	8,120	15,400	30	7,280	20,790	39,360	55	11,080	31,590	59,880	80	15,530	44,320	83,970
6	3,050	8,710	16,480	31	7,370	21,030	39,900	56	11,310	32,220	61,020	81	15,800	45,050	85,350
7	3,260	9,300	17,610	32	7,370	21,030	39,900	57	11,400	32,500	61,570	82	15,940	45,460	86,130
8	3,590	10,230	19,380	33	7,460	21,260	40,270	58	11,650	33,210	62,920	83	16,140	46,040	87,260
9	3,820	10,900	20,640	34	7,500	21,400	40,540	59	11,860	33,790	64,050	84	16,280	46,420	88,010
10	3,920	11,200	21,230	35	7,700	21,940	41,580	60	12,050	34,340	65,070	85	16,480	47,000	89,090
11	4,530	12,940	24,520	36	7,750	22,110	41,930	61	12,160	34,680	65,710	86	16,620	47,380	89,790
12	4,630	13,210	25,040	37	7,770	22,200	42,060	62	12,410	35,360	67,020	87	16,820	47,950	90,860
13	4,740	13,510	25,600	38	8,000	22,790	43,220	63	12,610	35,990	68,190	88	17,000	48,460	91,840
14	4,860	13,850	26,250	39	8,030	22,910	43,420	64	12,770	36,420	69,010	89	17,060	48,640	92,180
15	4,860	13,850	26,250	40	8,270	23,560	44,630	65	12,940	36,880	69,900	90	17,280	49,280	93,380
16	6,040	17,230	32,670	41	8,460	24,160	45,760	66	13,130	37,440	70,980	91	17,460	49,740	94,260
17	6,170	17,640	33,410	42	8,640	24,620	46,660	67	13,240	37,760	71,560	92	17,690	50,460	95,580
18	6,170	17,640	33,410	43	8,880	25,320	48,000	68	13,540	38,610	73,190	93	17,860	50,930	96,500
19	6,270	17,930	33,970	44	9,000	25,670	48,650	69	13,600	38,810	73,530	94	17,950	51,140	96,890
20	6,400	18,240	34,560	45	9,260	26,390	50,020	70	13,800	39,350	74,570	95	18,200	51,860	98,290
21	6,590	18,780	35,600	46	9,360	26,720	50,590	71	13,940	39,760	75,370	96	18,340	52,300	99,090
22	6,680	19,090	36,170	47	9,460	26,980	51,090	72	14,170	40,360	76,490	97	18,540	52,820	100,080
23	6,680	19,090	36,170	48	9,740	27,710	52,550	73	14,420	41,140	77,950	98	18,770	53,510	101,410
24	6,760	19,310	36,600	49	9,910	28,250	53,530	74	14,540	41,480	78,590	99	18,850	53,750	101,830
25	6,790	19,370	36,720	50	10,140	28,910	54,810	75	14,660	41,820	79,220	100	19,030	54,230	102,740

別表第2号ニの13

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,290	6,570	12,460
11	-	4,290	12,210	23,150
16	-	5,580	15,940	29,020
17	15	5,580	15,940	29,020

別表第2号ニの14

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,290	6,570	12,460
11	10	4,290	12,210	23,150

別表第2号ニの15

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線内相互発着となる場合)
(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	-	-	6,210
2	-	-	6,210
3	-	-	6,210
26	3,510	-	-
27	3,510	-	-
46	4,660	-	-

別表第2号ニの16

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	-	-	-	6,210
2	-	-	-	6,210
3	-	-	-	6,210
4	3	-	-	6,210
5	-	-	-	7,690
26	-	3,510	-	-
27	-	3,510	-	-
46	-	4,660	-	-

別表第2号ニの17

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	-	-	-	6,210
2	-	-	-	6,210
3	-	-	-	6,210
4	3	-	-	6,210
5	-	-	-	7,690

別表第2号ニの18

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,940	8,370	15,840	26	9,220	26,280	49,770	51	13,220	37,690	71,400	76	18,850	53,740	101,780
2	2,990	8,510	16,130	27	9,240	26,340	49,890	52	13,520	38,520	72,990	77	19,080	54,390	103,030
3	3,020	8,610	16,300	28	9,380	26,720	50,600	53	13,690	39,030	73,950	78	19,400	55,300	104,760
4	3,470	9,890	18,730	29	9,390	26,760	50,720	54	13,870	39,530	74,900	79	19,490	55,540	105,230
5	3,790	10,840	20,510	30	9,550	27,200	51,530	55	14,160	40,350	76,430	80	19,800	56,450	106,960
6	4,060	11,590	21,940	31	9,670	27,540	52,210	56	14,400	41,050	77,760	81	20,160	57,460	108,870
7	4,380	12,490	23,640	32	9,690	27,610	52,330	57	14,520	41,390	78,410	82	20,330	57,970	109,810
8	4,810	13,700	25,970	33	9,780	27,870	52,790	58	14,800	42,210	79,950	83	20,600	58,720	111,240
9	5,130	14,620	27,670	34	9,830	28,020	53,100	59	15,050	42,890	81,260	84	20,790	59,250	112,240
10	5,320	15,180	28,730	35	10,100	28,770	54,500	60	15,290	43,560	82,500	85	21,060	60,040	113,730
11	6,200	17,670	33,430	36	10,160	28,970	54,870	61	15,350	43,750	82,880	86	21,250	60,530	114,700
12	6,360	18,110	34,320	37	10,210	29,090	55,110	62	15,640	44,570	84,410	87	21,520	61,310	116,170
13	6,520	18,580	35,200	38	10,460	29,810	56,470	63	15,900	45,350	85,900	88	21,760	62,020	117,490
14	6,690	19,040	36,040	39	10,530	30,000	56,830	64	16,120	45,940	87,020	89	21,840	62,240	117,900
15	6,720	19,150	36,270	40	10,810	30,810	58,370	65	16,350	46,570	88,230	90	22,140	63,110	119,560
16	8,120	23,150	43,880	41	11,050	31,510	59,690	66	16,610	47,340	89,720	91	22,370	63,740	120,770
17	8,340	23,760	45,000	42	11,260	32,060	60,760	67	16,760	47,760	90,490	92	22,680	64,610	122,420
18	8,360	23,820	45,110	43	11,540	32,910	62,360	68	17,180	48,960	92,750	93	22,880	65,210	123,550
19	8,550	24,370	46,160	44	11,700	33,320	63,120	69	17,250	49,180	93,150	94	22,970	65,460	124,020
20	8,700	24,820	46,990	45	11,990	34,170	64,740	70	17,520	49,930	94,580	95	23,270	66,360	125,710
21	8,870	25,280	47,880	46	12,100	34,510	65,370	71	17,710	50,490	95,660	96	23,470	66,880	126,720
22	9,010	25,690	48,650	47	12,210	34,800	65,910	72	17,970	51,230	97,030	97	23,690	67,510	127,900
23	9,020	25,740	48,740	48	12,520	35,670	67,580	73	18,300	52,150	98,810	98	23,980	68,350	129,490
24	9,140	26,030	49,310	49	12,730	36,270	68,700	74	18,460	52,590	99,640	99	24,090	68,630	130,030
25	9,170	26,110	49,480	50	13,040	37,150	70,380	75	18,610	53,040	100,480	100	24,280	69,200	131,110

別表第2号ニの19

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,300	9,420	17,820
11	-	6,190	17,600	33,360
16	-	8,010	22,830	41,690
17	15	8,060	22,980	41,790

別表第2号ニの20

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,300	9,420	17,820
11	10	6,190	17,600	33,360

別表第2号ニの21

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,660	7,580	14,350	26	8,370	23,880	45,220	51	11,980	34,170	64,740	76	17,020	48,540	91,930
2	2,710	7,720	14,640	27	8,390	23,940	45,340	52	12,250	34,910	66,160	77	17,230	49,120	93,050
3	2,740	7,820	14,810	28	8,520	24,280	45,980	53	12,400	35,370	67,020	78	17,520	49,940	94,600
4	3,150	8,980	17,010	29	8,530	24,320	46,100	54	12,560	35,820	67,870	79	17,600	50,150	95,020
5	3,440	9,850	18,630	30	8,680	24,720	46,830	55	12,830	36,550	69,240	80	17,870	50,970	96,570
6	3,680	10,530	19,930	31	8,780	25,020	47,450	56	13,040	37,180	70,430	81	18,200	51,870	98,290
7	3,980	11,340	21,470	32	8,800	25,090	47,570	57	13,150	37,480	71,010	82	18,350	52,330	99,130
8	4,360	12,440	23,580	33	8,890	25,330	47,980	58	13,400	38,220	72,390	83	18,590	53,000	100,410
9	4,650	13,280	25,130	34	8,930	25,460	48,260	59	13,620	38,820	73,560	84	18,760	53,470	101,300
10	4,830	13,800	26,110	35	9,180	26,150	49,540	60	13,840	39,430	74,670	85	19,000	54,180	102,640
11	5,620	16,040	30,340	36	9,230	26,330	49,870	61	13,890	39,600	75,010	86	19,170	54,620	103,510
12	5,770	16,440	31,170	37	9,280	26,440	50,090	62	14,150	40,330	76,380	87	19,420	55,320	104,820
13	5,920	16,880	31,970	38	9,500	27,090	51,320	63	14,380	41,030	77,720	88	19,630	55,960	106,000
14	6,070	17,290	32,730	39	9,570	27,260	51,650	64	14,580	41,560	78,720	89	19,700	56,150	106,370
15	6,100	17,400	32,960	40	9,820	28,000	53,040	65	14,790	42,120	79,800	90	19,970	56,930	107,850
16	7,360	21,000	39,820	41	10,040	28,630	54,230	66	15,020	42,810	81,140	91	20,170	57,490	108,940
17	7,570	21,570	40,850	42	10,230	29,120	55,190	67	15,150	43,180	81,830	92	20,450	58,270	110,420
18	7,590	21,630	40,960	43	10,480	29,890	56,630	68	15,530	44,260	83,850	93	20,630	58,810	111,430
19	7,770	22,140	41,940	44	10,620	30,260	57,320	69	15,590	44,460	84,200	94	20,710	59,030	111,840
20	7,900	22,550	42,690	45	10,880	31,020	58,780	70	15,830	45,130	85,490	95	20,980	59,840	113,360
21	8,050	22,960	43,500	46	10,980	31,320	59,340	71	16,000	45,630	86,450	96	21,160	60,310	114,260
22	8,180	23,340	44,200	47	11,080	31,580	59,820	72	16,240	46,290	87,680	97	21,360	60,870	115,320
23	8,190	23,390	44,290	48	11,360	32,360	61,310	73	16,530	47,120	89,280	98	21,620	61,620	116,740
24	8,300	23,650	44,800	49	11,550	32,900	62,320	74	16,670	47,510	90,020	99	21,710	61,870	117,220
25	8,330	23,720	44,960	50	11,820	33,690	63,820	75	16,810	47,910	90,770	100	21,890	62,380	118,190

別表第2号ニの22

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,990	8,470	16,040
11	-	5,570	15,840	30,000
16	-	7,200	20,510	37,520
17	15	7,260	20,670	37,620

別表第2号ニの23

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,990	8,470	16,040
11	10	5,570	15,840	30,000

別表第2号ニの24

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,110	6,020	11,380	26	6,690	19,080	36,130	51	9,520	27,140	51,420	76	13,380	38,150	72,250
2	2,160	6,160	11,670	27	6,710	19,140	36,250	52	9,730	27,710	52,510	77	13,530	38,590	73,110
3	2,190	6,260	11,840	28	6,810	19,410	36,750	53	9,840	28,060	53,160	78	13,760	39,220	74,300
4	2,510	7,170	13,570	29	6,820	19,450	36,870	54	9,960	28,400	53,810	79	13,820	39,370	74,610
5	2,750	7,870	14,890	30	6,940	19,760	37,450	55	10,170	28,970	54,860	80	14,030	40,010	75,800
6	2,940	8,410	15,910	31	7,020	20,000	37,930	56	10,320	29,450	55,780	81	14,280	40,700	77,130
7	3,180	9,060	17,150	32	7,040	20,070	38,050	57	10,410	29,680	56,220	82	14,390	41,050	77,770
8	3,480	9,920	18,820	33	7,110	20,260	38,370	58	10,600	30,240	57,280	83	14,580	41,570	78,750
9	3,710	10,600	20,060	34	7,140	20,360	38,590	59	10,770	30,700	58,180	84	14,710	41,930	79,430
10	3,860	11,040	20,880	35	7,340	20,910	39,620	60	10,940	31,170	59,030	85	14,900	42,480	80,460
11	4,480	12,780	24,180	36	7,380	21,050	39,880	61	10,980	31,300	59,280	86	15,020	42,810	81,130
12	4,600	13,120	24,870	37	7,420	21,150	40,060	62	11,170	31,850	60,330	87	15,220	43,340	82,130
13	4,730	13,480	25,530	38	7,600	21,650	41,020	63	11,350	32,390	61,360	88	15,370	43,840	83,040
14	4,850	13,800	26,130	39	7,650	21,800	41,300	64	11,500	32,800	62,120	89	15,430	43,980	83,310
15	4,880	13,910	26,360	40	7,850	22,380	42,400	65	11,670	33,230	62,950	90	15,640	44,580	84,450
16	5,860	16,720	31,700	41	8,020	22,870	43,320	66	11,840	33,760	63,980	91	15,790	45,010	85,280
17	6,030	17,190	32,560	42	8,170	23,250	44,070	67	11,940	34,040	64,510	92	16,010	45,610	86,420
18	6,050	17,250	32,670	43	8,360	23,850	45,190	68	12,230	34,880	66,060	93	16,140	46,020	87,200
19	6,210	17,690	33,500	44	8,470	24,140	45,720	69	12,280	35,020	66,320	94	16,210	46,180	87,500
20	6,310	18,010	34,100	45	8,680	24,730	46,860	70	12,460	35,530	67,310	95	16,410	46,810	88,670
21	6,430	18,340	34,740	46	8,750	24,960	47,280	71	12,600	35,920	68,050	96	16,550	47,170	89,360
22	6,540	18,640	35,300	47	8,820	25,150	47,640	72	12,780	36,420	68,990	97	16,700	47,590	90,170
23	6,550	18,690	35,390	48	9,040	25,750	48,790	73	13,000	37,060	70,220	98	16,900	48,170	91,260
24	6,630	18,890	35,790	49	9,190	26,160	49,560	74	13,110	37,360	70,780	99	16,970	48,360	91,620
25	6,650	18,950	35,920	50	9,400	26,770	50,720	75	13,210	37,670	71,360	100	17,110	48,750	92,360

別表第2号ニの25

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,320	6,550	12,420
11	-	4,320	12,320	23,340
16	-	5,580	15,850	29,020
17	15	5,650	16,070	29,270

別表第2号ニの26

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,320	6,550	12,420
11	10	4,320	12,320	23,340

別表第2号ホ

大人通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,760	7,830	14,860	26	8,550	24,350	46,160	51	13,690	39,030	73,950	76	20,250	57,710	109,360
2	2,760	7,830	14,860	27	8,700	24,780	46,920	52	13,980	39,900	75,550	77	20,530	58,530	110,900
3	2,760	7,830	14,860	28	8,810	25,110	47,600	53	14,250	40,610	76,930	78	20,740	59,060	111,900
4	3,390	9,690	18,350	29	8,810	25,110	47,600	54	14,490	41,300	78,220	79	21,000	59,880	113,440
5	3,690	10,510	19,890	30	8,890	25,360	48,050	55	14,560	41,500	78,660	80	21,270	60,600	114,830
6	3,980	11,360	21,510	31	9,190	26,180	49,590	56	14,870	42,370	80,260	81	21,660	61,750	117,020
7	4,290	12,190	23,110	32	9,250	26,370	49,960	57	15,150	43,190	81,800	82	21,910	62,410	118,280
8	4,720	13,420	25,420	33	9,280	26,460	50,140	58	15,370	43,800	82,980	83	22,220	63,330	119,980
9	5,010	14,270	27,030	34	9,530	27,170	51,500	59	15,600	44,460	84,240	84	22,440	63,940	121,160
10	5,140	14,680	27,820	35	9,570	27,310	51,740	60	15,880	45,260	85,780	85	22,530	64,240	121,710
11	5,960	16,990	32,210	36	9,860	28,100	53,230	61	16,470	46,930	88,940	86	22,860	65,150	123,440
12	6,120	17,450	33,030	37	10,100	28,790	54,540	62	16,550	47,200	89,410	87	23,060	65,700	124,510
13	6,120	17,450	33,030	38	10,300	29,340	55,610	63	16,840	47,970	90,880	88	23,290	66,380	125,760
14	6,710	19,160	34,840	39	10,590	30,190	57,210	64	17,030	48,550	92,010	89	23,590	67,240	127,410
15	6,710	19,160	34,840	40	10,740	30,600	57,970	65	17,290	49,340	93,450	90	23,710	67,560	128,010
16	7,680	21,900	41,460	41	11,150	31,830	60,290	66	17,640	50,280	95,280	91	23,890	68,140	129,090
17	7,800	22,260	42,180	42	11,290	32,140	60,890	67	17,810	50,750	96,170	92	24,230	69,070	130,870
18	7,950	22,670	42,950	43	11,600	33,040	62,620	68	17,980	51,230	97,060	93	24,460	69,730	132,100
19	8,110	23,110	43,780	44	11,800	33,670	63,800	69	18,230	51,950	98,420	94	24,630	70,200	133,010
20	8,230	23,490	44,490	45	12,130	34,580	65,530	70	18,470	52,660	99,730	95	24,960	71,160	134,840
21	8,340	23,770	45,040	46	12,330	35,150	66,600	71	18,900	53,870	102,060	96	25,180	71,730	135,920
22	8,370	23,850	45,200	47	12,630	36,010	68,250	72	19,220	54,800	103,840	97	25,450	72,580	137,510
23	8,410	23,990	45,450	48	12,820	36,560	69,270	73	19,590	55,840	105,800	98	25,770	73,460	139,190
24	8,410	23,990	45,450	49	13,010	37,080	70,290	74	19,780	56,390	106,800	99	25,910	73,820	139,890
25	8,550	24,350	46,160	50	13,300	37,930	71,880	75	20,050	57,160	108,290	100	26,180	74,610	141,380

別表第2号ホの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,790	10,800	20,450	26	11,400	32,600	61,750	51	18,730	53,410	101,240	76	26,760	76,200	144,240
2	3,790	10,800	20,450	27	11,600	33,060	62,640	52	19,120	54,570	103,560	77	27,100	77,230	146,290
3	3,790	10,800	20,450	28	11,610	33,080	62,640	53	19,500	55,500	104,950	78	27,330	77,910	147,650
4	4,610	13,140	24,840	29	11,610	33,080	62,640	54	19,740	56,420	106,810	79	27,670	78,930	149,690
5	4,980	14,180	26,910	30	11,700	33,350	63,180	55	20,120	57,390	108,890	80	28,010	79,950	151,730
6	5,360	15,300	28,980	31	12,060	34,430	65,340	56	20,120	57,390	108,890	81	28,580	81,310	154,450
7	6,260	17,820	33,800	32	12,230	34,830	65,940	57	20,470	58,470	110,500	82	28,800	82,330	155,810
8	6,880	19,550	37,040	33	12,230	34,830	65,940	58	20,740	59,270	112,110	83	28,980	82,780	156,490
9	7,270	20,790	39,310	34	12,540	35,760	67,800	59	21,100	60,080	113,720	84	29,230	83,540	158,000
10	7,490	21,330	40,500	35	12,590	35,910	68,110	60	21,460	61,150	115,860	85	29,360	83,540	158,760
11	8,570	24,480	46,390	36	12,950	36,840	69,970	61	22,080	63,030	119,620	86	29,740	84,670	161,030
12	8,790	25,090	47,490	37	13,360	38,080	72,140	62	22,170	63,300	120,150	87	29,990	85,430	161,780
13	8,790	25,090	47,490	38	13,500	38,590	72,980	63	22,530	64,100	121,760	88	30,370	86,560	164,050
14	9,930	28,340	51,780	39	13,910	39,630	75,080	64	22,780	64,900	122,840	89	30,740	87,320	165,560
15	9,930	28,340	51,780	40	14,080	40,160	76,130	65	22,780	65,020	123,380	90	30,870	87,700	166,320
16	10,450	29,780	56,390	41	14,900	42,430	80,320	66	23,280	66,230	125,800	91	31,120	88,830	167,830
17	10,610	30,250	57,340	42	15,800	45,150	85,430	67	23,490	66,830	127,010	92	31,320	89,370	169,550
18	10,800	30,810	58,290	43	16,270	46,170	87,870	68	23,690	67,440	127,610	93	31,600	90,200	170,380
19	11,140	31,760	60,190	44	16,480	46,990	89,090	69	23,990	68,340	129,430	94	31,880	90,620	172,050
20	11,240	32,080	60,830	45	16,880	48,210	91,120	70	24,290	69,250	131,240	95	32,290	91,870	174,560
21	11,240	32,080	60,830	46	17,090	48,820	92,340	71	24,800	70,760	134,270	96	32,570	92,710	175,390
22	11,250	32,140	60,830	47	17,340	49,460	93,810	72	25,200	71,970	136,080	97	32,850	93,960	177,900
23	11,250	32,140	60,830	48	17,650	50,160	95,200	73	26,110	74,390	140,920	98	33,270	94,800	179,570
24	11,250	32,140	60,830	49	17,880	50,850	96,600	74	26,200	74,500	141,520	99	33,410	95,210	180,400
25	11,400	32,600	61,750	50	18,270	52,010	98,450	75	26,540	75,520	143,560	100	33,830	96,470	182,910

別表第2号ホの3

北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,440	9,830	18,650	26	10,410	29,610	56,220	51	17,030	48,530	91,950	76	24,380	69,400	131,320
2	3,440	9,830	18,650	27	10,560	30,070	56,910	52	17,420	49,690	94,270	77	24,720	70,420	133,360
3	3,440	9,830	18,650	28	10,580	30,110	56,970	53	17,720	50,390	95,670	78	24,950	71,100	134,720
4	4,170	11,930	22,590	29	10,580	30,110	56,970	54	18,030	51,320	97,060	79	25,170	71,780	136,080
5	4,530	12,920	24,480	30	10,670	30,380	57,510	55	18,330	52,300	99,230	80	25,520	72,800	138,120
6	4,860	13,910	26,370	31	10,980	31,320	59,400	56	18,330	52,300	99,230	81	25,970	74,160	140,160
7	5,690	16,250	30,780	32	11,150	31,730	60,060	57	18,680	53,100	100,840	82	26,310	74,840	142,200
8	6,230	17,770	33,700	33	11,150	31,730	60,060	58	18,950	53,910	101,920	83	26,330	75,220	142,880
9	6,620	18,900	35,860	34	11,400	32,510	61,610	59	19,130	54,710	103,530	84	26,590	75,980	143,640
10	6,800	19,440	36,830	35	11,460	32,660	61,920	60	19,490	55,520	105,130	85	26,710	76,360	144,400
11	7,810	22,280	42,230	36	11,760	33,590	63,470	61	20,120	57,390	108,890	86	27,090	77,110	146,660
12	8,000	22,830	43,210	37	12,180	34,680	65,640	62	20,200	57,660	109,430	87	27,340	77,870	147,420
13	8,000	22,830	43,210	38	12,340	35,090	66,350	63	20,470	58,470	110,500	88	27,590	78,620	148,930
14	9,040	25,770	47,120	39	12,630	36,140	68,440	64	20,740	59,000	111,890	89	27,970	79,760	150,440
15	9,040	25,770	47,120	40	12,800	36,490	69,140	65	20,760	59,270	111,890	90	28,100	79,760	151,200
16	9,500	27,090	51,320	41	13,560	38,590	73,330	66	21,170	60,180	114,310	91	28,350	80,890	153,470
17	9,660	27,480	52,110	42	14,370	41,090	77,700	67	21,370	60,780	115,520	92	28,540	81,430	153,680
18	9,820	28,040	53,060	43	14,780	42,100	79,730	68	21,470	61,390	116,120	93	28,810	81,850	155,350
19	10,110	28,910	54,810	44	14,980	42,710	80,950	69	21,770	62,290	117,940	94	28,950	82,680	156,180
20	10,240	29,160	55,400	45	15,320	43,730	82,990	70	22,080	62,900	119,150	95	29,370	83,520	158,690
21	10,240	29,160	55,400	46	15,590	44,340	84,210	71	22,580	64,410	122,170	96	29,650	84,360	159,520
22	10,250	29,260	55,400	47	15,790	45,050	85,450	72	22,980	65,320	123,980	97	29,930	85,190	162,030
23	10,250	29,260	55,530	48	16,020	45,740	86,840	73	23,690	67,740	128,220	98	30,350	86,440	163,700
24	10,250	29,260	55,530	49	16,250	46,440	87,770	74	23,810	68,040	128,600	99	30,480	86,860	164,530
25	10,410	29,610	56,220	50	16,640	47,370	89,630	75	24,150	68,720	130,640	100	30,760	87,700	166,200

別表第2号ホの4

北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,680	7,670	14,540	26	8,100	23,160	43,780	51	13,310	37,850	71,980	76	19,050	54,090	102,740
2	2,680	7,670	14,540	27	8,220	23,490	44,470	52	13,620	38,780	73,380	77	19,280	54,770	104,100
3	2,680	7,670	14,540	28	8,240	23,490	44,550	53	13,850	39,470	74,770	78	19,390	55,450	104,780
4	3,270	9,320	17,640	29	8,240	23,490	44,550	54	14,090	40,170	75,700	79	19,730	56,130	106,140
5	3,530	10,080	19,080	30	8,330	23,760	45,090	55	14,300	40,770	77,240	80	19,960	56,810	107,500
6	3,800	10,850	20,610	31	8,600	24,440	46,440	56	14,300	40,770	77,240	81	20,300	57,830	109,540
7	4,430	12,690	23,980	32	8,670	24,770	47,060	57	14,570	41,570	78,850	82	20,530	58,510	110,910
8	4,860	13,880	26,350	33	8,670	24,770	47,060	58	14,750	42,110	79,920	83	20,540	58,590	111,130
9	5,170	14,740	27,970	34	8,930	25,390	48,300	59	14,930	42,640	81,000	84	20,790	59,350	112,640
10	5,310	15,120	28,730	35	8,930	25,540	48,300	60	15,200	43,450	82,070	85	20,920	59,350	112,640
11	6,100	17,380	32,930	36	9,180	26,160	49,540	61	15,730	44,790	84,750	86	21,170	60,100	114,160
12	6,240	17,810	33,780	37	9,490	27,090	51,390	62	15,730	45,060	85,290	87	21,290	60,860	114,910
13	6,240	17,810	33,780	38	9,600	27,410	52,030	63	16,000	45,590	86,360	88	21,550	61,240	116,420
14	7,040	20,130	36,840	39	9,890	28,110	53,430	64	16,180	46,130	87,430	89	21,800	61,990	117,940
15	7,040	20,130	36,840	40	10,010	28,460	54,130	65	16,230	46,270	87,700	90	21,920	62,370	117,940
16	7,420	21,150	40,080	41	10,590	30,210	57,270	66	16,530	47,170	89,510	91	22,180	63,130	119,450
17	7,520	21,460	40,710	42	11,250	32,140	60,610	67	16,630	47,480	90,120	92	22,270	63,480	120,270
18	7,660	21,860	41,500	43	11,530	32,950	62,240	68	16,830	47,780	90,720	93	22,410	63,890	121,100
19	7,920	22,570	42,770	44	11,730	33,360	63,460	69	17,040	48,690	91,930	94	22,550	64,310	121,940
20	7,970	22,740	43,160	45	12,000	34,170	64,680	70	17,240	49,290	93,140	95	22,970	65,560	123,610
21	7,970	22,740	43,160	46	12,140	34,580	65,900	71	17,640	50,200	94,950	96	23,110	65,980	124,440
22	7,990	22,810	43,320	47	12,310	35,290	66,870	72	17,940	51,110	96,770	97	23,390	66,820	126,120
23	7,990	22,810	43,320	48	12,540	35,760	67,800	73	18,550	52,920	99,790	98	23,660	67,230	127,790
24	7,990	22,810	43,320	49	12,690	36,220	68,730	74	18,600	53,070	100,700	99	23,800	67,650	128,620
25	8,100	23,160	43,780	50	13,000	36,920	70,120	75	18,820	53,750	102,060	100	24,080	68,490	129,460

別表第2号ホの5

北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,420	4,070	7,700	26	4,030	11,520	21,890	51	6,640	19,010	35,940	76	9,480	26,900	51,100
2	1,420	4,070	7,700	27	4,060	11,590	21,980	52	6,800	19,470	36,860	77	9,590	27,240	51,780
3	1,420	4,070	7,700	28	4,060	11,590	21,980	53	6,910	19,700	37,320	78	9,640	27,580	52,110
4	1,650	4,690	8,900	29	4,060	11,590	21,980	54	7,030	20,040	38,020	79	9,810	27,920	52,790
5	1,780	5,080	9,630	30	4,110	11,720	22,110	55	7,150	20,380	38,630	80	9,870	28,260	53,470
6	1,900	5,460	10,370	31	4,220	12,050	22,910	56	7,150	20,380	38,630	81	10,100	28,760	54,480
7	2,310	6,620	12,580	32	4,280	12,250	23,310	57	7,280	20,780	39,430	82	10,210	29,100	55,160
8	2,530	7,260	13,770	33	4,330	12,380	23,530	58	7,370	21,050	39,960	83	10,270	29,300	55,570
9	2,690	7,700	14,580	34	4,460	12,690	24,150	59	7,500	21,310	40,490	84	10,400	29,670	56,320
10	2,770	7,910	15,010	35	4,460	12,770	24,150	60	7,590	21,710	41,290	85	10,460	29,670	56,320
11	3,030	8,660	16,460	36	4,590	13,080	24,770	61	7,860	22,380	42,360	86	10,580	30,050	57,080
12	3,120	8,900	16,890	37	4,750	13,550	25,700	62	7,900	22,510	42,620	87	10,650	30,430	57,460
13	3,120	8,900	16,890	38	4,750	13,560	25,750	63	7,990	22,780	43,160	88	10,770	30,620	58,210
14	3,510	10,040	18,420	39	4,900	13,910	26,440	64	8,080	23,040	43,690	89	10,900	31,000	58,970
15	3,510	10,040	18,420	40	4,950	14,080	26,780	65	8,160	23,280	44,150	90	10,960	31,190	58,970
16	3,700	10,570	20,040	41	5,210	14,950	28,340	66	8,320	23,740	45,060	91	11,030	31,560	59,720
17	3,780	10,730	20,350	42	5,640	16,030	30,440	67	8,370	23,890	45,360	92	11,140	31,950	60,550
18	3,830	10,930	20,670	43	5,780	16,430	31,250	68	8,470	24,040	45,660	93	11,280	32,160	60,970
19	3,950	11,290	21,380	44	5,850	16,730	31,650	69	8,570	24,490	46,270	94	11,340	32,360	61,390
20	3,970	11,400	21,660	45	5,980	17,140	32,460	70	8,670	24,800	46,870	95	11,480	32,780	62,220
21	3,970	11,400	21,660	46	6,080	17,340	32,860	71	8,870	25,250	48,080	96	11,620	33,200	62,640
22	3,970	11,400	21,660	47	6,180	17,630	33,410	72	9,020	25,700	48,690	97	11,760	33,410	63,480
23	3,970	11,400	21,660	48	6,260	17,860	33,870	73	9,250	26,400	50,080	98	11,900	33,830	64,310
24	3,970	11,400	21,660	49	6,370	18,090	34,330	74	9,250	26,400	50,080	99	11,900	34,030	64,730
25	4,030	11,520	21,890	50	6,490	18,550	35,020	75	9,360	26,730	50,760	100	12,040	34,450	65,150

別表第2号へ

大人特別車両定期旅客運賃(電車特定区間内相互発着となる場合を除く)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月
1	27,670	78,850	26	48,270	137,590	51	68,790	196,040	76	80,180	228,470
2	27,670	78,850	27	48,530	138,360	52	69,260	197,380	77	80,590	229,650
3	27,670	78,850	28	48,530	138,360	53	69,660	198,510	78	81,040	230,990
4	28,650	81,680	29	48,530	138,360	54	70,190	200,060	79	81,510	232,340
5	28,650	81,680	30	48,530	138,360	55	70,610	201,250	80	82,010	233,710
6	28,650	81,680	31	50,620	144,280	56	71,070	202,540	81	82,660	235,630
7	28,990	82,610	32	51,080	145,580	57	71,480	203,720	82	83,130	236,920
8	28,990	82,610	33	51,330	146,300	58	72,010	205,250	83	83,590	238,240
9	28,990	82,610	34	51,330	146,300	59	72,440	206,410	84	84,050	239,550
10	28,990	82,610	35	51,330	146,300	60	72,900	207,750	85	84,600	241,090
11	30,310	86,370	36	52,850	150,630	61	73,280	208,870	86	85,050	242,380
12	30,310	86,370	37	53,300	151,940	62	73,710	210,080	87	85,490	243,700
13	30,310	86,370	38	53,690	153,040	63	74,190	211,460	88	85,950	244,990
14	30,310	86,370	39	53,980	153,860	64	74,610	212,660	89	86,420	246,300
15	30,310	86,370	40	53,980	153,860	65	75,180	214,250	90	86,870	247,570
16	32,950	93,890	41	54,990	156,720	66	75,580	215,460	91	87,250	248,640
17	32,950	93,890	42	55,310	157,650	67	76,000	216,640	92	87,760	250,120
18	32,950	93,890	43	55,630	158,610	68	76,500	218,010	93	88,130	251,220
19	32,950	93,890	44	56,100	159,880	69	76,990	219,420	94	88,670	252,700
20	32,950	93,890	45	56,430	160,860	70	77,470	220,790	95	89,070	253,850
21	46,060	131,280	46	56,510	161,050	71	77,750	221,610	96	89,580	255,310
22	46,060	131,280	47	56,780	161,900	72	78,330	223,250	97	90,100	256,760
23	46,060	131,280	48	57,150	162,940	73	78,730	224,380	98	90,510	257,910
24	46,060	131,280	49	57,470	163,800	74	79,210	225,750	99	90,990	259,370
25	46,060	131,280	50	57,770	164,700	75	79,600	226,850	100	91,510	260,800

別表第2号ト

大人特別車両定期旅客運賃(電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月
1	27,000	76,950	26	47,420	135,190	51	67,380	192,010	76	78,100	222,610
2	27,000	76,950	27	47,690	135,920	52	67,820	193,310	77	78,490	223,710
3	27,000	76,950	28	47,690	135,920	53	68,200	194,360	78	78,940	224,990
4	27,990	79,770	29	47,690	135,920	54	68,710	195,800	79	79,390	226,280
5	27,990	79,770	30	47,690	135,920	55	69,100	196,920	80	79,840	227,560
6	27,990	79,770	31	49,630	141,490	56	69,540	198,190	81	80,480	229,360
7	28,320	80,690	32	50,070	142,730	57	69,920	199,270	82	80,910	230,590
8	28,320	80,690	33	50,320	143,420	58	70,420	200,710	83	81,330	231,820
9	28,320	80,690	34	50,320	143,420	59	70,810	201,800	84	81,770	233,060
10	28,320	80,690	35	50,320	143,420	60	71,240	203,050	85	82,280	234,500
11	29,630	84,440	36	51,740	147,490	61	71,610	204,110	86	82,720	235,730
12	29,630	84,440	37	52,170	148,710	62	72,020	205,250	87	83,150	236,970
13	29,630	84,440	38	52,540	149,750	63	72,480	206,560	88	83,580	238,190
14	29,630	84,440	39	52,880	150,720	64	72,870	207,690	89	84,000	239,420
15	29,630	84,440	40	52,950	150,930	65	73,400	209,200	90	84,430	240,630
16	32,270	91,970	41	53,760	153,250	66	73,780	210,310	91	84,780	241,640
17	32,270	91,970	42	54,070	154,140	67	74,190	211,440	92	85,270	243,010
18	32,270	91,970	43	54,370	154,990	68	74,660	212,770	93	85,650	244,080
19	32,270	91,970	44	54,810	156,230	69	75,120	214,070	94	86,130	245,490
20	32,270	91,970	45	55,120	157,120	70	75,580	215,390	95	86,500	246,560
21	45,370	129,340	46	55,180	157,320	71	75,840	216,130	96	86,980	247,920
22	45,370	129,340	47	55,470	158,120	72	76,370	217,670	97	87,470	249,310
23	45,370	129,340	48	55,820	159,110	73	76,750	218,730	98	87,860	250,400
24	45,370	129,340	49	56,110	159,910	74	77,220	220,060	99	88,330	251,740
25	45,370	129,340	50	56,400	160,760	75	77,570	221,070	100	88,820	253,120

別表第2号トの2

大人特別車両定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月
1	27,000	76,950	11	28,980	82,580	21	43,730	124,660	31	47,550	135,540
2	27,000	76,950	12	28,980	82,580	22	43,730	124,660	32	47,900	136,570
3	27,000	76,950	13	28,980	82,580	23	43,730	124,660	33	48,010	136,850
4	27,990	79,770	14	28,980	82,580	24	43,730	124,660	34	48,010	136,850
5	27,990	79,770	15	28,980	82,580	25	43,730	124,660	35	48,010	136,850
6	27,990	79,770	16	30,950	88,220	26	45,750	130,440			
7	28,320	80,690	17	30,950	88,220	27	46,040	131,210			
8	28,320	80,690	18	30,950	88,220	28	46,040	131,210			
9	28,320	80,690	19	30,950	88,220	29	46,040	131,210			
10	28,320	80,690	20	30,950	88,220	30	46,040	131,210			

別表第2号チ 削除

別表第2号リ 削除

別表第2号ヌ 削除

別表第2号ル 削除

別表第2号ヲ

大人通勤定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,950	11,270	18,980	11	5,930	16,900	28,460	21	10,210	29,110	49,000	31	14,030	39,990	69,560
2	3,950	11,270	18,980	12	5,930	16,900	28,460	22	10,210	29,110	49,000	32	14,380	41,020	69,560
3	3,950	11,270	18,980	13	5,930	16,900	28,460	23	10,210	29,110	49,000	33	14,490	41,300	69,560
4	4,940	14,090	23,710	14	5,930	16,900	28,460	24	10,210	29,110	49,000	34	14,490	41,300	69,560
5	4,940	14,090	23,710	15	5,930	16,900	28,460	25	10,210	29,110	49,000	35	14,490	41,300	69,560
6	4,940	14,090	23,710	16	7,900	22,540	37,950	26	12,230	34,890	60,060				
7	5,270	15,010	25,290	17	7,900	22,540	37,950	27	12,520	35,660	60,060				
8	5,270	15,010	25,290	18	7,900	22,540	37,950	28	12,520	35,660	60,060				
9	5,270	15,010	25,290	19	7,900	22,540	37,950	29	12,520	35,660	60,060				
10	5,270	15,010	25,290	20	7,900	22,540	37,950	30	12,520	35,660	60,060				

別表第2号ヲの2

大人通勤定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,960	11,300	19,020	11	5,940	16,930	28,520	21	10,240	29,170	49,100	31	14,060	40,070	69,700
2	3,960	11,300	19,020	12	5,940	16,930	28,520	22	10,240	29,170	49,100	32	14,410	41,110	69,700
3	3,960	11,300	19,020	13	5,940	16,930	28,520	23	10,240	29,170	49,100	33	14,520	41,380	69,700
4	4,960	14,110	23,760	14	5,940	16,930	28,520	24	10,240	29,170	49,100	34	14,520	41,380	69,700
5	4,960	14,110	23,760	15	5,940	16,930	28,520	25	10,240	29,170	49,100	35	14,520	41,380	69,700
6	4,960	14,110	23,760	16	7,920	22,580	38,020	26	12,250	34,960	60,180				
7	5,280	15,040	25,340	17	7,920	22,580	38,020	27	12,540	35,730	60,180				
8	5,280	15,040	25,340	18	7,920	22,580	38,020	28	12,540	35,730	60,180				
9	5,280	15,040	25,340	19	7,920	22,580	38,020	29	12,540	35,730	60,180				
10	5,280	15,040	25,340	20	7,920	22,580	38,020	30	12,540	35,730	60,180				

別表第2号ヲ

大人通学定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,300	6,570	12,450	11	4,610	13,140	24,890	21	6,310	17,990	34,080	31	6,900	19,650	37,240
2	2,300	6,570	12,450	12	4,730	13,460	25,490	22	6,420	18,270	34,620	32	6,900	19,650	37,240
3	2,300	6,570	12,450	13	4,830	13,770	26,080	23	6,420	18,270	34,620	33	6,950	19,810	37,540
4	2,710	7,730	14,650	14	4,940	14,090	26,680	24	6,490	18,510	35,040	34	7,000	19,970	37,820
5	2,940	8,390	15,890	15	4,940	14,090	26,680	25	6,520	18,590	35,210	35	7,190	20,460	38,780
6	3,190	9,080	17,180	16	5,710	16,270	30,820	26	6,660	19,000	35,990				
7	3,650	10,400	19,690	17	5,820	16,580	31,420	27	6,660	19,000	35,990				
8	4,020	11,460	21,710	18	5,820	16,580	31,420	28	6,750	19,240	36,460				
9	4,280	12,170	23,070	19	5,930	16,900	32,000	29	6,750	19,240	36,460				
10	4,400	12,550	23,780	20	6,040	17,200	32,590	30	6,900	19,650	37,240				

別表第2号ヲの2

大人通学定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,300	6,590	12,480	11	4,620	13,170	24,940	21	6,310	18,030	34,150	31	6,920	19,700	37,320
2	2,300	6,590	12,480	12	4,740	13,500	25,540	22	6,440	18,310	34,700	32	6,920	19,700	37,320
3	2,300	6,590	12,480	13	4,840	13,800	26,140	23	6,440	18,310	34,700	33	6,970	19,850	37,610
4	2,710	7,740	14,680	14	4,960	14,110	26,740	24	6,510	18,550	35,120	34	7,020	20,010	37,900
5	2,940	8,400	15,920	15	4,960	14,110	26,740	25	6,540	18,630	35,280	35	7,200	20,500	38,860
6	3,200	9,110	17,220	16	5,720	16,300	30,880	26	6,670	19,040	36,060				
7	3,660	10,410	19,730	17	5,840	16,610	31,480	27	6,670	19,040	36,060				
8	4,020	11,480	21,750	18	5,840	16,610	31,480	28	6,750	19,290	36,530				
9	4,290	12,190	23,110	19	5,940	16,930	32,060	29	6,750	19,290	36,530				
10	4,410	12,570	23,820	20	6,060	17,240	32,660	30	6,920	19,700	37,320				

別表第2号カ 削除

別表第2号カの2 削除

別表第2号コ

大人通勤定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く)
(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,950	11,270	18,980	26	13,900	39,640	67,980	51	23,380	66,610	126,210	76	34,100	97,210	181,790
2	3,950	11,270	18,980	27	14,170	40,370	67,980	52	23,820	67,910	128,640	77	34,490	98,310	181,790
3	3,950	11,270	18,980	28	14,170	40,370	67,980	53	24,200	68,960	130,650	78	34,940	99,590	181,790
4	4,940	14,090	23,710	29	14,170	40,370	67,980	54	24,710	70,400	134,360	79	35,390	100,880	181,790
5	4,940	14,090	23,710	30	14,170	40,370	67,980	55	25,100	71,520	134,360	80	35,840	102,160	181,790
6	4,940	14,090	23,710	31	16,110	45,940	80,620	56	25,540	72,790	134,360	81	36,480	103,960	197,000
7	5,270	15,010	25,290	32	16,550	47,180	80,620	57	25,920	73,870	134,360	82	36,910	105,190	199,310
8	5,270	15,010	25,290	33	16,800	47,870	80,620	58	26,420	75,310	134,360	83	37,330	106,420	201,610
9	5,270	15,010	25,290	34	16,800	47,870	80,620	59	26,810	76,400	134,360	84	37,770	107,660	203,990
10	5,270	15,010	25,290	35	16,800	47,870	80,620	60	27,240	77,650	134,360	85	38,280	109,100	207,090
11	6,580	18,760	31,620	36	18,220	51,940	93,270	61	27,610	78,710	149,160	86	38,720	110,330	207,090
12	6,580	18,760	31,620	37	18,650	53,160	93,270	62	28,020	79,850	151,280	87	39,150	111,570	207,090
13	6,580	18,760	31,620	38	19,020	54,200	93,270	63	28,480	81,160	153,770	88	39,580	112,790	207,090
14	6,580	18,760	31,620	39	19,360	55,170	93,270	64	28,870	82,290	155,910	89	40,000	114,020	207,090
15	6,580	18,760	31,620	40	19,430	55,380	93,270	65	29,400	83,800	158,080	90	40,430	115,230	207,090
16	9,220	26,290	44,260	41	20,240	57,700	104,330	66	29,780	84,910	158,080	91	40,780	116,240	220,220
17	9,220	26,290	44,260	42	20,550	58,590	104,330	67	30,190	86,040	158,080	92	41,270	117,610	222,840
18	9,220	26,290	44,260	43	20,850	59,440	104,330	68	30,660	87,370	158,080	93	41,650	118,680	224,860
19	9,220	26,290	44,260	44	21,290	60,680	104,330	69	31,120	88,670	158,080	94	42,130	120,090	227,530
20	9,220	26,290	44,260	45	21,600	61,570	104,330	70	31,580	89,990	158,080	95	42,500	121,160	230,790
21	11,850	33,790	56,910	46	21,660	61,770	116,990	71	31,840	90,730	171,910	96	42,980	122,520	230,790
22	11,850	33,790	56,910	47	21,950	62,570	116,990	72	32,370	92,270	174,830	97	43,470	123,910	230,790
23	11,850	33,790	56,910	48	22,300	63,560	116,990	73	32,750	93,330	176,840	98	43,860	125,000	230,790
24	11,850	33,790	56,910	49	22,590	64,360	116,990	74	33,220	94,660	179,320	99	44,330	126,340	230,790
25	11,850	33,790	56,910	50	22,880	65,210	116,990	75	33,570	95,670	181,790	100	44,820	127,720	230,790

別表第2号ヨの2

大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く)
(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,960	11,300	19,020	26	13,930	39,710	68,120	51	23,430	66,740	126,470	76	34,170	97,410	182,160
2	3,960	11,300	19,020	27	14,200	40,450	68,120	52	23,860	68,050	128,900	77	34,560	98,510	182,160
3	3,960	11,300	19,020	28	14,200	40,450	68,120	53	24,240	69,100	130,920	78	35,010	99,780	182,160
4	4,960	14,110	23,760	29	14,200	40,450	68,120	54	24,760	70,530	134,640	79	35,460	101,090	182,160
5	4,960	14,110	23,760	30	14,200	40,450	68,120	55	25,160	71,660	134,640	80	35,910	102,360	182,160
6	4,960	14,110	23,760	31	16,140	46,040	80,780	56	25,600	72,940	134,640	81	36,550	104,170	197,390
7	5,280	15,040	25,340	32	16,580	47,280	80,780	57	25,970	74,030	134,640	82	36,980	105,400	199,710
8	5,280	15,040	25,340	33	16,840	47,970	80,780	58	26,470	75,460	134,640	83	37,410	106,630	202,020
9	5,280	15,040	25,340	34	16,840	47,970	80,780	59	26,860	76,560	134,640	84	37,850	107,870	204,400
10	5,280	15,040	25,340	35	16,840	47,970	80,780	60	27,300	77,800	134,640	85	38,370	109,320	207,500
11	6,600	18,800	31,680	36	18,260	52,050	93,460	61	27,660	78,870	149,470	86	38,800	110,560	207,500
12	6,600	18,800	31,680	37	18,690	53,270	93,460	62	28,080	80,000	151,590	87	39,220	111,800	207,500
13	6,600	18,800	31,680	38	19,060	54,310	93,460	63	28,540	81,330	154,080	88	39,650	113,010	207,500
14	6,600	18,800	31,680	39	19,390	55,290	93,460	64	28,940	82,460	156,220	89	40,080	114,260	207,500
15	6,600	18,800	31,680	40	19,460	55,490	93,460	65	29,460	83,970	158,400	90	40,510	115,470	207,500
16	9,240	26,340	44,360	41	20,280	57,820	104,540	66	29,840	85,090	158,400	91	40,850	116,480	220,670
17	9,240	26,340	44,360	42	20,580	58,700	104,540	67	30,260	86,220	158,400	92	41,350	117,840	223,290
18	9,240	26,340	44,360	43	20,900	59,550	104,540	68	30,720	87,540	158,400	93	41,730	118,910	225,310
19	9,240	26,340	44,360	44	21,330	60,810	104,540	69	31,180	88,850	158,400	94	42,220	120,330	228,000
20	9,240	26,340	44,360	45	21,640	61,690	104,540	70	31,640	90,170	158,400	95	42,580	121,400	231,260
21	11,880	33,860	57,040	46	21,700	61,900	117,220	71	31,900	90,910	172,260	96	43,060	122,770	231,260
22	11,880	33,860	57,040	47	22,000	62,700	117,220	72	32,430	92,450	175,190	97	43,560	124,160	231,260
23	11,880	33,860	57,040	48	22,350	63,690	117,220	73	32,810	93,520	177,190	98	43,950	125,260	231,260
24	11,880	33,860	57,040	49	22,630	64,490	117,220	74	33,290	94,840	179,690	99	44,420	126,590	231,260
25	11,880	33,860	57,040	50	22,940	65,340	117,220	75	33,640	95,860	182,160	100	44,900	127,980	231,260

別表第2号タ

大人通学定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く)
(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,300	6,570	12,450	26	7,870	22,430	42,500	51	11,540	32,890	62,320	76	17,060	48,630	92,130
2	2,300	6,570	12,450	27	7,870	22,430	42,500	52	11,820	33,700	63,830	77	17,290	49,290	93,360
3	2,300	6,570	12,450	28	8,000	22,770	43,170	53	12,010	34,200	64,800	78	17,590	50,160	95,030
4	2,710	7,730	14,650	29	8,000	22,770	43,170	54	12,170	34,700	65,750	79	17,680	50,410	95,510
5	2,940	8,390	15,890	30	8,130	23,180	43,930	55	12,470	35,520	67,290	80	17,990	51,290	97,170
6	3,190	9,080	17,180	31	8,250	23,500	44,530	56	12,690	36,170	68,530	81	18,330	52,260	99,000
7	3,650	10,400	19,690	32	8,250	23,500	44,530	57	12,810	36,520	69,190	82	18,520	52,760	99,960
8	4,020	11,460	21,710	33	8,330	23,730	44,950	58	13,100	37,330	70,720	83	18,760	53,500	101,370
9	4,280	12,170	23,070	34	8,380	23,870	45,240	59	13,320	37,990	71,980	84	18,970	54,030	102,390
10	4,400	12,550	23,780	35	8,590	24,500	46,440	60	13,560	38,640	73,210	85	19,220	54,790	103,810
11	5,340	15,230	28,820	36	8,650	24,660	46,720	61	13,640	38,860	73,630	86	19,400	55,280	104,750
12	5,450	15,550	29,480	37	8,680	24,760	46,890	62	13,900	39,640	75,110	87	19,670	56,040	106,170
13	5,580	15,890	30,120	38	8,920	25,450	48,210	63	14,180	40,400	76,530	88	19,900	56,730	107,490
14	5,720	16,310	30,880	39	8,970	25,570	48,420	64	14,370	40,990	77,650	89	19,980	56,940	107,900
15	5,720	16,310	30,880	40	9,220	26,290	49,800	65	14,610	41,630	78,850	90	20,280	57,820	109,560
16	7,020	20,020	37,950	41	9,450	26,940	51,050	66	14,870	42,370	80,260	91	20,500	58,410	110,680
17	7,190	20,460	38,780	42	9,640	27,480	52,050	67	15,000	42,780	81,040	92	20,790	59,260	112,290
18	7,190	20,460	38,780	43	9,910	28,250	53,540	68	15,410	43,930	83,230	93	21,000	59,870	113,420
19	7,310	20,840	39,480	44	10,040	28,630	54,240	69	15,480	44,150	83,650	94	21,100	60,130	113,940
20	7,440	21,220	40,200	45	10,310	29,410	55,720	70	15,760	44,910	85,060	95	21,390	60,980	115,550
21	7,590	21,620	40,970	46	10,460	29,780	56,430	71	15,950	45,470	86,140	96	21,580	61,520	116,560
22	7,710	21,960	41,630	47	10,550	30,070	56,980	72	16,190	46,150	87,440	97	21,800	62,110	117,670
23	7,710	21,960	41,630	48	10,850	30,900	58,590	73	16,510	47,070	89,160	98	22,080	62,960	119,270
24	7,800	22,260	42,160	49	11,050	31,500	59,700	74	16,660	47,510	90,000	99	22,190	63,230	119,810
25	7,820	22,320	42,280	50	11,350	32,350	61,310	75	16,830	47,930	90,810	100	22,380	63,790	120,870

別表第2号タの2

大人通学定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く)
(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,300	6,590	12,480	26	7,890	22,480	42,580	51	11,570	32,960	62,440	76	17,100	48,730	92,320
2	2,300	6,590	12,480	27	7,890	22,480	42,580	52	11,850	33,760	63,960	77	17,310	49,390	93,550
3	2,300	6,590	12,480	28	8,020	22,810	43,260	53	12,030	34,260	64,930	78	17,630	50,250	95,230
4	2,710	7,740	14,680	29	8,020	22,810	43,260	54	12,190	34,770	65,890	79	17,710	50,520	95,700
5	2,940	8,400	15,920	30	8,150	23,220	44,020	55	12,490	35,590	67,430	80	18,030	51,380	97,370
6	3,200	9,110	17,220	31	8,270	23,550	44,620	56	12,720	36,250	68,670	81	18,360	52,360	99,200
7	3,660	10,410	19,730	32	8,270	23,550	44,620	57	12,830	36,600	69,320	82	18,560	52,860	100,150
8	4,020	11,480	21,750	33	8,340	23,770	45,040	58	13,130	37,410	70,870	83	18,800	53,600	101,580
9	4,290	12,190	23,110	34	8,390	23,910	45,330	59	13,340	38,060	72,120	84	19,010	54,140	102,600
10	4,410	12,570	23,820	35	8,610	24,560	46,530	60	13,590	38,720	73,350	85	19,270	54,910	104,020
11	5,360	15,260	28,890	36	8,680	24,700	46,820	61	13,660	38,940	73,770	86	19,430	55,400	104,960
12	5,470	15,590	29,540	37	8,710	24,810	46,980	62	13,930	39,710	75,260	87	19,710	56,150	106,380
13	5,580	15,920	30,180	38	8,930	25,500	48,310	63	14,210	40,480	76,680	88	19,930	56,840	107,710
14	5,730	16,350	30,940	39	8,990	25,630	48,520	64	14,400	41,080	77,800	89	20,020	57,070	108,120
15	5,730	16,350	30,940	40	9,240	26,340	49,900	65	14,640	41,710	79,000	90	20,320	57,930	109,780
16	7,040	20,060	38,020	41	9,470	27,000	51,160	66	14,900	42,450	80,420	91	20,530	58,530	110,900
17	7,200	20,500	38,860	42	9,660	27,530	52,160	67	15,030	42,860	81,200	92	20,840	59,380	112,520
18	7,200	20,500	38,860	43	9,930	28,300	53,650	68	15,440	44,020	83,400	93	21,030	59,990	113,650
19	7,320	20,890	39,570	44	10,050	28,680	54,350	69	15,510	44,240	83,820	94	21,140	60,260	114,170
20	7,460	21,270	40,280	45	10,340	29,470	55,840	70	15,790	45,000	85,230	95	21,430	61,110	115,790
21	7,610	21,660	41,060	46	10,480	29,840	56,550	71	15,990	45,560	86,310	96	21,620	61,640	116,790
22	7,720	22,010	41,710	47	10,570	30,130	57,100	72	16,210	46,240	87,610	97	21,850	62,240	117,910
23	7,720	22,010	41,710	48	10,880	30,960	58,700	73	16,540	47,170	89,340	98	22,120	63,090	119,510
24	7,810	22,310	42,240	49	11,070	31,560	59,820	74	16,700	47,610	90,180	99	22,230	63,360	120,040
25	7,830	22,370	42,370	50	11,380	32,410	61,440	75	16,860	48,030	90,990	100	22,430	63,920	121,110

別表第2号レ 削除

別表第2号レの2 削除

別表第2号ソ 削除

別表第2号ツ

新幹線指定席特急料金

駅名	東京	品川	新横浜	小田原	熱海	三島	新富士	静岡	掛川	浜松	豊橋	三河安城	名古屋	岐阜羽島	米原	京都	新大阪
品川	2,290																
新横浜	2,290	2,290															
小田原	2,290	2,290	2,290														
熱海	2,290	2,290	2,290	2,290													
三島	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290												
新富士	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290											
静岡	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	2,290										
掛川	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290									
浜松	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290								
豊橋	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290							
三河安城	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290						
名古屋	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290					
岐阜羽島	4,710	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290				
米原	5,150	5,150	5,150	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290			
京都	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290		
新大阪	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	5,150	4,710	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	
新神戸	5,490	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290
西明石	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	2,290	2,290
姫路	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290
相生	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060
岡山	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,060
新倉敷	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930
福山	6,460	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930
新尾道	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	3,930	3,930
三原	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930
東広島	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700
広島	7,030	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700
新岩国	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700
徳山	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150
新山口	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150
厚狭	8,130	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490
新下関	8,130	8,130	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490
小倉	8,670	8,670	8,130	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	5,920	5,490	5,490
博多	8,670	8,670	8,670	8,130	8,130	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	5,920	5,490

別表第2号ネ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	品川	新横浜	名古屋	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	岡山	福山	広島	徳山	新山口	小倉
品川	2,500														
新横浜	2,500	2,500													
名古屋	4,920	4,920	4,920												
京都	5,810	5,810	5,470	3,270											
新大阪	5,810	5,810	5,810	3,270	2,500										
新神戸	5,920	5,920	5,920	4,250	2,610	2,500									
西明石	6,450	6,450	6,020	4,350	2,610	2,500	2,500								
姫路	6,450	6,450	6,450	4,350	3,380	2,500	2,500	2,500							
岡山	6,990	6,990	6,990	5,120	4,250	3,270	3,270	3,270	2,500						
福山	6,990	6,990	6,990	5,570	4,250	4,140	4,140	3,270	3,270	2,500					
広島	7,560	7,560	7,560	5,910	5,020	4,910	4,910	4,140	4,140	3,270	3,270				
徳山	8,210	8,210	8,210	6,450	5,580	5,470	4,910	4,910	4,910	4,140	3,270	2,500			
新山口	8,770	8,770	8,210	6,450	5,920	5,470	5,470	5,470	4,910	4,140	4,140	3,270	2,500		
小倉	9,310	9,310	8,770	6,990	5,920	5,810	5,810	5,470	5,470	4,910	4,910	4,140	3,270	2,500	
博多	9,310	9,310	9,310	7,560	6,350	5,810	5,810	5,810	5,810	5,470	4,910	4,140	3,270	3,270	2,500

(円)

新神戸	西明石	姫路	相生	岡山	新倉敷	福山	新尾道	三原	東広島	広島	新岩国	徳山	新山口	厚狭	新下関	小倉
2,290																
2,290	2,290															
2,290	2,290	2,290														
3,060	3,060	2,290	2,290													
3,060	3,060	3,060	2,290	2,290												
3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290											
3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290										
3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	2,290									
3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290								
4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290							
4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290						
4,700	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290					
5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290				
5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290			
5,150	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290		
5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	
5,490	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290

別表第2号ナ

新幹線指定席特急料金

駅名	東京	上野	大宮	小山	宇都宮	那須塩原	新白河	郡山	福島	白石蔵王	仙台	古川	くりこま高原	一ノ関	水沢江刺	北上	新花巻
上野	2,400																
大宮	2,610	2,400															
小山	2,610	2,400	2,400														
宇都宮	3,040	2,830	2,400	2,400													
那須塩原	3,380	3,170	3,170	2,400	2,400												
新白河	3,380	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400											
郡山	4,270	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400										
福島	4,270	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400									
白石蔵王	5,040	4,830	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400								
仙台	5,040	4,830	4,830	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400							
古川	5,040	4,830	4,830	4,830	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	2,400	2,400						
くりこま高原	5,580	5,370	4,830	4,830	4,830	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400					
一ノ関	5,580	5,370	5,370	4,830	4,830	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400				
水沢江刺	5,580	5,370	5,370	4,830	4,830	4,830	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400			
北上	5,580	5,370	5,370	5,370	4,830	4,830	4,830	4,060	4,060	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400		
新花巻	5,580	5,370	5,370	5,370	4,830	4,830	4,830	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400	
盛岡	5,910	5,700	5,370	5,370	5,370	4,830	4,830	4,830	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400
いわて沼宮内	5,910	5,700	5,700	5,370	5,370	5,370	4,830	4,830	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400
二戸	5,910	5,700	5,700	5,700	5,370	5,370	5,370	4,830	4,830	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170	3,170
八戸	6,280	6,070	6,070	5,700	5,700	5,370	5,370	5,370	4,830	4,830	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170
七戸十和田	6,280	6,070	6,070	5,700	5,700	5,700	5,370	5,370	4,830	4,830	4,830	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170
新青森	6,810	6,600	6,070	6,070	6,070	5,700	5,700	5,370	5,370	5,370	4,830	4,830	4,060	4,060	4,060	4,060	4,060

別表第2号ナの2

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	仙台	古川	くりこま高原	一ノ関	水沢江刺	北上	新花巻	盛岡	いわて沼宮内	二戸	八戸	七戸十和田
上野	2,400														
大宮	2,610	2,400													
仙台	5,360	5,150	5,150												
古川	5,360	5,150	5,150	2,500											
くりこま高原	6,000	5,790	5,250	2,500	2,500										
一ノ関	6,000	5,790	5,790	2,500	2,500	2,500									
水沢江刺	6,000	5,790	5,790	3,380	2,500	2,500	2,500								
北上	6,000	5,790	5,790	3,380	2,500	2,500	2,500	2,500							
新花巻	6,000	5,790	5,790	3,380	3,380	2,500	2,500	2,500	2,500						
盛岡	6,430	6,220	5,890	3,380	3,380	3,380	2,500	2,500	2,500	2,500					
いわて沼宮内	6,430	6,220	6,220	4,270	3,380	3,380	3,270	2,500	2,500	2,500	2,400				
二戸	6,430	6,220	6,220	4,270	4,270	3,380	3,270	3,270	3,270	3,270	2,400	2,400			
八戸	6,800	6,590	6,590	4,270	4,270	4,270	3,270	3,270	3,270	3,270	2,400	2,400	2,400		
七戸十和田	6,800	6,590	6,590	5,040	4,270	4,270	4,160	3,270	3,270	3,270	3,170	3,170	2,400	2,400	
新青森	7,330	7,120	6,590	5,040	5,040	4,270	4,160	4,160	4,160	4,160	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400

(円)

盛岡	いわて 沼宮内	二戸	八戸	七戸 十和田
2,400				
2,400	2,400			
2,400	2,400	2,400		
3,170	3,170	2,400	2,400	
3,170	3,170	3,170	2,400	2,400

別表第2号ラ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄 早稲田	高崎	上毛 高原	越後 湯沢	浦佐	長岡	燕三条
上野	2,400										
大宮	2,610	2,400									
熊谷	2,610	2,400	2,400								
本庄早稲田	2,610	2,400	2,400	2,400							
高崎	3,040	2,830	2,400	2,400	2,400						
上毛高原	3,380	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400					
越後湯沢	3,380	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400				
浦佐	4,270	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400			
長岡	4,270	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400		
燕三条	4,270	4,060	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	
新潟	5,040	4,830	4,830	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400

別表第2号ム

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄 早稲田	高崎	安中 榛名	軽井沢	佐久平	上田	長野	飯山	上越妙 高	糸魚川	黒部 宇奈月 温泉	富山	新高岡
上野	2,400																
大宮	2,610	2,400															
熊谷	2,610	2,400	2,400														
本庄早稲田	2,610	2,400	2,400	2,400													
高崎	3,040	2,830	2,400	2,400	2,400												
安中榛名	3,040	2,830	2,400	2,400	2,400	2,400											
軽井沢	3,380	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400										
佐久平	3,380	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400									
上田	3,380	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400								
長野	4,270	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400							
飯山	4,270	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400						
上越妙高	4,270	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400					
糸魚川	5,700	5,490	4,730	4,730	4,730	4,730	3,830	3,830	3,830	3,830	3,070	3,070	2,400				
黒部宇奈月温泉	6,030	5,820	5,820	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	4,160	4,160	4,160	3,830	2,400	2,400			
富山	6,360	6,150	6,150	6,150	6,150	5,390	5,390	5,390	5,390	5,390	4,160	3,830	3,170	2,400	2,400		
新高岡	6,900	6,690	6,150	6,150	6,150	6,150	5,390	5,390	5,390	5,390	4,160	3,830	3,170	2,400	2,400	2,400	
金沢	6,900	6,690	6,690	6,150	6,150	6,150	6,150	6,150	5,390	5,390	5,050	3,830	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400

別表第2号ウ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	博多	新鳥栖	久留米	筑後 船小屋	新 大牟田	新玉名	熊本	新八代	新水俣	出水	川内
新鳥栖	1,790										
久留米	1,790	1,790									
筑後船小屋	1,790	1,790	1,790								
新大牟田	2,290	1,790	1,790	1,790							
新玉名	2,290	2,290	2,290	1,790	1,790						
熊本	3,060	2,290	2,290	2,290	1,790	1,790					
新八代	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	1,790				
新水俣	3,770	3,770	3,770	3,060	3,060	3,060	2,290	1,790			
出水	4,400	3,770	3,770	3,770	3,060	3,060	2,290	2,290	1,790		
川内	4,400	4,400	4,400	3,770	3,770	3,770	3,060	2,290	1,790	1,790	
鹿児島中央	5,030	5,030	5,030	4,400	4,400	3,770	3,770	3,060	2,290	2,290	1,790

別表第2号ノ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	新青森	奥津軽 いまべつ	木古内
奥津軽いまべつ	2,560		
木古内	3,380	2,560	
新函館北斗	4,530	3,380	2,560